

75-40



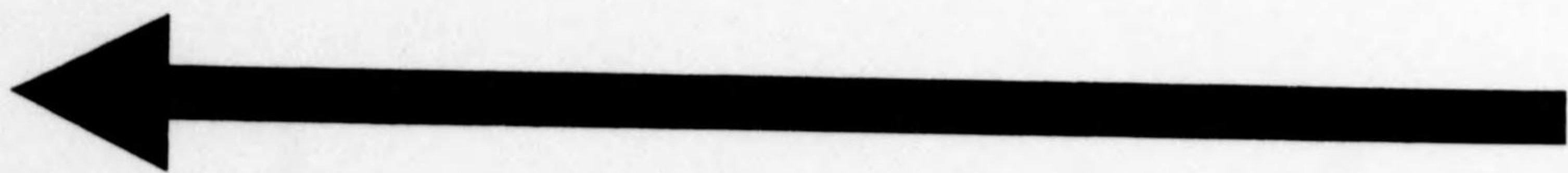
1200501289736

75

50



始



502



續福澤全集

第一卷



續福澤全集 第一卷

福澤先生肖像（明治二十年寫）



關 將 次 主 官 像 (前 前 二十 年 寫)

福澤先生筆蹟

正是先生得意中
嚙來炒豆詆英雄
無端自笑品評龜
獨忘壁頭一老翁

自題寫真像



自跋其書
無微自美品稍重 誠忘楚服一注餘
五長夫主掛意中 書來缺豆指英華
爾新夫坐筆置

西星先生公色中 嚙下
妙重詆美雅無端 自吳只輝
素精忘壁既一先為

自題其書



序

福澤先生の著作に就ては、先に既に福澤全集の公けにせられたるものあるも、猶多くの漏れたるものあり、長く遺憾とせられて居たのである。依つて慶應義塾は「福澤諭吉傳」出版に引續き、其の編纂を企つるに決し、之を石河幹明氏に囑託した。氏は「福澤諭吉傳」執筆後休息の暇もなく、直ちに此の事業に著手し、種々の困難を排して熱心に努力を續け、今や愈々茲に「續福澤全集」七巻の出版を見るに至つた。乃ち是れにて福澤先生の筆に成るものは、殆んど全部完全に集録せられたこととなる。誠に満足に堪へないのである。

本全集に收むる所は、分量に於て、時事新報の社説より成る「時事論集」が主なるものとなつて居る。それは明治十五年以來約二十年間に亘り、政治經濟其他各般の問題に付、先生が時事紙上を通じて我朝野を指導せられた其業績の記念碑に外ならぬ。先生の卓見達識を窺ふに於ても、又當時の多事多端なる時代を研究するに於ても、無上の資料であることと言ふまでもない。特に石河氏が其の各篇の初頭に概説を附し、讀者の理解に便ならしめたのは、大に喜ぶべき事である。次に長短一千百餘通の手紙より成る「書翰集」は、最も貴重なる遺珠とも稱すべく、「諸文集」亦特殊の興味に富むものである。先生の業績風貌は、此の「續福澤全集」に依りて、益々完全に紹介せらるべきを疑はない。

本全集の編纂に關し、吾々が石河氏の勞を深く多とするは勿論であるが、氏は實に苟も福澤先生の筆に成るものは、

一文一句も之を漏らさざるの熱心を以て編纂に當り、論説の類は言ふまでもなく、雜報廣告の微に至るまで之を蒐集し、斷簡零墨をも之を收め、眞に完全なる全集を見るに至らしめた。特に又明治十五年三月以後の時事新報社説數千篇の中より、先生執筆のものを撰り抜くことは、多年先生に親炙し且つ先生と文筆を共にしたる石河氏にして、始めて其的確を期し得たのである。本全集の完成は、實際に石河氏あるに依りて能く實現し得られたものである。予は之を特筆せざるを得ないのである。

昭和八年四月

慶應義塾長 林 毅 陸

續福澤全集緒言

明治三十一年の出版に係る「福澤全集」は、福澤先生が著譯に筆を染められし以來四十餘年間に亙る先生の著書論説を編纂して五卷となしたものであるが、大正十五年これを再版するとき、既刊の全集に漏れてゐたものと其以後の著作に屬するものとを加へ都合十卷として出版した。即ちこれが現在の「福澤全集」である。然るに先生手稿の遺文にして其全集に載つてをらぬものが尙ほ甚だ多いので、今回これ等を編纂して七卷となし、「續福澤全集」と名づけて出版することにした次第である。

此續全集に収録せる先生の遺文は、これを「時事論集」「書翰集」及び「諸文集」の三部類に大別した。

「時事論集」は明治十五年三月「時事新報」の創刊より同三十一年九月先生が大患に罹らるゝまで親しく執筆せられ又病後折り折り編者に意を授けて起草せしめられた同三十四年二月逝去に至るまでの「時事新報」の社説を纂輯し、前全集の例に依りこれに「時事論集」の名を下したもので、明治年代に於ける政治上、社會上、其他あらゆる諸問題に對する先生の主張議論は一切包羅してゐる。

「書翰集」は先生の書翰を集録したものである。先生は平素交友知人への文通を怠られなかつたばかりでなく、或は一面識もなき人よりの來翰に對しても返書を出され、又日常の些末事、例へば出入の職人に用をいひ付けらるゝ場合にも手書を以てせられたほどであるから、其一生涯に書かれた手紙の數は何千通あつたかわからない。爾來幾多の

歲月を經過し殊に大震災火災の事變もあつて喪失散逸したものが多けれども、尙ほ此集に千百餘通を収録するを得たのは、畢竟先生が平素非常に多くの手紙を書かれたためであつて、其中には歴史上の参考となるべき重要な長文のものもあり、又片々たる短文の間にも率直に眞情を吐露して面目の躍如たるものもある。要するに本集中收むるところの大小の書翰は、先生の經歷性行を窺ひ知るに最も重要な資料である。

「諸文集」は先生の各時代に於ける諸種の遺文を集録したもので、歐洲紀行の「西航記」を始めとし、先生の生前他人に示されなかつた重要な書類文獻より、晩年の戯作なる芝居の筋書等に至るまでも收めてある。其中の論説は多くは明治初年の各雑誌に載せられたもので、「時事新報」發刊以前の執筆に係つてゐる。尙ほ先生の詩百三十餘首は卷末に附録してある。

以上は「續福澤全集」編纂の要目にして詳細は更に各部の例言に記してある。大正十五年再版の「福澤全集」に漏れてをる先生の遺文は、此續全集七卷の中に殆ど全く包羅した筈であるが、たゞ世上に散在してゐる書翰の中には或は幾分漏れてゐるものがあるかも知れぬことを、念のために記しておく。尙ほ此編纂に就ては富田正文氏が多大の勞を致したことを茲に附言する。

昭和七年十月

石河幹明

續福澤全集概目

第一卷 時事論集

- 明治十五年篇
- 明治十六年篇
- 明治十七年篇

第二卷 時事論集

- 明治十八年篇
- 明治十九年篇
- 明治二十年篇
- 明治二十一年篇
- 明治二十二年篇

概目

第三卷 時事論集

- 明治二十三年篇
- 明治二十四年篇
- 明治二十五年篇
- 明治二十六年篇

第四卷 時事論集

- 明治二十七年篇
- 明治二十八年篇
- 明治二十九年篇

第五卷 時事論集

- 明治三十年篇
- 明治三十一年篇
- 先生病後篇
- 附記

第六卷 書翰集

第七卷 諸文集

- 明治時代以前のもの
- 慶應義塾關係文書
- 偽版取締關係書類
- 明六雜誌所載
- 民間雜誌所載
- 家庭叢談所載

概目

概

目

再刊「民間雜誌」所載

「交詢雜誌」所載

序 文

碑文弔詞

廣告文

雜纂其一

雜纂其二

雜纂其三

〔附錄〕詩集

語

時事論集

時事論集例言

福澤先生が「時事新報」に筆を執られたのは、明治十五年三月の創刊以來、同三十一年九月腦溢血の大患に罹らるまでの十五年間に於て、其間先生の手になつた社説は、既に單行本として刊行し「福澤全集」に收めたるもの及び大正十五年再版同全集の「時事論集」中に抄録したるものを除き、總て此集に收録した。先生は「時事新報」の發刊後以前の如く著書を出されず（單行本として刊行せる諸論説も一旦「時事新報」に掲出した上更に刊行したのである）其議論主張は常に「時事新報」の紙上に於て發表せられたから、此十五年間の社説は、其時代に於ける内外大小の問題に對する先生の意見批評を見るべきものにして、明治史の研究に缺くべからざる資料たるはいふに及ばず、しかも當面即時の問題のみならず居家處世經國經世に關する長篇大作も總て此集中に收められてある。

「時事論集」の編纂法は、明治十五年より同三十四年に至るまで年次を逐うて、其一年分を何年篇と名づけ、毎篇、政治外交、財政經濟等の各項に分類し、且つ時事に關する先生執筆の「漫言」を篇末に附記した。而して讀者のためには其各年間に展開せる問題事實の概要と「時事新報」がこれに對して意見を述べ批評を下したる理由とを知るの便利なるべきを思ひ、毎篇の初頭にこれを一括概説した。概説の文中に「先生」又は「時事新報」と記したのは文勢上用語を異にせるまでで、總て「先生」と解すべきものである。

「時事新報」の社説中には先生が其趣旨を記者に語つて起草せしめられたものもあり、又記者の草したる原稿を添

削して採用せられたものもあるが、元來先生の筆政は極めて嚴密にして、文字は勿論その論旨までも自身の意に適するまで改竄補正を施し、殆ど原文の形を留めないものもあつた。或は此集を注意して通讀する讀者は間々生硬不熟なる文字用語を發見することがあらう。先生の削正は常に一字一句の末にまで及んだけれども、非常に繁忙の際もしくは印刷の急を要する場合などには多少の字句は看過せられたこともあるが、併しながらかかる場合は極めて稀であつた。而して先生の校閲を経て社説に掲げたものでも他人の草稿に係る分はこれを省いた。

序ながら讀者に告げんとする一事がある。「凡そ如何なる名論卓説にても、たゞ一度氣焰を吐いたばかりで筆を收めてしまつては、實際に其効果を見ることは出来ない。人間の感覺は案外鈍いものであるから、苟も自説の貫徹を期せんとするには、其主張を何週でも繰返して、人をして耳を傾けしむるに至るまでは已まない根氣と熱心とを以てしなければ駄目である」といふのが先生の筆法であつて、其主義持論に關する主張に就て「時事新報」の社説は常に此筆法を用ひてゐる。しかも其所論は時に處し場合に從て更に切實を加へ、徒に陳言を繰返すのでないことはいふまでもない。以て先生が如何に其主義主張に熱心忠實であつたかを知るべきであらう。

續福澤全集 第一卷 目次

福澤先生肖像

福澤先生筆蹟

序(林毅陸)

緒言(石河幹明)

續福澤全集概目

時事論集

時事論集例言

明治十五年篇

概説

政治外交

伊藤參議を餞す

政府何ぞ奮て大に進まざるや

目次

一種變則の讒言……………二

條約改正……………八

社會の祕密……………一〇

英國女皇の變報……………一三

立憲帝政黨を論ず……………一六

朝鮮元山津の變報……………一八

朝鮮政府へ要求す可し……………二〇

朝鮮の變事……………二三

朝鮮政略……………二六

朝鮮事變續報餘論……………二八

日支韓三國の關係……………三〇

支那國論に質問す……………三三

朝鮮事件談判の結果……………三五

朝鮮新約の實行……………三六

朝鮮の償金五十萬圓……………三九

極端主義……………四三

政治の名分……………四七

守成は創業に異なり……………四九

天下憂ふ可きもの二あり……………五〇

廢縣論……………五二

天下自省す可きものあり……………五三

軍事國防……………五七

造船の事業獎勵せざる可らず……………五七

産業貿易……………六一

北海道の遺利惜しむべし……………六一

運輸交通……………六三

✓鐵道論……………六四

教育學術……………六六

太政官第五十一號布告……………六六

極端論……………六八

急變論……………七一

宗教道德

神官の職務……………一四

雑説

皇居御造營に就き太政官の建築を望む……………一四

肉食せざるべからず……………一四

時事新報の特色……………一五

漫言

妾の功能……………一五

一利一害……………一五

公開の劇場……………一五

南無妙法蓮陀佛黨……………一六

日本極る……………一六

言はう欺言ふまい欺……………一六

辯士の秘傳……………一六

扱々大變……………一六

四問會……………一六

三伏の日寒中見舞……………一七

演説遣ひ……………一六

治安新策……………一六

何れも困る……………一七

連類はなきや……………一七

神下し……………一七

金の世の中……………一七

天險論一策以て漫言翁に質す……………一七

復古の御代……………一七

讀書のくちなをし……………一七

握り詰る勿れ……………一七

交情妨げられて愈密なり……………一八

裏を搔く……………一八

鼠に告ぐ……………一八

力瘤願下之事……………一八

今一年の氣根競らべ……………一八

神授の妙策……………一八五

泣く子と地頭……………一八六

天機漏らす可らず……………一八七

コレラ祭り……………一八九

縣令に男子なし……………一九〇

籠鳥尙羨むに堪えたり……………一九三

太平の民草……………一九三

監視官の食料夜具蒲團……………一九四

さう旨くはだまされぬぞ……………一九五

石地藏……………一九六

異物同稱のコレラ病……………一九七

コレラ除の御祈禱……………一九九

油斷大敵……………二〇〇

飼犬も亦時としては……………二〇一

千松新聞……………二〇二

旨ひ物喰つて油斷をするな……………二〇三

蹇に踏まるゝ勿れ……………二〇四

芝罘より出たる軍艦はチャーリーなり……………二〇五

ならぬ堪忍……………二〇六

聾者疑念深し……………二〇七

災難の原因……………二〇八

いろは加留多も御存じないか……………二一〇

倦まざらしむべし……………二一一

其小なること小指の如し……………二一二

道理で……………二一三

新聞新聞……………二一四

學と不學との分析……………二一六

眞言祕密は以て夫婦喧嘩を和するに足らず……………二一七

太郎の美酒……………二一九

狡兎死して良狗は何とするや……………二二〇

差料の刀を以て自殺する者は誰ぞ……………二二二

去年の夢舊連官……………二二三

營業毀損……………三三
 若殿様の御相撲……………三四
 主義の食傷……………三六
 大精進は難い哉……………三七
 潔癖の主義達するに難し……………三八

明治十六年篇

概説……………三〇

政治外交

支那朝鮮の關係……………三三
 朝鮮國を如何にすべきや……………三四
 米國政府下の關償金の元金を返す……………三五
 支那人の舉動益怪しむ可し……………三六
 朝鮮政略の急は我資金を彼に移用するに在り……………三九
 日本の資金を朝鮮に移すも危険あることなし……………四〇
 朝鮮國に資本を移用すれば我を利すること大なり……………四四

支那人民の前途甚だ多事なり……………三五
 調和の急は正に今日に在り……………三六
 外交の思想養成せざる可らず……………三七
 支那行を獎勵すべし……………三八
 朝野新聞に答ふ……………三七
 世態論時事新報に呈す……………三九
 伊藤參議の歸朝近きに在り……………四〇
 高等法院の福島事件公判……………四一
 沖繩想像論……………四二
 英國公使パークス氏の答詞……………四三
 支那との交際に處するの法如何……………四四
 政治家の秘訣……………四五
 安南朝鮮地を換へば如何なりし歟……………四六
 日耳曼の東洋政略……………四七

軍事國防

安南の風雨我日本に影響すること如何……………五一

財政經濟

明治十六年前途之望……………三四
 紙幣引換を急ぐべし……………三二
 外債を起して急に紙幣を兌換するの可否に付東京日々新聞の惑を解く……………三六
 國財論……………三九
 國財餘論……………三九

産業貿易

日本亦富國たるを得べし……………三七
 農業を論ず……………三〇
 金満家奮へよや……………三六

運輸交通

日本には船なかるべからず……………三九
 天下大に急にすべきものあり……………三三
 大に鐵道を布設するの好時節……………三九

教育學術

時事新報の敗訴天下の爲に賀す……………四〇
 學者の議論……………四二
 醫師規則の布告を読む……………四四
 身體を大切にすべし……………四三
 我國普通の洋學は英語に歸す可し……………四六

社會交際

富豪の進歩を妨る勿れ……………四一
 人爲の法則は萬古不易たるの約束なし……………四一
 人間の權力は一二人の專有にあらず……………四四
 日本人は今の日本に満足せんとするか……………四七
 人事停滯の毒恐るべし……………四五
 我文明は退歩するものには非ずや……………四八
 政談の熱畏るゝに足らず……………四六
 保守の文字は復古の義に解す可らず……………四八
 憂世家の手段……………四七
 文明進歩の速力は思議すべからず……………四七

饑饉の用意……………四七

宗教道德

道德の議論は輕躁に判斷す可らず……………四八
文明の風を導くには取捨する所あるを要す……………四七

雜說

雪之說……………四九
時事新報の一周年日……………四九
✓ 首府改造と皇居御造營と……………四九
時事新報解停……………五〇
學者と政治家との區分……………五〇

漫言

空念佛講……………五〇
牛にひかれて善光寺参り……………五一
儒教豈唯道德のみならんや……………五一
主義の傳染は病の傳染に異なり……………五二
つがもない……………五三

新聞記者の敗北……………五四

又も喧嘩の買出しに來たり……………五五

朝鮮來狀……………五七

府縣會の小歴史……………五九

儒教の主義は私の著書に及ばず……………五〇

御儀式の生捕……………五一

ソリヤ又來たぞ……………五三

探訪通信も亦難い哉……………五四

パークス公使北京に往かんとす……………五六

買物に法あり……………五七

變はるに困る……………五九

誠に目出度し……………五〇

敵の勝つべきを恃まず……………五三

腰の物検査……………五三

原被連帶片造の詞訟……………五五

百に三升賀す可きや弔す可きや……………五六

一舉して日本の商權を握るの傳授 五三七

國債の抵當乏しからず 五三八

大演説 五四〇

氷の刃を懐にして 五四一

武家奉公御構ひ 五四三

短氣は損氣なり鐵道は氣長に布設すべし 五四三

時運逆行株式取引所の衰盛 五四五

大儲け 五四六

挽いて轉ぶも弾いて轉ぶ勿れ 五四八

明治十七年篇

概説 五五〇

政治外交

佛國は支那の恩人なり 五五一

日本は支那の爲に蔽はれざるを期すべし 五五四

人を容るゝこと甚だ易し 五五七

眼を朝鮮に注ぐべし 五六〇

條約改正論 五六三

尙早し既に晚し 五八四

法律のみに依頼して外國人を制す可らず 五八七

朝鮮に在る日本の利害は決して輕少ならず 五九〇

佛國戰を臺灣に開く 五九三

脈既に上れり 五九六

條約改正直に兵力に縁なし 五九九

外交には自から順序手續あるものなり 六〇三

輔車唇齒の古諺恃むに足らず 六〇五

支那を滅ぼして歐洲平なり 六〇八

東洋の波瀾 六一四

朝鮮事變 六二三

朝鮮國に日本黨なし 六三三

我日本國に不敬損害を加へたる者あり 六三六

朝鮮事變の處分法 六三九

支那兵士の事は遁辭を設るに由なし……………一六

軍事國防

米國の前途如何ん……………六三九

軍費支辨の用意大早計ならず……………六四三

戦争となれば必勝の算あり……………六四五

國民の私に軍費を醸集するの說……………六四九

財政經濟

紙幣兌換遲疑するに及ばず……………六五六

産業貿易

國を富強するは貿易を盛大にするに在り……………六三三

日本の貿易を助け長するの工風を爲すべし……………六四四

大日本帝國内外貿易の中心市場……………六六七

✓ 東京に築港すべし……………六七〇

✓ 東京に新港を築くの方法……………六七三

✓ 新港成就して東京内外貿易の中心市場と爲る……………六七五

日本と米國との貿易の偏重ならざるを望む……………六七七

商賣を以て我國特有の所長と爲す可し……………六八〇

支那政府の失敗支那人の幸福……………六八三

西洋人と支那人と射利の勝敗如何……………六八六

米の直段……………六八八

運輸交通

蒸氣機關の事を記して併せて三菱共同運輸兩會社に論及す……………六八九

新發明の未だ起らざるに先ちて舊工夫の恩に浴す可し……………七〇七

三菱郵便汽船香港の航路を止む……………七二二

社會交際

名を以て實を誤る勿れ……………七二五

華族の資格如何……………七三〇

華族の資産如何す可きや……………七三三

支那風擯斥す可し……………七三六

古記古物保存す可し用ゆ可らず……………七三九

宗教道德

宗教も亦西洋風に従はざるを得ず……………一八

修身處世

米國は志士の棲處なり……………一九

男兒志を立て、郷關を出づべし……………二〇

移住論の辨……………二一

富を作るの地を擇む可し……………二二

奮て故郷を去れ……………二三

後進生に望む……………二四

雜說

海外御巡幸……………二五

日本東京萬國大博覽會……………二六

乘馬飼養令……………二七

墓地及埋葬取締規則……………二八

拷問の説……………二九

國の名聲に關しては些末の事をも捨つべからず……………三五

漫言

又金儲けの新工風……………三六

雪中の談話……………三七

一と雪三十萬圓……………三八

夜鷹相場……………三九

新譯白骨の御文章……………四〇

都會の花……………四一

東洋にビスマークなしと云ふこと勿れ……………四二

日本人民は馬鹿なり……………四三

英米の外道……………四四

全國の富を專有すること甚だ易し……………四五

日耳曼風萬々歳……………四六

富貴功名は親讓りの國に限らず……………四七

泥の海……………四八

不幸長命にして死せず……………四九

氏素姓は拙者存せず……………八六

隣國の戰爭……………八八

雲上人のお行列……………八九

宗教の熱は二百十二度以下に在るべし……………八〇

御近方まで参りたるに付……………八三

火事場の錢儲け……………八三

田舎の因果……………八四

嘉言善行の儀に付時事新報社へ御相談……………八五

大祭大風……………八七

唐嘉言唐善行……………八八

卷煙草は必ずしも乗馬に伴ふを要せず……………八〇

明治十五年篇

本篇の概説 「時事新報」の創刊は明治十五年三月一日であつた。其前年にはゆる明治十四年の政變が行はれ、先生はこれに就て意外の迷惑を蒙られた。○明治二十三年を期し國會開設の詔勅の發せられたのは十四年十月にして、參議伊藤博文は此年憲法取調として歐洲に派遣せられた。○前年の政變後、政府の方針一變して反動的政策を採り、立憲帝政黨と名づくる一種の守舊官權黨を組織糾合して遊説、新聞を以て民間の政黨に對抗せしめ、同時に教育上に儒教主義を獎勵して漢學の再興、古流の復活を許り社會の人心を鎮壓することに努力した。○「時事新報」は此間に處して主として官民調和論を唱へ、官權黨に向つては其言論態度の不謹慎を戒め、儒教主義の復活に對しては極力反對した。○此年七月朝鮮京城に大院君の變亂勃發し我官民も害を被つた。先生は夙に懷抱せられた東洋政略の意見を此機會に大に披瀝せられた。爾來「時事新報」は對韓對支の政略論を終始一貫の主張として以て日清戰爭にまで及んだ。○此年十月の「時事新報」は賣藥論（太政官第五十一號布告）と題す）を掲げたため賣藥商から營業毀損の訴を受けてこれと争ひ、又他新聞の駁論に對し漫言欄に於て應酬した。○此期に於ける「時事新報」の漫言は帝政黨の言動并に儒教主義の復活に關するものが多い。

【參照】 此年間に「時事新報」に發表せられた「時事大勢論」「帝室論」「德育如何」（紙上に於ては「學校教育」と題す）「兵論」等の長篇は「福澤全集」第五卷に載せてある。

政治外交

伊藤參議を餞す

伊藤參議は憲法取調への命を受け太政官大書記官山崎直胤大藏權大書記官河島醇參事院議官補伊東巳代治大藏少書記官平田東助外務少書記官吉田正春の諸氏を従へ本月九日發の汽船にて獨逸國に赴き同國の憲法を取調らるゝと云ふ去年十月國會開設の命ありしより朝野共に開設準備の談あり今回參議の外行も憲法取調べとあれば彼の準備の爲ならん今日に在て大切なことなり我輩も此事に就て少しく見る所あれば偶々參議の行に際して一言せざるを得ず識者の言に法は人に依て行はるゝと云ひ又新法を設るは舊法を實施するに若かずと云ふが如きは紙上の法に拘泥せずして實際の人力に依頼するとの謂ひならん今又この義を擴れば法は名にして勢は實なりと云ふも可なり何をか勢と云ふ其一世の人の是視し又非視する所のもの即是なり抑も彼の法なるものは之を紙に記すも其文固より簡單にして一切の人事に適合す可きに非ず人事は極めて繁雜にして人心は極めて多端なり故に其極めて繁雜多端なるものを綜るに極めて簡單なる規則を以てす即ち法の名義體裁に於て止む可らざるものにして其法の精神は當世の勢に従て變換するのみならず名義體裁同一の法に據て反對の事を行ふ可きものなきに非ず例へば我日本帝室の法の如し開闢の始より今日に至るまで曾て變換したることなし又今後千萬年も變換することなかるべしと雖ども此法の行はるゝ其際に法の精神の變換したるや甚し今を去ること千有餘年坂上田村麿公も征夷大將軍にして二百年前徳川第三世家光公も征夷大將軍なり

法を以て論ずれば二公孰れも輕重なしと雖ども甲は王室の命を以て之を進退左右すること容易なりしも徳川家光公の將軍職を擬奪するが如きは甚だ難かりしことならん又在昔藤原の道長公も太政大臣にして今の三條實美卿も太政大臣なれども實美卿は道長卿の事を行はず又其行事を學ばんと欲するが如き御方に非ずと信ず左れば王室の法は萬歳不易なるも其精神は人に由て異なり時に臨で同じからず即ち事實の勢に従て一樣ならざるものにして前説に云へる法は名にして勢は實なりとは蓋し是の謂なり近日世上に主權論の喧しきあるも畢竟其一方は名に據り一方は實に據るものにして際限ある可らず我輩は之を目して一種名實の爭論と認るのみ右の次第なるを以て今回伊藤參議が憲法取調べのために獨逸國に行くことならば其國の憲法のみならず又之に關する諸の法律規則等を取調るの傍に其國勢を視察せんこと我輩の特に冀望する所なり抑も今の獨逸帝の始祖が普魯士國王と稱したるは紀元千七百一年にして第一世「フレデリツキ」なり次は第一世「フレデリツキウキルリヤム」次は「フレデリツキ」大王、王より四世にして今帝第一世「ウキルリヤム」に至る蓋し今帝は先帝の弟にして實は大王の曾孫なり建國の初より武を以て國體を成し大王の威武既に歐羅巴全洲を轟かして帝は其の遺業を繼たるものなり帝の即位は近く千八百六十一年なれども年十七歳のとき既に佛帝「ナポレオン」と戦ひ之を帝の初陣とす即位の後には「ポーランド」を取り丁抹と戦ひ塊地利に勝ち又佛蘭西と戦て佛帝を虜にし遂に千八百七十一年帝位に昇たるものなり今帝の天資既に英武にして之を補佐するには宰相「ビスマルク」公の在る有り又之に加ふるに帝の國事に關するは十七歳のときより今に至るまで殆んど六十年に近し武を以て成るの國體にして親から軍陣に臨むの英主あり一國人民の氣風武に靡くも亦謂れなきにあらざるなり蓋し其氣風とは即ち其國の勢ひにして國民一般の是視する所又非視する所も亦自から他國に異ならざるを得ず故に今獨逸國の憲法律令

等を皮相するも其得失を斷すること甚だ易からず法令の文面には云々の事あるも實際には云々ならざるものも多からん畢竟其人民の公議輿論に従て法令の精神を左右するものなれば此法令は唯今の獨逸國に行はれて今の獨逸國の成跡を見る可きのみ其文面の一字を變換せずして之を英佛に移し又は支那に摸寫するも其成跡は一樣ならざるのみならず或は反對するも計る可らざるなり

伊藤參議は夙に才名あり此行や固より我輩の忠告を要せずと雖ども國を思へば亦默止するを得ず我輩が特に參議に求る所は唯獨逸にある憲法律令の死文を見ることなくして其憲法が該國民に向て如何の影響を爲す歟を視察し、文面には斯くあれども實驗には斯く行はるゝとの情況を見聞し、其文面と實際と相異なる所以の原因を探偵し、此法令を何れの國に採用したれば如何の成跡を呈す可きやを推究するの一事に在り律令は之を譬へば猶料理の獻立の如し其獻立の品を見れば甚だ美なるが如くなるも割烹の法宜しきを得ざれば口に適す可らず或は其割烹の法も正則に従て鹽梅の量、溫冷の度を誤らざるも其料理を宴席に排列して衆客の評する所にて旨からずと云へば又如何ともす可らず蓋し其旨否の評は天下の公議輿論是なりと云はざるを得ざるなり由て一言以て參議の行を餞す（明治十五年三月二日）

政府何ぞ奮て大に進まざるや

明治二十三年を期して國會を開く可きの勅諭ありし上は其開否の利害に就ては最早世間に議論ある可らず二十三年に至て開く處の國會は果して如何なる性質のもの歟其憲法は如何なる精神のもの歟今より之を知る可らずと雖ども元と此國會なるものは其の名義さへ西洋諸國より舶來したるものなれば何れにも彼國に行はるゝ慣例を斟酌折中して我

日本の民情に適するものを撰ぶことならん國會爰に興らんとすれば政黨も亦興る可きは自然の勢にして今日に於ても世上には既に政黨結合の談あり即ち在野の政黨なり左れば今の政府に立て國事を執る官吏の一群は如何なる名義のものにして其心事は何れの邊に在ることならん維新より十五年以來の官吏にして政黨など云ふ者には非ず十五年の政府を二十三年まで持續して其後は潔く身を退け一も二もなく政府を擧げて之を在野の政黨に授けんとの心組歟、さりとは餘り淡泊なるのみならず國を思ふこと深からずと云ふも可なり或は然らず國會未だ開けずと雖ども其開期既に定りたることなれば今の政府は恰も一政黨の當路者にして正しく在野の政黨と相對し大に主義を定め大に政友を團結して二十三年の其後も尙政權を執て之を持續せんとするの心事歟左もある可きことなり然るときは今より之を名けて在朝の政黨と云て可ならん

今この名稱は如何様にても又其官吏の心組は如何様なるも今後八年の間は必ず此一類にて政權を掌握す可き仕組なれば我輩に於て八年後の事は姑く不問に附し唯この年限の内に在て大に求る所のものなきを得ず即ち其求る所のものとは何ぞや政權を強大にするの一事なり政府の體裁は如何様にても政權強大ならざれば國事擧る可らず外國の實際なり内國の財政なり陸海軍の事なり地方交通の事なり以上諸件の根本たる可き租税の事なり皆國事の急なるものにして速に改進を要すと雖ども政權強大の基礎爰に定まるに非ざれば之に著手するに由なし此基礎を定めるの法は唯政府の果斷に在るのみ秦の始皇は六國を滅して萬里の長城を築きたり今の政府は三百諸侯を合併したるものに非ずや況んや秦皇は之を滅すに暴逆を以てし我政府は順を以てして其順逆固より年を同ふして語る可らざるに於てをや逆を以てするも尙且彼の如し我政府は順を以て海内を一統し之に加るに國民愚ならず國財乏しからず此民を導き此財を集め何事を

企て、成らざるものあらん唯中央政府の果斷を要するのみ試に今の陸海軍を見よ内國の變亂に備るには稍や足る可しと云ふも一旦外國と事あるに及び今の海軍を以て全日本國の海岸を守り進で東洋の諸要處を扼して敵國の軍艦隊を千里の外に拂ふの覺悟ありや陸軍も亦唯内國に備るものゝみと思ふ可らず今日にも支那と葛藤を生じ明日にも朝鮮に事あるときは我日本は之を攻るにも又之を援るにも第一著の要は我兵士を彼の地上陸せしむることならん此時に當て我陸軍はよく支那の四百餘州を蹂躪するに足る可き歟又小弱の朝鮮國を援けて強大の外敵を掃攘するに餘ある可き歟我輩未だ容易に之に答ること能はざるなり外國の事は姑く聞き内の財政の始末は如何なる有様なるぞ徳川政府の時代より我國遺傳の金銀貨は其の行く所を知らず金銀に代用するに紙を以てして其紙も亦發行に過ぎたる紙幣の價格日に下落して物價頻りに騰上し吾に國民の損害を致すのみならず政府も亦國民と共に苦しみ今日に至るまで曾て回復の目的なきに非ずや財政は政府を立てるの基礎にして兵備は國權を維持するの大本なり其基本定まらざるが故に政權振はざる歟、政權振はざるが故に基本立たざる歟、何れが因にして何れが縁なる之を明言し難しと雖ども今日政權の尙未だ強大ならざるは事實に明にして其責に任ずる者は即ち當路の官人なれば我輩は此流の人に向て國の爲に大に求る所のものなきを得ざるなり或は方今詭激の論を唱へ新聞に演説に往々國事犯の罪に觸るゝ者次第に多くして政府は之を制するに怠らず之を壓倒し盡すの目的ならんと雖ども漸く其目的を達して漸く犯罪人の數を減ずるも之を減じて唯僅に三五年前罪人少なりし時の有様に復するのみ未だ以て進で事を爲すの域に達せざること遠し我輩の所謂政權を強大にするとは斯る細事を云ふに非ず一國大計の基を爰に定めて果斷以て大に進まんことを願ふものなり（明治十五年三月三日）

一種變則の讒言

讒言とは邪智佞奸の者が正直忠義の人を誣ひて其惡名を成し君王の明を掩ふて私の利を營むことにして全く一個人と一個人との間に行はれ君王と名臣と奸臣と三人の關係にして成る可し藤原の時平が菅原の道眞卿を醍醐天皇に讒し梶原平三が源の義經を頼朝に讒したるが如き是なり之を讒言の定則と云ふ然るに爰に一種變則の讒言は明治十四年夏の頃より府下誰れの口に出るとも分らず一種の奇言を傳る者あり云く近來世間に大謀を企る者あり其企の大概は斯の如し誰れと誰れと連絡を通じて既に斯る證據あり誰れは謀主にして誰れは金主其事果して行はれなば天下は大變なり彼れに謀る所あれば我亦これを探索して之に備へざる可らずとて探偵の間諜を派出し護身の用意を嚴重にし此處に密談し彼處に會合する等甚だ騒々しき様子なれども願て其大謀の在る所を探れば漠として烟の如し同年十月の頃より此奇言一層の劇しきを致して最早包み隠しもせず誰れの舉動は訝しと云ひ其心事は怪しむ可しと云ひ人類の腦中を探得たるが如き夢想を畫きて其騒動の有様は弓もなき案山子かかしに群鴉の躁ぐが如くなり讒者一に止まらず被讒者の數も亦多くして却て其讒を聽く者の所在を尋れば甚だ分明ならず思ふに讒者自から讒して自から之を聽くものならん歟一種變則の讒言にして之を名けて奇讒と云ふ可し尙甚しきは誰れの戯にや又は有心故造にや何か役割の書付を作りて誰れは云々の後何役に爲り誰れは首席にして誰れは列座などと記したるものありて此書付を眞正面に受けて大切なる談柄に用ひ此は是れ所謂變亂黨なりなどゝて心配する輩もある由誠に以て捧腹絶倒に堪へざる次第にて福澤論吉なども多少の嫌忌を蒙りたる仲間にして竊に可笑しく思ひしことなきに非ず抑も此奇談騒動は時事政治に關する事歟若しも

然る事ならば福澤が時事に就ての所見は昨年の初より筆を勞して著はしたる時事小言一冊あり是は同年八月脱稿十月八日 天皇陛下に獻本の義を出願して願の通御聞届にも爲たるものなれば強ち變亂人の作とも評し難からん畢竟世の中の騒動者流は人の著書など讀む暇なき歟或は之を讀で解すること能はず唯一片の役割書など弄して事物を速了することならん我輩は此流の人に對して嚴格なる彈劾の語を下だすをも屑とせず唯これに呈するに無眼者の三字を以てするの外なし但し此無眼の愚者は愚を以て自から居り人も亦これを愚視するが故に唯憐む可きに止まれども他の軟弱にして然も狡猾なる卑屈者流は事實を辨するの明を有して明に之を知りながら故さらに自から愚を装ひ枉げて騒動の仲間に加する者あり其趣を譬へて云へば昔日徳川政府の盛なるときは田舎の士族が江戸に勤番して不器用ながらも江戸語を語て旗本の風を學び維新以來舊鹿兒島藩士の勢力盛なれば上國の士人までも態と薩州の語を學で媚を獻するものに異ならず畢竟時勢に走るの輕薄兒と云ふ可きのみ我輩固より時事を談じて政治を語らざるに非ず其主義は純然たる建置經營の旨にして敢て世の誰れ彼れに關係する所もなく唯我主義に反する者は之を敵とし主義に同じき者は之を友とすることなれば漫然たる江湖に如何なる風波を生じて如何なる變則の讒言を流がす者あるも之を不問に附す可きは無論、益もなき事に付き他を評するが如きは我社に於て固く禁する所なれども昨年來の一條は其外見或は少しく此方に關係あるが如し依て一言を記して世間の惑を解くこと爾り(明治十五年三月六日)

條約改正

西洋諸國の人が東洋に來て支那其外の國々に對する交際の風を察するに其權力を擅にする趣は封建時代の武士が平

民に對するものと稍や相似たるが如し東洋の諸港に出入する軍艦は即ち彼れが腰間の秋水にして西洋諸國互に利害を共にして東洋の諸國を壓制するは武家一般の腕力を以て平民社會を威伏する者に異ならず嘗に言語應對の際に傲慢の氣を示して他を脅嚇するのみならず貿易上の實利に就ても東西相對して明に不公平を見る可し我國に於て條約改正の議は數年前に始めて近日は漸く其局を結ぶに至る可しと云ふ此一事に就ては世人の冀望する所大概皆同一様にして其説に曰く政府に於ても條約改正の事は深く注意する所にして多少に經營したることならん近年法律を改正し監獄の體裁を變革したるも内國の民情を察して然るものなりと聞くと雖ども又一方より考れば外務官が外人に對して治外法權の事を談するに是等の改革あれば自ら談するに易き意味もあらん又前年井上君が寺島君に代て外務卿に任じたるも同君が久しく外國に在留して近時彼の國の事情にも明なることなれば是亦至當の人撰ならん云々とて大に望を屬して改正の一事は必ず成跡の美を見る可しと期して疑はざる者なきに非ず我輩も固より論者と説を同ふして又政府と感を共にし其冀望する所實に切なりと雖ども今の日本の國勢にては我輩の冀望は決して達すること能はずして唯一場の歎息に附するの外なかる可しと思ふのみ外務の官吏務めざるに非ず熱心せざるに非ずと雖ども我國勢を如何せん、我政府の權力未だ強大ならざるを如何せん、我陸海の軍備未だ振起せざるを如何せん、其強大振起を謀るも國財未だ政府に集らざるを如何せん、立國に武力の要用なるは封建の武士に双刀の要用なりしが如し舊藩の士族は既に刀を廢するも今日一國の双刀は廢す可らず嘗に之を廢す可らざるのみならず益々これを研き益々新奇を求めて際限ある可らず今の禽獸世界に於て立國の基は腕力に在りと云ふも可なり其基未だ立たずして其末を求め僅に外務の官吏に望て事の成敗を期するが如きは迂濶の談と云ふ可きのみ外務官の働は國勢を後楯にして政府の權力に據り此の勢力を巧に利用する

に止て結局事の成敗は其人に在らずして全體の勢力に存するのみ井上君と寺島君と交代したればとて國の勢力の變じたるに非ず何ぞ刮目して之を見るに足らんや寺島緩漫なるに非ず井上活潑なるに非ず其外務卿たるは二氏孰れにても苦しからず今日の日本の有様に於ては假令「フランクリン」を再生せしめて之を外務卿に任ずるも事の成跡は今日の外に望む可らざるや明なり故に我輩は其人を咎めずして却て之を憐むのみ我輩傍觀者に於ても尙且これを憐む當局の政府に於て其苦慮は實に察し入る可し若しも其事情の苦しきを知らば何ぞ奮て大に進まざるや何ぞ進で十年の謀を爲さざるや今回の改正は其行届く可きの極度を盡して不完全中の完全を得るは固より今の當局者に於て免る可らざるの責任にして我輩も亦之を傍觀して責る所ある可しと雖ども此責任を負ふの傍に更に眼を轉じて今後再議の時の有様を畫きて今より十分の覺悟あらんこと我輩の最も希望する所なり（明治十五年三月七日）

社會の祕密

在昔一劍客あり或る老儒先生の許に至て湯武放伐の事を談じ桀紂暴なりと雖ども君は則ち君なり湯武其臣下の身を以て現に其君を弑しながら天下後世に至るまで湯武は聖人なりとて之を尊崇するは何ぞや其次第承はりたしと質問せしかば先生直に之に答へず態と談緒を轉じて劍術の事に及び拙者も兼て劍道執心にて稽古せばやと思へども其機會なかりしが今日こそ幸なれ貴殿に入門して指南を受けたし就て爰に一つの所望と申すは拙者も年既に老して稽古を急ぐに付き逆ながら先づ皆傳の祕密を授けられよと求めければ劍客は大に驚き如何に儒道の先生なりとて無法なる所望なる哉劍道自から法則あり順序あり若しも此法則を顧みずして此順序を前後にし初段未だ成らずして先づ祕密を授るが

如きあらば大なる間違を生じて遂に自から其身を危ふることなきを保す可らずと答へしに先生笑て云く左もある可き事なり我儒道にも初段の業あり皆傳の祕密あり最前貴殿の質問せられたる放伐論の如きは即ち儒門皆傳の祕密なれば貴殿も亦初段より學び給へとの言にて劍客も其言に感服して去たりとの話あり蓋し人間社會の事は繁多を極め又緻密を極るものなれば容易に言ふ可らざるもの多し或は之を言ふて盡す可らざるものあり或は之を盡さんとて却て害を遺すものなきに非ず唯老成人にしてよく其意味を解す可きのみ彼の老儒先生が容易に放伐の事を語らざりしも誤謬を恐れてのことならん近來世間に主權論なるものあり其初は誰れの口に發して誰れの筆に記したるもの歟は知らざれども甚だ淺ましき事共なり是等の議論こそ所謂社會の皆傳祕密にして容易に言ふ可きものに非ず、之を言ふて盡す可きものに非ず、之を盡さんとしたらば事實に厘毫の益なくして或は却て害を遺すも計る可らず、事と品とに由ては激論も可なり危言も可なり其言論に酬る程の利益を見て後に發するは智者の事なれども主權論の如きは之を論じて益なきのみならず或は世人一般の氣風を苛察刻激に導くの害は免かれ難きことならん左れども一度び其論端を開て文壇の談柄と爲りし上は之を傍觀して論ぜざる者は無智の如く又無勇の如くに見ゆるが故に人情これを論ぜざるを得ず決して咎む可きに非ざれども之が爲に遂に衆口喋々の喧しきを致したるは誠に淺ましき次第にして始めて之を口に發して紙に筆したる者は始めて俑を作る者と云ふ可し、書生の粗忽と云ふ可し、老成の勘辨に乏しき者と云ふ可し、今日に至りては我輩は唯これを歎息に附するのみ滔々たる天下明者千人、不明者亦千人、或は主權の義の何ものたるを解する能はずして之を君主尊嚴の意味に譯する者もあらん若しも然るときは又重ねて不都合を生じて或は却て其尊嚴を損するの弊なきを期す可らず抑も尊嚴なるものは衆人の氣風にて自然に之を尊び自然に其威嚴を仰ぐの謂にして、其

尊嚴者に於ても又傍より其尊嚴を主張する者に於ても自から之を揚言するは尊嚴の尊嚴たる所以を知らざる者なり、尊嚴は黙々の間に存するの深味を解せざる者なり、譬へば家の細君の如し萬これを挑む者は無き筈なり假令或は疑はしき事情あるも其家の主人に於ても亦家人に於ても容易に之を他人に語る者はなかる可し若し或は大に疑はしくして果して其證あらば其時に至ては疾雷耳を掩ふに暇あらず頓に發して大に處分すべきのみ若しも然らずして徒に猜疑の念を抱き甲の舉動を怪しむ可しとて之を咎め乙の笑話を訝しとて之を遠ざけ甚しきは故さらに公衆に向て此婦人は我妻なり他人の妻に非ずと揚言するが如きは家を治るの得策に非ず唯應に世間の侮を買ふに足る可きのみ況や家人舉て之を喋々するに於てをや主人の尊嚴を保護せんとして偶ま之を傷ふ者と云ふ可し故に是等の事柄に就ては是非共に輕々論するなきを勉む可きものなり（明治十五年三月九日）

註 此頃世間に主權論の問題が頻りに論ぜられ、主權は君主に在り、否な人民に在りなど、互に論争するに至つた。先生はこれは極めて微妙なる問題なれば輕忽に口にすべきものに非ずとし、社説欄外の論説を以てこれを警告したものである。（編者）

英國女皇の變報

本月二日大英國の女皇が狙撃せられたりとの一報を得て我輩は唯驚愕するのみ吾に我輩の驚愕するのみならず日本全國の人に於て本日之の雜報欄中を一見して驚かざるものはなかる可し抑も歐羅巴の文明其目甚だ尠なからずして諸國の人民各長短あり日耳曼人の武勇、佛蘭西人の文藝、荷蘭人の勤儉等皆各其所長なれども獨り政體のよく整齊して其機關に缺る所のものなく數百年來の習慣に由て運動の滑なるは大英を推して歐洲に冠たるものと稱す加之今帝即位以

來殆ど五十年天資溫良會て一點の瑕瑾なきは内外人の明に知る所にして國民仰で以て國母と稱し之を敬愛すること特に他國に異なるものあるが如し、國の政機滑にして國民特に帝を敬愛す、然るに今回の變は實に意外にして我輩は唯驚愕するのみ今を去ること二十餘年前龍動の癡狂院に一患者の入院したる者ありて此者は會て女皇を窺ふたるを以て生涯外出を許さずとの事は傳聞したれども是れは眞實の發狂人なれば深く怪しむに足らず（二十年前福澤諭吉在英の癡狂院を尋問して現に此狂人を見たり）或は今回の兇徒も眞の兇徒ならずして前年の如き狂人なる歟未だ知る可らずと雖ども又一步を進めて考れば方今英國には愛蘭借地黨の葛藤もあり或は輕佻無智の愚人が愛蘭人民の爲に中央政府を怨み其政府の責任、内閣に在て國帝に在らざるの事實を知らずして此舉に及びたる歟、全く臆測す可らざることに非ず若しも然るときは此兇徒は生理上の狂人に非ずして政治上の狂人と云はざるを得ず後報を得て其確なるを知る可し

假令ひ我輩の臆測する如く此兇徒は果して政治上の狂人なりとするも政治に狂する者なれば其思想は國事に在る者と云はざるを得ず古來世界の各國に於て國事に心を用る者は固より尠なからざることなるに近年に至て頻りに此流の狂人を出現するは何ぞや特に注目す可き所のものなり露國の如く日耳曼の如く其政治の風、今日尙未だ壓制專斷の舊慣を脱せざるの國に於ては人民壓制を惡で自由を求め其極度に至て遂に暗殺の企にも及ぶものなりと云へば聊か其理由を得たるが如くなれども自由の極と稱する亞米利加合衆國に於ても去年の變あり今復た歐洲第一流の自由政國たる大英に於て斯の如し抑も露國人の如きが頻りに自由論を唱へて遂に或は暴舉にも及ぶは其國の治風を變じて英國の如く又亞國の如くならしめんと熱心にて之を欣慕することならん然るに其欣慕せらるゝ國の事情如何を尋れば之を欣

慕する國の事情に等しきものあるが如し實に不可思議の事相ならずや我輩の所見にては結局これを近時文明の大勢に歸せざるを得ざるなり民情一新第四編に云へることあり（明治十二年福澤著述）

自由進取の議論蔓延するが爲に官民共に狼狽して共に方向に迷ふは獨り魯國のみに非ず日耳曼其他君主政治の遺風に從て人民を制御せんとする國々は何れも皆困難を覺へざるはなし其政府たる者が自由論に從はんとするも論者の所望は過大にして事實これに從ふ可らず去迎全く之を擯斥せんとするには論者の勢力も亦小弱ならず之に從ふが如く又之を擯斥するが如く曖昧の際に日一日を消し甚しきは内國の不和を醫するの方便として故さらに外戰を企て以て一時の人心を瞞著するの奇計を運らすに至る者あり佛蘭西帝第三世「ナポレオン」の如き是れなり然るに本章の初に云へる如く人民は近時の利器を得て羽翼既に成り政府に激すること愈甚しきが故に政府も亦時としては大に壓力を用ひ爲に双方の間に劇しき激動を生じて其勢は之を前代に比して幾倍の慘酷を増し遂には狙撃暗殺の暴舉に至ることあり佛帝第三「ナポレオン」在世の時及び今の日耳曼等の事變を見て之を知る可し（佛帝日耳曼帝及び日の宰相ビスマルク等が度々暗殺に罹らんとしたる事は新聞に見る可し）文明と稱する今日の世界なれば是等の暴舉は次第に消滅す可き筈にて千八百年代には極めて不似合なることなれども前代に稀にして却て今代に多く然も三四十年來歐洲の文明一面目を改めたりと稱する正に其時限に當て特に人心の穩ならざるは何ぞや不可思議に似て決して不可思議に非ず蓋し今の世界の人類は常に理と情との間に彷徨して歸する所を知らず之を要するに細事は理に依頼して大事は情に依て成るの風なれば其情海の波に乗ぜられて非常の舉動に及ぶも亦之を如何ともす可らず唯人類に道理推究の資なきを悲むのみ然り而して其情海の波を揚げたるものを尋れば千八

百年代に發明工風したる蒸氣船車電信印刷郵便の利器と云はざるを得ざるなり

千八百年代即ち所謂近時文明の時代を界にして其以前には暗殺の暴舉稀にして其以後に盛なるは西史を見て知る可し又日本に於ても古來暗殺暴殺の事少からずと雖ども多くは君父の讎を復するためか又は主人に忠義の爲か又は敗軍の鬱憤を晴らす爲か又は私の怨の爲か何れも近く直接の由縁ある者より外ならず然るに今を去ること二十年江戸櫻田に於て徳川政府の御大老井伊公を暗殺してより以來幕府の末年に至るまで又引續き維新の後も政府貴要の人を暗殺し又暗殺せんとしたることは既に數回に及びたり其趣意は大抵皆私怨にも非ず又復讐にも非ず唯政事上に不平を抱て其熱に狂したる者の如し假令ひ或は他に原因あるも暗殺者の口實とする所には必ず政事上の事を云はざるものなし此流の兇徒は幕政二百五十年の間には極て稀にして殆ど聞かざるものにして二十年を界にして其以後頻に出現せしは何ぞや二十年は我國開港近時の文明を輸入したる紀元なり其文明の大變動に由て人民の狼狽したるものと云はざるを得ず

民情一新發兌の後も露帝の事あり又亞國大統領の事あり次で又今回の事變、其勢は殆ど底止する所なきが如し抑も今日地球上の各國に行はるゝ政體にて君主政治と云ひ代議政治と云ひ甚しく其趣を異にするが如くなれども素と其政體の由て定る所は各國の民情風俗に從て次第に發達したるものより外ならず穴居の政は螻蟻に適し飛揚の政は胡蝶に宜しきが如く正しく其時代に至て其民情に相當したるや明なり然るに近時の文明以て民情を一新したり然ば即ち民情を根據にして定立したる政治の風も亦隨て大に變革す可きは固より論を俟たず今の各國の政體を以て今の人民を統御せんとするは穴居の政治を以て胡蝶を制せんとするに異ならず其理甚だ明なりと雖ども人類の智力には限りあるもの

にして理論明なるも其理に従て之を事實に施すの術を得ざれば唯無智を歎息するの外ある可らず故に我輩は今日自から其無智に甘んじて無智中の智を行はんと欲するのみ其法如何して可ならん方今西洋諸國の政體に關して其民情安否の度を比較するに露は最も安すからずして日耳曼は之に亞ぎ佛蘭西は又其次にして英は最も安きが如し然らば則ち今回の變を聞くも未だ以て容易に英政の良否を斷す可らず近時の文明心波情海の劇しき中に在ても英國の政體の如きは之を他國に比して尙鐵中の鏘々と稱す可きものなれば我れは之に倣ふて其安きを利せんのみ（明治十五年三月十日）

立憲帝政黨を論ず

政黨の名稱に左黨右黨南黨北黨など全く政治上の意味なき文字を用るときは其名稱を以て其黨の主義を知る可らずと雖ども或は改進、自由、守舊、保守等の名を附るは黨名を以て自から其黨の主義を表するものなり例へば改進と云へば舊物を改めて次第に文明に進むの義にして守舊と云へば舊物を守て失はざるの義なるが如し故に改進は守舊に異なり守舊は改進に非ず自他の區別分明にして自黨の外は皆反對黨なり或は全く相反せざるも之を概して異主義黨と云はざるを得ず然るに頃日怪しむ可きは世に立憲帝政黨なるものを出現して其綱領を示し眼目とする所は萬世不易の國體を保守するに在りと云ふものゝ如し黨名を立憲帝政と稱して其綱領は萬世不易の國體を保守す誠に公明正大毫も間然する所ある可らずと雖ども該黨の諸士は此黨名と此綱領とを以て他の政黨に區別せんと欲する者歟、我輩は甚だ之を怪しまざるを得ず抑も立憲とは國に政體を定めて國民共に之を遵奉し君上と雖ども容易に之を變易し給はざる所の憲法を立るの義にして帝政とは天皇陛下この憲法政體の下に在る億兆に君臨し給ふとの義ならん此限りの義ならば誠

に尋常一樣のことにして決して一種特別の主義と云ふ可らず方今世上に政黨の種類甚だ尠ならず或は自由黨と云ひ或は立憲改進黨と云ひ各其名を殊にすと雖ども萬世不易の國體を保守して天皇陛下億兆に君臨し給ふの一義に至ては誰れか之に反對する者あらんや毫厘も疑を容れず我輩の確に保證する所、天下の人民も心に問ふて自から知る所ならん故に自由黨の三字の間に帝政の二字を加へて自由帝政黨と改め立憲改進黨にも二字を加へて立憲改進帝政黨と改め各其綱領趣旨の緒言に萬世不易の國體云々と記載せしめんとするも其黨派の人に於て決して苦情を訴る者もなく亦天下の廣き一人として之に驚く者なかる可し世上に幾多の政黨を生ずるも悉皆帝政黨に非ざるはなしと斷言して可なり或は王統代迭の惡習慣を存する海外諸國にては君位を覬覦すること珍らしからずして時としては其國君に反對する黨派もあるが故に帝政黨の起るも亦謂れなきに非ざれども開關以來斯る變亂は歴史にも見ず又人民の夢に想像したることともなき我日本國に於て帝政黨の出現は誠に唐突にして却て人を驚かしめ又人を疑はしむるに足る可きのみ或人私有の山林に菌を生じ人に盗まれんことを恐れて忽ち一策を案じ揭示の標札に此山林の菌盜取るを禁すと大書して山の四隅に建てければ即夜より近村の少年輻輳して菌を盗み二三日の間に一山を空ふしたりとの話あり蓋し揭示を以て人の盜心を引出したるものなり若しも主人の度量闊大にして之を放却したらば近村の者も其山に菌あるを知らざる歟或は之を知るも民間多年の習慣にて山に盜むの念も無き筈なるに揭示の一舉以て菌の在る所を示し其禁止の文は却て民心を激したるものにして之を守るの策は偶ま之を失ふの方便たりしのみ苟も社會の大勢を察するの眼力あらん者は此菌の一話を聞いて心に發明する所のものあらん又或は我國に於ても古より勤王黨なきに非ず近くは舊幕府の末年にも勤王黨の起りて佐幕黨に反對したることありと云ふも此黨派の争は唯政權の執れに在る可きやを争ふたるまでの事にして

今回の立憲帝政黨が其綱領に述るが如く萬世不易の國體に關係するものに非ず如何となれば佐幕の黨派とて皇統を左右せんとするが如き大膽なる者は一人もあらざりしなればなり當時舊長州侯が一時朝敵たりしことありしかども其實は朝敵に非ずして唯幕敵たりしのみとの事實は普く人の知る所なり開闢以來日本國に於ては帝室に反對する者としては一人もなく今後も發狂人の外は一人もある可らず此一點に付き民心の順良なるは我日本に限りて海外に誇る可きものなり左れば立憲帝政黨の諸士が特に帝政の文字を用ひたるは他の黨派に對して自他の區別を表するにも足らずして却つて人を驚かす可き不祥の文字なれば此帝政の二字を刪て他に其黨の主義とする所の文字を用る歟、又は無味淡白なる左右南北等の字に改めんこと我輩が特に諸士に向て所望する所なり（明治十五年三月卅一日）

朝鮮元山津の變報

讀者は昨日の時事新報雜報欄内に就て今度朝鮮國元山津に於て我國人と朝鮮人との間に起りたる大變事を承知せられしなる可し此報告たるや去る廿日朝鮮國より長崎迄歸航したる三菱郵船敦賀丸が其本社へ報じたる電信にして其文固より簡單其次第十分に詳密ならずと雖ども元山津在留の日本人が朝鮮人に襲はれ即死もあれば重傷を負ひたる者もあり居留地の騷擾一方ならざる丈には判然たり

朝鮮人は未開の民なり況や東北咸鏡道元山津地方の如き地は極めて僻陬、人は極めて頑愚、世界萬國交通貿易等の道を知らざるは勿論朝鮮國外に日本支那あるをも知らざる程の人情なる可ければ居留の我國人を視ること鬼畜或は海賊の如くし一日も速に之を驅除せんと希ふの情は左もある可き事と云ふて可なり此度の變事の如きも未だ其詳報を得

ざれば固より細密の事情を知ること能はずと雖ども果して朝鮮頑民が無謀の暴舉にして日本人の不意を襲ひ彼等が常に鬼畜海賊視する數百の居留人民を屠殺して以て自から快くせんことを求めたるものなるや明なり其頑愚憫む可く其兇暴惡む可しと雖ども單に之を朝鮮人民の罪に歸するのみにして止む可きにあらず或は我日本政府にして少しく反省する所もあらば進で自から其責に當るの義務あることを覺るなる可し

未開の民漸く將に開明の域に進まんとするや其經過の時は最も重要な時にして又最も困難の時なり朝鮮人民と交際せんとする者は必ず先づ其心得なる可らず去年元山津に於ては朝鮮街の開市日に我居留人が韓人に毆打せられたるより事起り遂に居留地の我巡查數名を罰し事幸に穩便に歸したりと聞く而して又釜山に於ては彼の執殺（朝鮮官吏が恣に米穀の輸出を抑留するを云ふ）紛議の際同所の我居留人三名が九浦に於て韓人の爲に打殺されんとしたるより忽ち全港の騷動となり兩國官吏が非常の盡力に依り双方兩成敗の裁判を以て纔に兩國の交際を將に絶んとするに維持することを得たりしは實に無上の僥倖と云ふ可し斯の如き事情なるが故に我政府に於ても朝鮮の交際を等閑に附するの理なく寤寐に之を思ひ既に政策の一定したるもの有るや必せり唯我輩未だ之を聞かずして徒らに其未定を疑ふのみ則ち此度元山津變動の如き未だ直接の原因を知る能はずと雖ども畢竟するに我に贅の乗ず可きあればこそ韓人も其兇暴を逞することを得るなれ韓人何程に頑愚兇暴なりと雖ども我に乗ず可きの贅なくては畢生溫厚順良の人として終る可きのみ假りに當時元山津に於て港内碇泊の我軍艦三艘あり陸上取締の我巡查五十名あり視察の爲に滯港する我陸軍士官二十名ありとせんか、無智の韓民に至る迄内に大に戒る所ありて今回の如き粗暴の舉動なきは勿論百事の滑かに運行し領事は手を拱して無事を苦しむが如き珍説もある可し之を警へば全市の家屋を塗屋煉瓦造にして附け火の沙汰を聞

かす戸締りを嚴にして盜賊の跡を絶つが如し然るに藏を漫にし屋根を柿葺にして火事盜難の度毎に例に依り愚痴の繰言を爲すが如き我輩智者の爲に之を取らざるなり十分の保護をも與へずして遠く異郷に彷徨し豺狼と群を爲さしむ居留人民何の罪あるや或は又韓廷に於て言ふ者あらん我邊民の頑陋なるは日本政府の熟知する所なり時に或は我中央政府の行届かざることあるも亦彼が熟知する所なり然るに身に寸鐵をも帯びざる數百の小民を誘て我邊陲に投棄し一旦事變あるに至れば則ち之を以て口實と爲し其死士砲艦を麾て我朝鮮を蹂躪せんとするの謀略なるや知る可しと然るに我政府に於ては當時果して斯る謀略ありとも思はれず我輩は政府の爲に兩ながら其冤を悲まざるを得ざるなり聞く警固船として軍艦を朝鮮の一港に繋ぐには一艦一年費用一萬圓内外にして巡查一名の費用は二百圓を出でずと故に一港の警備に五萬圓を費して十分なりとすれば釜山元山之に來月より新開の江川を加へて三港の總額一年僅に拾五萬圓日本政府の會計に對すれば實に九牛の一毛なるのみ一毛を以て内は勇敢の商民を看殺しにするの怨を免かれ外は朝鮮政府の猜疑を解く我輩は政府に向て誠實に其決行を勸告するものなり(明治十五年四月廿五日)

朝鮮政府へ要求す可し

三月卅一日朝鮮國元山津の我居留人等が同地安邊府外に於て韓人の爲に襲撃せられ本願寺の蓮元憲誠氏は即死大倉組の兒玉朝次郎三菱會社の大淵吉威の兩氏は重傷にて未だ死生を判せずと云へり此變報は四月廿日長崎入港の郵船敦賀丸が始めて齎らし來りたるものにて當初は唯電報に由て得たる簡單なる報知のみなれば其事實を詳にせざりしに四月廿六日に至り元山津四月十七日附の郵書東京に到達したるを以て一と通り此事變の詳報を得たるなり(四月廿七日

の時事新報に在り)我東京の政府に於ても我輩と同様電信郵信に由て一様に此事變の報告を得られたるなる可く隨て既に此變に處するの政策を決定せられしか又は尙評議中ならんと信するなり其後は元山津より郵船の來着するもの無ければ該地四月十七日以後の景況は如何朝鮮政府の處置は如何我在留吏員の談判の次第は如何重傷者の生死如何等は更に之を知るに由なしと雖ども畢竟するに此度の事變は居留の我國人が遊歩の際不意に無數の韓人に取圍まれ何の道理もなくして慘刻に殺傷せられたるものなれば細分の各節目を調査するに及ばず大體に於て其曲先づ朝鮮國人に在りと斷言して可なり或は日本人にも遊歩規程外に出でたる越度ありとの説もある可けれども此遊歩規程なるもの朝鮮國に在ては實に曖昧至極のものにて此榜示杭を以て其内外を分つとしたる様のももなく又彼の安邊府近傍へ遊歩するは此迄の慣行にて珍らしからざる事の由なれば遊歩規程の口實は以て日本人を罪す可らざるや明なり好しや規程外に在りたりとするも之を殺すとは何事ぞ吾輩は朝鮮國に向て人を殺すの罪を問はざる可らずと信するなり

此事變の爲め元山津居留の吾人民は大に不安の思を懷き若し此度の死傷をして到底大死打たれ損に歸せしめんには貿易交通も最早無用なり居留地を擧て斷然日本に歸國するに如かずと言合へる由我輩本國に在る衆兄弟に於ても此事變の結局を見て必ず大に覺悟する所ある可ければ我政府に於ては決して之を等閑に附せず速に至當の處置ありて人心をして十分に満足せしめんことを希ふなり元と此事變の電報が東京に達したるは四月下旬にして外務卿井上馨君は其二十四日を以て熱海邊へ療養の爲め出立せられ辨理公使花房義質君は同じく其二十六日を以て任所朝鮮國へ向て出發せられたり而して此事變の郵信が東京に到達したるは花房君出發と同日なりしを以て考れば井上君が花房君と相別れたる時は未だ其詳報を聞かざりしは勿論花房君と雖ども或は之を聞くに及ばずして出發せられたるにはなきやの恐

ある程なれば政府は此度の事變に付朝鮮政府への掛合振を花房公使出發前に親しく訓令する所ありたりとは思はれず或は尙評議中にて訓令も未定なりと云はんこそ却て實に近からん歟是に依て我輩は今左に數條を列記し朝鮮政府に向けて我政府の要求せられん事を希望するものなり

第一 各居留地の遊歩規程を廢し日本人の内地旅行を自由にす可し

第二 各居留地の周圍十里乃至二十里（日本里程）の間は何れの地に於ても貿易通商勝手たる可く又内地大都府に開設する年市に其開市の日數間は吾商人の行商を許す可し

第三 死傷者の遺族又は當人への扶助賠償として相當の金額を拂ふ可し

以上の三ヶ條は此度の如き事實を將來に復びすることなからんとするには必要不可缺の件たるを以て吾政府が至急花房公使に訓令を傳へて之を請求せしむ可きは勿論朝鮮政府に於ても速に之を承諾して兩國の交際を全ふす可きは我輩が信じて疑はざる所なり而して又我輩が顧みて政府に希望する所は第一朝鮮三港に警備の軍艦を常繫し第二各居留地の巡查を増員し第三對馬を経て釜山浦迄海底電線を架設し以て吾居留人民をして或は孤島の流人の如き或は狼群の羊の如き無用の憂懼を免かれしめ心を専らにして彼我兩國の貿易を進捗せしめんことを欲する者なり（明治十五年五月十二日）

朝鮮の變事

第一

本月二十三日朝鮮國京城に於て容易ならざる變事ありたり昨曉在長崎の花房公使より外務省へ達したる電報の大意左の如し

長崎七月三十日午前零時三十分發

本月二十三日午後五時激徒數百人不意に起りて公使館を襲撃し矢石銃丸を飛ばし火を放ち焼き立てり盡力防禦七時間を経たれども政府の援兵來らず一方を切り開き王宮に到らんとすれども城門開かず止むを得ず仁川府へ立退き休息する内同府の兵又不意に起りて襲撃し巡查二名即死三名手負外にも死傷あり漸く切抜け濟物浦より船に乗り二十六日南洋沖にて英吉利測量船ライイグ、フィッシュ號に出合せ丁寧なる扱を受け手負迄も無事只今長崎へ到着せり右二十三日は激徒王宮及び閔台鎬、閔謙鎬の家をも襲へりと聞こへ殊に仁川の事もあれば釜山元山津も油斷し難し保護船警城艦今元山津に在り外一艘直ちに釜山へ遣はされ保護旁京城其後の模様國王并に政府の變化安危如何を聞合せられたし（中略）近藤書記官水野大尉外二十四人長崎歸著堀本中尉外八名生死分らず

我輩此報を聞て驚愕措く能はず尙其詳細を知んと欲すれども此簡單なる電報のみにて其他を詳にするに由なければ後報を待つ其間に我輩は先づ大に我輩の意見を吐露する所あらんと欲するなり七月二十三日午後五時激徒數百人京城の日本公使館を襲ひ矢石銃丸を飛ばし火を放ちたりとありて數百人の激徒が銃丸を飛ばしたるを見れば或は朝鮮の兵隊等も此徒中に在るか疑はるゝなり殊に末文堀本中尉外八名生死分らずとある此堀本中尉なる者は數年前より朝鮮兵隊の西式傳習師となりて當時常に他數名の助教員と共に朝鮮兵營に住居して公使館には在らざる人なり然るに公使館にては七時間も防戦の際中尉の驅付けたることなかりしにて生死も知れざることならんと思考せらるゝより察す

るときは堀本中尉其他も同時に亦襲撃せられたるにてはなきや甚だ疑はし而して又公使花房義質君以下は近藤書記官水野大尉一同一方を切抜け王宮に到らんとすれども叶はず朝鮮政府より援兵も來らざるを以て止むを得ず京城を距ること日本里法七里の仁川府に退去したるに此處にて又現に同府の兵隊に襲撃せられ防戦の策盡きたるを以て同府の海灣濟物浦より船に乗り海洋へ漕出でたりとあるに此船は何船なるや知らずと雖ども必ず在來の朝鮮形船なるや疑を容れず斯る脆弱の船に搭じて海洋に出でたるを見れば危急至極の場合たりしや明なり然るに幸にして英國測量船に救上げられ二十七名の人々丈けは生きて長崎に歸著し得たること實に天幸と謂ふ可きなり

京城并に仁川府の暴徒とは果して何者なるやを知らずと雖ども所謂斥和黨と號する朝鮮の頑固黨の一類たるや疑なし當代の朝鮮國王は開國主義を持するの人にして其父大院君は斥和守舊の頑固主義を主張し其權勢甚だ強し故に當時朝鮮政府に立て外交政略の一部分に與かる者は時勢柄止むを得ず開國主義の人なきに非ざれども其勢力固より強大ならず常に斥和頑固黨の爲めに掣肘壓制せられて充分の所置を施すこと能はず而して政府外の一般社會に於ては斥和鎖國の議論頗る喧しく或は數百名連署して抗疏極諫し或は當代の國王を廢黜して鎖攘の政を復古せんとし其有様を概すれば全國上下一般斥和鎖國黨の大團結を爲すものなりと云ふも可なり然るに近來は米國を始め英獨等の諸國も朝鮮と條約締盟の舉あり外國船は時々京城近海に出沒するの時勢に推移りたるを以て人心の激動益々甚しく早晚國の存亡に關す可き程の異變ある可しとは人々の常に言合へる事なりし故に我輩は本年三月三十一日元山津に於て我居留人等が韓人に襲撃せられ死傷ありたる際に於ても我政府は速に嚴重なる處分を爲し殊に此方の所置には朝鮮三港に警備の軍艦を常繫し居留地に護衛の巡查を増員し急變の用便に電線を通じ置く可しと言を盡して忠告したりき然るに爾來既に

四閱月何等の沙汰も開かず警備には依舊一隻の小軍艦を使用し各地の居留人も恟々不安の思ありし殊に京城在留人の如きは恰も深く圍城矢石の中に籠居し狼群の孤羊たる有様なりし而して遂に今日の變事に及び花房公使近藤書記官以下幸にして九死を免かれ不思議にも一命を全くして長崎に達し得たりと雖ども既に暴人に斬殺せられ或は尙其生死を知らざる者も甚だ多し實に兩國の重大事故にして各人一身上の大災難なり然るに若しも時に及で軍艦數隻の仁川に繫泊するあり巡查兵員數十名の入京し有て我公使館の警備充分なりしならんには斯る慘害を蒙らざりしや明なり目下外交の局に當る者は井上外務卿なり井上君にして速に帷幕の謀を決し元山津變事以後四閱月の間に於て早く既に此警備を全ふせしめたらんには此變を未然に防ぎしなる可しと今更既往を思ふて今日其事の晩きを憾むるのみ

然りと雖も事既に逝きたり今更之を如何とす可らず唯此上は此變に處するの方策を議せざる可らざるなり依て又爰に我輩の意見を陳すること左の如し

我政府は令を海陸軍に傳へ軍艦陸兵外征出陣の準備を爲さしむ可し同時に遣韓特派全權辦理大臣を命じ和戰文武の全權を委任し花房公使の著京を待て共に軍艦陸兵を率ひ速に京城に進行せしむ可し然るに朝鮮暴徒の性質甚だ詳ならず殊に花房公使退韓以後は何様の景況なるや知る可らざるを以て海陸軍の兵力は寧ろ十分に強大なること萬全なる可し此暴徒等は王宮を襲ひ又輔國(官名)閔台鎬(東宮の妃の父)并に閔謙鎬(大院君の妃の弟)の家をも襲ひたりとあれば尙ほ城中の兵士(精兵五十名の外に堀本中尉の訓練したる西式の兵二百名ありと云へり)と戰ふたる歟戰て其勝敗は如何なりし歟都て知る可らず若しも此逆徒なる者王宮を陥る等の大舉には非ずして官軍の爲に一撃に打散され黨類全く捕獲に付きたる様の事なれば事甚だ容易なりと雖ども我日本國の公使館を襲撃して我日本國の日章旗を辱し

めたるは事實に相違なきことなれば辦理大臣仁川著港の上時宜に由ては大に攻戰防戰の事あるべきやも計る可らず假令烏合の弱兵なりとも一二中隊の能く擊破し得ざる事なるべければ必ずや充分の軍備なかる可らずと信するなり

第二

前既に之を論ずる如く軍備兵力の充分なるを要する所以は第一我日本の國旗に對して無禮を恣にしたる朝鮮逆徒の實勢を審にすること能はず只管萬全の軍略に出ることを欲するものなりと雖ども他に又大に慮る所ありて然る所以のものあるなり何ぞや支那の關係即是なり看官の熟知せらるゝ如く過日支那人の加筆起草したる米韓兩國の條約案に朝鮮國は中國の所屬たりと強て宣言せしめたる程の支那なるが故に公法禮儀の何たるを顧みず此度の變に際し我日本が義に仗て朝鮮の不法を責るを見て自から臆測を逞くし傲慢と猜疑の心を以て妄りに我義舉に對して妨碍を加へんとするやも知る可らず斯の如き場合に至れば我も亦東方の男子國なり默して此暴慢を容赦すべきに非ず其理非曲直は北京城下の盟に決す可しと覺悟す可きや疑を容れざるを以て我輩の切に望む所は不日辦理大臣の引率して入韓する第一番の軍艦陸兵は縱令適宜少數のものを以てするも後援の戰艦兵士は何時にても一令の下に發向し得可きの用意あること肝要なる可し則ち現在未來の敵に對し兵備の充分ならんことを欲する所以なり而して又此辦理大臣たる者は其任極めて重く隨て其人撰も亦甚だ難し畢竟此度の變事たるや幾百の暴徒等我國旗に發砲し其暴戾を恣にするに際し朝鮮政府は自己の防禦に暇なき爲めか前後七時間の防戰中一卒を派して我に至らしめざるのみならず我よく自から其城門に至て保護を依頼するも入ることを許さず公使以下空拳以て白刃を冒し辛ふじて此亂國を退去したる次第なれば日本朝鮮兩國の間に於ては七月廿三日以後既に其交誼を斷ち和親修好の交際に非ずして戰陣に相見ると云ふ可し斯

る使命を奉じて敵國に使用する者に委ぬるには其宜戰講和の權限充分に廣闊ならざる可らず殊に注意す可きは朝鮮國と通信の不便なる一事なり電線相達し蒸氣船車の往來自在なる國に在ては訓令外の談判に臨むときは直ちに本國政府の指令を請ふの便ある可く必ずしも眞成に萬機全權の大臣を要せざる場合なきにあらざる可しと雖ども朝鮮國の如きは決して然らず假令ひ我引率する所の汽船の準備充分なるも一書を齎らして本國政府の指令を待つの間には少なくとも二三週間を空過せざるを得ず斯の如きは既に兩國和戰談判の前後に行はる可らざる事柄なるが故に無論廣濶なる權限を以て其全權を自在ならしめざる可らず其任の重大なる既に斯の如し政府に於ても必ず其人撰を苟もせず必ず文武兼備の人に任す可きや疑を容れず既に辦理大臣任命の上は直ちに又所置す可きの事甚だ多し支那北京の公使館には昨年六月全權公使歸國以來既に一年半にして未だ在勤の公使なし是以て甚だ不都合の次第なり平時尙且つ公使の在勤なかる可らず況や此緊要の時期に於てをや一日も其赴任を急にす可きなり而して又在天津領事館の如きも過日竹添領事は歸朝し書記生をして之を留守せしめたり是亦甚だ不都合なり速に領事をして其任に就かしむ可し又彼の米國の如き過般提督シユフェルド氏米韓條約を調印するの後大統領の批准を請はんが爲め既に本國に向て歸航したり不日歸著披露の上は大に米國の人心を刺衝し自今朝鮮の動靜に付き利害を感ずること昔日に倍す可く此國の輿論を審にするも亦外交上の緊要事たるを以て過日既に任命ありたる寺島全權公使の華盛頓就任を急ぎ次の第一便より渡航せしむ可し尙又朝鮮國元山津の如きも前田總領事歸朝以來此緊要の時に際して今に其任を空くすること最も然る可らざるものなり宜しく領事の就任を命じ同時に元山釜山の兩港へは護衛の軍艦を派し巡查を増員す可し聞くが如くは近日西海巡航の爲め過日來我海軍省に於ては諸艦航海の準備最中なりと云へば何時辦理大臣の渡韓も差支なかる可く急ぎ陸軍乘載の上

は直ちに仁川に進航し一日も速に京城に入る可し是に於てか堀本中尉以下生死知れざる者の行衛を糺し同時に又七月二十三日以來我日章旗に發砲したる逆徒の追討に従事し充分の懲戒を爲す可し事既に平ぎたる後は花房公使を以て朝鮮國務監督官に兼任し同國萬機の政務を監督すること、爲し飽くまでも開國主義の人を輔翼保護し之に同國の政府を委す可し斥和鎖國の黨類に至ては大院君とて容赦はあらず法を假さず譴責懲罰し政治社會の外に退かしむ可し而して朝鮮人心の恃む可らざる兵力を以て眼前に其約束を維持せしむるに非ざれば百事徒勞に屬す可きを以て此監督官を置き全國政務の改良を監督する間は短くして六七年長くして十數年間一隊の護衛兵を京城に屯せしめ衣食住等總て朝鮮政府の供給する所とす而して前後此處分に關し我に在ては單に海陸行軍の實費并に死者の扶助料を合して僅に數百萬圓の金額を朝鮮政府より償はしむるのみにして他に償金の沙汰なきことを希ふなり東洋の習俗に於て多くの償金を要求するは敵味方を論ぜず人心大に之を樂まざればなり以上辨理大臣を派遣し此處分に著手するは最も急速なることを要す何となれば京城仁川暴動の報知朝鮮全國に流布せば人心一時激動し頑固黨の勢炎を一層甚しくし京城に於ては既に和人の根據を陥れたり攘和の機此時を失ふ可らずなど、豫め牒し合せの有無に拘はらず各處銘々に何様なる無謀の舉動あるやも知らず處分の著手は實に片時も猶豫す可らざるなり辨理大臣渡韓の上速に此等の處分を了り朝鮮國の幸福を増し文明を進め兼て又日本國の名譽を全くして秋風初雁と共に再び東京に歸來せられんこと我輩全國人民と共に深く希望する所なり(明治十五年七月三十一日及び八月一日)

朝鮮政略

第一

朝鮮國の變事に付ては一昨日昨日の紙上に聞見したる丈の事情を記し又我日本政府が其變に處する方法に付ても不取敢我輩の所見を陳述したり抑も今回彼の頑固黨の暴發に際して先づ其鋒に當たる者は我在韓の同國人にして即ち花房公使以下二十餘名なれども暴徒の敵とする所は決して此二十餘名に限らず凡そ日本人とあれば悉皆これを殺し又これを攘はんとする者なり、嘗に日本人のみならず苟も朝鮮自國の人に異なる人類なれば之を攘はんと欲する者なり、嘗に其人を惡むのみならず其人の行ふ事を忌み又其物を嫌ひ苟も舊朝鮮國の事物に異なるものは一切これを排除せんと欲する者にして其頑冥固陋なるは在昔我國の皇學者流が西洋諸國を惡んで其國の人をも物をも一切斥攘せんとしたる者の如し之を要するに彼の暴徒は文明の敵にして今回我々日本政府が此敵に向て責る所のものあれば文明の爲に之を責るものなり而して偶ま我政府に限りて事に當るは彼の暴徒が偶ま我公使館に向て事を發して偶ま我國旗を汚辱したればなり若しも前月二十三日の其日に京城に英米等の公使館ありて其國旗を翻し居たらば暴徒は日本の公使を後にして先づ英米の方を襲撃したりしやも計る可らず然るときは先づ問罪の事に著手する者は英米にして我日本は唯傍より其舉を賛成することならん

去れば今回我政府より彼れに向て其罪を責問するにも文明の敵を責ることなれば先づ其敵の所在を詳にせざる可らず朝鮮の國民頑陋なりと云ふと雖ども國を擧げて頑民の巢窟に非ず我輩が常に同國の事情に就て知り得たる所に據れば今日其執權の大臣と稱する者は大抵皆五十歳以上七十歳前後の老人にして其主義も亦老し、周公孔子の道を守て支那の廣大を仰ぎ自國五百年來の舊物を保守して更に一步を進ること能はず即ち大院君を始として領議政洪淳穆、左議

政金炳國、右議政宋近洙、輔國太夫閔台鎬、同閔謙鎬、參判李載完等にして何れも五十歳以下の人なし唯載完は國皇の從弟にして二十七歳なりと云ふ此他在朝在官保守黨の盛なるは雲の如くにして逐一其名を擧るに遑あらず然りと雖ども又一方に改進黨なきに非ず即ち輔國李載元は國皇の從兄にして五十七歳、軍務司領官尹雄烈は武官中唯一名の改進黨にして四十三歳、縣令李祖淵は地方官中唯一名の改進黨にして三十八歳其他應教魚允中、參議洪英植、參判閔泳翊、同金宏集、校理金玉均、同申箕善、通政太夫高永喜、承旨嚴世永等にて就中閔泳翊、魚允中、洪英植の如きは壯年の有力者と稱するものなれども政府全面の權柄は十中の七八保守黨に歸して改進黨の主義を達するに路なし然るに爰に改進黨の幸は國王の一人にして王は春秋三十餘意を鋭くして改革進歩の路を取らるゝが爲に改進黨の壯年輩も専ら之に依頼して僅に其地位を保ち時としては故老先生を壓倒することなきに非ず即ち本年米英等の諸國と諱盟して其時に無事なりしも全く國王の威嚴に依て然るを得たるものなりと云ふ故に今朝鮮國の政黨は恰も年齢を以て相分るゝが如く改進黨の巨擘と稱す可き閔泳翊の實父に保守の統領たる閔台鎬あり加之國王殿下の生父にして大院君の在るあり固より少壯の華士族に鎖國論者は甚だ多しと雖ども四十以上の老人に改進黨と稱す可き者は全國を計へて指を屈するに足らざるなり

保守黨の強大なるは常に國王をも壓倒して王をして加茂川の水の歎を爲さしむる程の權力なれども苟も外國の交際に關しては其無智無能も亦甚しく改進黨者に向て心に不平なるは萬々なれども事に當ては之を用ひざるを得ず例へば日本に使節を遣るにも正使には老功の門地家を用れども副使以下實際の事に當る者は改進黨者に依頼せざるを得ず彼の魚允中氏の如き去年夏日本を去て支那天津に行き李鴻章に面話して陸路より歸國し本年春再び命を奉じて天津に行き復

命して間もなく復た天津に行き先月中旬未だ歸國せずと云ふ其多事勉強以て知る可し之を譬へば保守の老執權者は腦の如く改進黨の壯年有力者は腕の如し腕よく運動して働くと雖ども其働を支配して進退左右の命令を下すものは政府の腦髓たる老人の意に在て存するのみ斯る政治上の有様なれば保守よく舊物を保守し了して永久に地位を保つ可き敷改進黨よく其活潑力を呈して容易に故老を壓倒す可きや其孰れか勝を制するにも早晚一度は之を腕力に訴ふる可きある可きは免かる可らざるの數ならん左れば今回の暴動は決して朝鮮と日本との關係に止まらず彼の國の内政一變の時爰に到來したるものと云ふも可ならん

第二

朝鮮の政府に於て保守黨と改進黨と相對して其權衡右の如し願て國中士民の全面を見れば滿天下保守頑固の世界と云ふも可なり日本にて云へば天下到る所國學者の類と神風連の黨派を以て充滿するものゝ如し殊に西洋智學の一事に於ては我日本には百餘年前より蘭學なるものありて自から文明の開門を滑にして其入ること容易なりしかども朝鮮は即ち然らず開闢以來陰陽五行の空論に浴して毫も其體面を改めざる者が頓に日本人に接して近時文明の事物を目撃したることなれば其眩暈も亦謂れなきに非ず遂に去年十一月李載先の變亂、又本年三月安邊府の暴動、其近因は様々にして其所業も亦同じからずと雖ども其遠因を尋ねて目的とする所を見れば日本人を嫌惡するより生じて結局文明に敵するものより外ならず左れば今回京城の大變も亂賊は固より最前の同類にして其念は政府を目的にして事を擧げたるもの歟或は唯我日本の公使館を襲撃したるもの歟情を詳にせずと雖ども若しも政府を目的としたるものならば政府中改進黨の部分を敵としたるや明なり（保守の統領閔氏を犯したりとの報知あれども是れは唯一時の混亂に於て然るも

のならんのみ賊の精神は決して保守の主義を仇とするものに非ざる可し。既に改進に敵するとあれば此賊徒は朝鮮國に於て其國の開明を妨るのみならず現に改進の主義たる國王の旨に違背する者なれば法律に於ても情實に於ても明に國賊にして王室の罪人と云はざるを得ず是に於て我輩日本人が我敵の所在を詳にすれば其敵は王室に在らず改進黨に在らず保守頑冥の類に在りと断定す可きものなり

此頑冥の類既に國王を逐ひ或は東宮を奪ふなどして一時政權を押領したらん歟我問罪使は平和の談判を成す可きに非ざれば兵力を以て之を壓倒し毫も其運動を許さずして其舊政府なる國王に向て交際を開くこと舊の如くす可し或は暴徒の勢力尙未だ王室に迫るに足らずして反賊虎伏の體を成し中央政府の力も亦十分ならずして之を制すること能はざる歟元山港領事代理奧義制氏より其筋へ報じたる電報の趣に據れば暴徒は王宮に攻入り大臣一名米倉の主管殺され賊城門を固くして商人の外出入を許さず云々とあり此報道果して信なれば政府も一時賊のために脅かされたるものと云ふ可し若しも斯る形勢なるときは我兵力を彼の政府に貸して其改進の黨類を助け頑冥の徒を威して順に歸せしむるまでは彼の政府の施政を保護すること必要なる可し斯の如くして事の全面の成行を視れば今回朝鮮國に於て我日本の國旗を汚辱したる者は朝鮮の政府に非ずして其國の亂民なり亂民を制するは政府の責任なれども力足らざるが故に我れより之を助るものなれば日韓兩政府の關係は之が爲に毫も變動せざるのみならず益々親睦の情誼を増し之を小にしては兩國の交際を固くし之を大にしては地球の一隅に固陋頑冥の空氣を拂ひ共に文明の幸福を與にすることなれば苟も朝鮮に關係ある諸外國も我今回の此盛舉を賛成せざる者はなかる可し但し朝鮮國民は朝鮮政府の支配する所に於て其國民が暴舉して我國旗を辱しめ我人民を殺したることなれば其損害を償ふが爲には我れに對して満足す可き處分

なきを得ず此一事に付ては朝鮮政府も甘受して辭せざる所ならんと信するなり

我輩の所見に於て朝鮮政略の大概は右の如しと雖ども此政略を施行するに最第一の要は兵力に在ること特に辨明を俟たずして讀者の飽までも了知せらるゝ所ならん殊に用兵の機は一日片時も之を誤る可らず是即ち我輩が今回の變に付き一電報の下に直に軍艦陸兵外征出陣の準備云々を論じたる由縁にして輿論これに異議なく政府の計畫も果して我輩の考案に符合したる歟三艦は既に出發し井上外務卿が馬關出張の上は小倉の分營兵若干をば花房公使の護衛として仁川港へ差向けらるゝとのことなり政府の處置迅速にして我輩の欣喜に堪へざる所なり然るに世の論者の考は様々なるものにして只管平和を唱へ、兵の字を見ても之に驚く者なきに非ず彼の東京日日新聞の記者が今回我政府の計畫必ず平和に出るならんと傳聞推察したるにや頻りに平和説を唱へて前年英佛諸國の公使等が我日本政府に接するに常に平和を目的にしたりとの適例を示したれども記者は當時の事情を目撃して之を記憶する歟彼の浪士が英公使館を夜襲したるに付ての談判又生麥下の關の事變に付て其償金の談判に公使等が平和の結局を求めたるは相違なきことなれども其平和を求むるの談判に後楯と爲りたるものは常に兵士軍艦ならずや即ち其兵士軍艦は本國政府の傳令を得て我日本海に進來したるものなり兩國交際の變に當て宣戰講和共に兵力の要用なるは醫者が虎列刺病に接して其死亡全治共に消毒藥の要用なるが如し虎列刺の一報あらば何は扱置き消毒藥を用意せざる可らず日報記者は虎列刺と聞くも暫らく無病を祈願するが故に消毒藥の談をも忌むことならん我輩は其深謀遠慮に感服すること能はざるなり畢竟我輩は論説の獨立を重んずるものなれば假令ひ政府に和議あるも戰議あるも我所見に異なれば我れは我所見を述べて他を顧みず論説の一段に至ては眼中政府なきものなり幸にして今日は政府の計畫も我輩の所見に異ならざるを喜ぶのみなれど

も或は政府の談少しく平和に開ゆれば慌惶して平和説を唱へ其談少しく趣きを變じて用兵の姿を現はすときは復た慌惶して用兵論に變ずるが如きは我輩の取らざる所なり

第三

朝鮮の事に付き政略の大概は前既に鄙見を開陳し結局今回我敵とする所は彼の王室に在らず、彼の改進黨に在らず、唯彼の國中の朝野保守頑冥の部分に在ることなれば假令ひ一時其政府が頑冥黨の手に落ちたるの姿を呈するも其國最上最貴たる今王の眞意に非ず又素より改進黨流の無力に出たるものなれば我日本は兩國交際的情誼のため又宇内文明の保護のために暫く我兵力を貸して彼の國土全面の迷霧を掃除せんこと我國の徳義上に於て辭す可らざるの義務なり又假令ひ頑冥無智の暴徒とは云ひながら我大日本國の公使館を犯して我日章旗を汚辱したる者は朝鮮國民たること明白なれば其國の政府に向て満足す可き處分を求ること交際の法に於て當然の道なりとのことは讀者も了知せられたる所ならん

此度花房公使が馬關より引返して仁川港に上陸進で京城に至り其談判の論勢如何なる可きや之を測る可らず加之今日其政府の實權は誰れの手に在るやの一事さへ知る可らざることなれば公使が果して京城に進むの道ある可きや否も知る可らず百事後報を待つの外なしと雖ども其事情の如何に拘はらず爰に我輩は我海陸の軍人に向て大に注意を促がす所のものあり其次第は三艦は既に解纜して小倉の分營兵も之に乗て朝鮮海に進行し又公使が朝鮮著の上其政府と談判の模様により直に陸軍二大隊を派遣するの命もあり自から軍人の氣も引立て所謂士氣振ふの時なれば此時に當て我軍艦は彼の國の港口に碇泊し萬に一も如何なる間違を生ず可きや其掛念なしと云ふ可らず固より我海陸軍には軍律の



嚴なるものあり又兵士全體の氣風も決して粗暴ならず殊に其錢財等の事に付て鄙劣心の少なきは諸外國に對して誇る可き程の者なれども如何せん此度の事件は内國の事に異なり言語を殊にし風俗習慣を殊にする朝鮮人に接することなれば何處までも安心なりと保證するは甚だ難し、碇泊中軍人が上陸して薪水を取ることあらん海岸を測量することあらん又或は飲食其他の物品を買ふこともあらん何れにも彼の國人に近接するは免る可らざるの要用なれば是等の時に際して言語不通風俗相異なるが爲に相互に疑ふ可らざるを疑ひ怒る可らざるの行違ひなきを期す可らず例へば日本にては婦人にして男子に接するは通常の習にして假令ひ外國の人にては之に對して要用の事を談じ或は商家の婦人なれば物を賣り又或は往來にて道を尋ねれば之を教る等誠に平氣なれども朝鮮の國の風は之に異なり其國人相互の間にては婦人は勉めて男子を避け言語を交ることさへ少なしと云ふ況して外國人たる日本の男子を見たらば一見先づ驚て之を避ることならん然るに我軍人等は夫れまでの國俗とは知らずして店頭に物を買はんとして偶ま店に在る婦人に其價を聞かんとし又は道に迷ふて方角を尋ねんとするとき婦人の驚き走るを見て其情を解する能はず逐ふて之に尋ねんとすれば益々走る等のこともあらん此景況を朝鮮人より見れば日本の軍人は婦人に無禮なる者なりと云ひ此方より見れば毫も禮を失したることなしと云はん、又彼の國人が日本人に應接するとき座席の上下を頓著せず箕坐自由烟管を唾へながら不行儀の體なるは日本人は無禮なりと思へども彼の方にては耻る所なきなり、日本人は清潔を重んじ朝鮮人は不潔を厭はず、彼れに平氣なるものは我れ之を醜とし、我れに平氣なるものは彼れは之を傲慢なりとし其情實の齟齬して相通ぜざること實に驚くに堪へたるもの多からん加之今回の變事に付ては彼の國人も十分に猜疑の念を抱くことなれば我軍艦の測量するものあれば上陸進攻の用意なりと思ひ、祝砲を放てば砲撃を始めたりと認る等

謂はれなき間違ひより遂に事實の間違を生ずること前年雲揚艦の江華灣に於けるが如きあらんには實に政略の全面に影響して其極度に至ては或は大計を誤るなきを期す可らず掛念少なからずと云ふ可し

然りと雖ども我輩は敢て自から老成を裝ふて軍人勇進の銳氣を挫かんとする者に非ず軍陣に貴ぶものは唯一片の勇氣のみなりと雖ども其勇を用るに時と處とを誤ることなからんを冀望して特に注意を促すのみ在昔豊太閤征韓の時に加藤清正小西行長の兵士が彼の國王の山陵を發きたることある由にて爾來三百年の今日に至るまで彼の國人は之を徹骨之恨と稱して忘るゝ者なしと云ふ畢竟加藤小西の軍に軍律嚴ならずして其兵士等も當時百戰の武夫のみなれば假令山陵を發きたること事實なるも之を知らずして之を犯したることならん我征韓の歴史に其事を記したるものなきを見ても知る可し加藤小西の二將にして彼の陵を發くも以て我軍威を耀かすに足らざるの理を知らざらんや之を知りながらも其兵士が之を犯して三百年の恨を結び今日に至るまで多少に兩國交際の妨害と爲すは二將の軍律嚴ならざりし罪と云ふ可し今日の軍律は加藤小西の軍律に非ず今日の兵士は文祿慶長の兵士に非ず進退度あり坐作節あり唯我輩の願ふ所は帷幄の謀に於ても敵の所在を詳にし實際の著手に臨でも亦敵の所在を明にし彼の保守頑冥の類を敵として斷じて之を掃除破壊するの目的に違はず之を威し之を懲らして我政略は文明改進の政略にして其兵も亦文明改進の兵なりとの主義を世界萬國に發揚せんと欲するの一事のみ(明治十五年八月二日より同月四日に亙る)

朝鮮事變續報餘論

第一

朝鮮事變の續報に大院君政事を執て王妃、世子の妃、李最應、金輔鉉、閔台鎬、閔錄鎬、尹雄烈も殺されたりとあり元來今回の變は彼の保守改進の軋轢より生じたるものとすれば李氏以下五名の内唯尹氏を除くの外は皆保守主義の人にして保守黨が保守の人を殺すは甚だ不審なるが如し且大院君が政事を執るに王妃並に世子の妃を殺すとは君より見れば骨肉の間に於て男婦孫婦を害するの姿、人情に於て信じ難しと雖ども彼の國二十年來の事情を詳にすれば亦以て疑を解くに足る可きものあるが如し今王は貴族李最應の第三子にして我嘉永五年七月李氏の家に生れ元治元年先王殂して子なきに會し春秋十三にして登極、生父最應政を攝し之を大院君と稱す君の攝政十年明治六年國王年二十二歳にして政を親らにす此時に當て大院君は尙權勢に戀々して容易に政を返すの意なきが如くなりしも朝野の論勢皆王の親政を企望し殊に閔氏の如きは最も親政論を主張したるが爲に大院君も止むを得ずして大權を棄たれども爾來其内心は快々たらざるを得ず當時の物論甚だ穩かならず王妃は閔致祿の女にして致祿は夙く物故して妃の兄閔升鎬家を續ぎたれども常に大院君と善からず一夜不意に升鎬の家に火を放つ者ありて主人父子其母李氏と共に三名は火の爲に横死したることあり又大院君は其兄李最應と不和にして嘗て最應の家にも火を放たんとしたる者ありて之を捕へて糺問せしに其口供甚だ怪しむ可きもの多かりしかども滿朝大院君の威嚴を怖れて事遂に曖昧に罷みたり又王妃は善く漢書を讀み朝鮮の婦人書を讀む者の少なき其中にては實に鐵中の鏘々たる者にして且其天賦穎敏よく時事を解し溫柔内を治めて國母の名に耻ぢず人民の最も仰慕する所なれども常に大院君に容れられず又世子の妃は閔台鎬の女にして本年十歳即ち閔參判泳翊の妹君なり去年立妃の議定るときにも大院君は大に異議を鳴らして其不當を極言したれども議論行はれずして君の失敗とはなりぬ又去年李載先の事變にも朝野の物論沸くが如くして其事大院君に連るの證跡もなきに非

ざりしかども載先の自害を以て曖昧に局を結びたり當時尹雄烈は竊に國王に謁して陰事の由て出でたる所を奏聞したりと云ふ又大院君は其天資獐犇酷人を害して忌憚する所なし攝政十年の間屢大獄を起して朝野の人を死刑に處したるは十萬人に下らず其陰險なるは世の知る所なれども又一方に就て其爲人を視れば内行よく修まりて好で書を読み周公孔子の道を語て常に國體論を主張する其有様は我日本にて云へば儒者と皇學者の精神を兼備する者の如くにして國中頑民の心を收攬し無謀過激の頑固黨は之に服する者多し且其俸祿も甚だ厚くして門下の食客常に千を以て計へ各地方の有志者と稱する人物にして之が爪牙たる者も少なからず故に己が平生惡む所にして誣るに法を以てす可らざる者は之を害するに暗殺の法を以てす閔升鎬の燒死の如きは其痕跡の最も怪しむ可きものなりと云ふ國王の英明なるは普ねく人の知る所にして夙に國勢の振はざるを憂ひ日本人の渡來以後専ら開國改進の政略を施さんと欲すれども主として王の意の如くならざるものは大院君一人の心事にして之を解くに道なし父に孝ならんとすれば國を亡ぼすの憂あり國の爲に盡さんとすれば不孝の罪を犯さざるを得ず進退惟谷時としては三日三夜寝ねず食はず深宮に孤坐沈思せらるる等のことも珍らしからず大院君は傲然自から居り舊物を保存して國體を守るの一主義に據て曾て動かす國王を目して亡國の君と稱して近來は王宮に伺候することも稀なるのみならず曾て戶外に出でず其甚しきは國王親から君の家に臨幸せらるゝも君は之を謝絶して對顔を許さず王の言に朕は王宮に在れば朝鮮國王なれども此家に來て此邸内に在るの間は李氏の子にして大院君の愛兒なれば子の禮を執る固より其分なり然るに尙家嚴の顔を拜するを得ず不孝の罪なりとて供奉の者は門外に留めて内に入るを許さず至尊の位を以て單身獨歩庭に至て叩頭罪を謝すれども尙これを許さずして空しく還御せられたること屢なりと云ふ君の傲慢無禮なること以て知る可し王の親臣改進黨の一類にして活潑

忠憤の貴族士人は此情況を目撃傳聞して切齒雷ならず此父にして此御子あり此明主にして此老奸臣あり何時か將に我君の爲に青天白日を開き我國の爲めに文明開化の天を戴かんとて陰に陽に密會懇談し又奔走周旋して以て本年に至りしことなり其改進黨中にて閔升鎬の養子泳翊（閔台鎬の實子）魚允中洪英植等の如きは最も有力なる者なりと云ふ

第二

以上所記の事情に據れば今回朝鮮の事變は單に其國の開鎖論のみを以て解く可らず畢竟大院君が長く政權を執らんとして在朝の貴顯に妨げられたるの風雨に原因して次で開鎖論に合併したるものと云ふ可し此風雨に際して閔氏は外戚たるを以て恨の最も深きものにして閔升鎬の燒死を以て王妃の家は斷絶したれども閔泳翊が養子と爲りたる上は敢て其家聲を落すに非ず即ち今回の變に閔氏が禍を蒙る由縁なり李最應は既に大院君の實兒なれども政治上の熱心に於て君は骨肉を顧みる者に非ず只管國王の羽翼を殺ぎ兼て又平生の怨恨を逞ふせんことに勉るものなれば其兄の生命を視ること土芥の如し又王妃を毒殺したるは其穎敏常に國王の政略をも佐けたるものなれば之を除て一は以て王の輔翼を奪ひ一は以て閔氏へ宿怨を酬るものならん世子の妃たる十歳の女兒を害したるが如き慘酷の極端これを筆記するも悚然に堪へざる程の次第なれども以て其怨恨の深きを卜す可きのみ

此勢に至て國王の禍に罹らざるは甚だ不審なるが如し賊徒亂入して王城既に陥り王妃の如きも矢石混亂の際に誤て傷けられたるに非ず、毒殺とあれば彼の國刑法の一種にして故さらに之を弑したるや疑を容れず左れば國王も亦獅子群中の孤羊にして之を弑すること難からず又大院君の獐犇なる己が政略の害を除くに於て決して子を思ふの情ある者に非ず之を其多年の所業に徴して知る可し然るに電報に據れば國王無事とあれば王は閔泳翊等と萬死を免かれて外に

蒙塵せられたる歟未だ知る可らずと雖ども東萊府伯より釜山の我領事館に報ずるには今回の事件は全く内部の騷擾なりと云ひ日本の公使館を保護するを得ざりしは遺憾なりと云ひ又東萊府并に元山近傍の官吏が我を遇する厚しとの趣を見れば彼れも亦聊か外交の略なきものと云ふ可らず目下朝鮮の政府は斥和黨の手に在るものなれば一も二もなく日本公使館を焼き居留の日本人を打拂ひ盡すこそ自然の成行きにして大院君を始め其類の本意なること明白なれども故さらに外面を装ふて公使館保護の不行届を謝し又我居留地近傍の彼の官吏が待遇を厚ふするが如きは豺狼にして犬羊の禮を用ひる者の如し是等の事情を以て臆測すれば或は彼の賊徒は故さらに國王を弑殺せずして之を幽囚し其名を利用するが爲に虚位を抱かしめ今後國內を制するにも王命を以てし外國の交際にも王の名を以てせんとするの奸策たるやも計るべからず外國の交際法に於て相互に其内政に干渉するなきは當然の理にして朝鮮政府の内部に如何なる變亂を生じて如何なる官吏の更迭あるも我日本人の關する所に非ず我れは唯兩國の間に締盟したる條約の明文に據て平和の交際を全ふせんことを勉む可きものなりと雖ども元來日韓の條約は我日本國天皇陛下の統御し給ふ日本政府と朝鮮國王殿下の統御し給ふ朝鮮政府との間に締盟したるものにして其統御の主上は其國の至尊最上の實權を掌握するものと認めたるや明なり蓋し國中第二流の權力を以て國の交際を左右するの理あらざればなり然るに若しも我輩の臆測する如く朝鮮王が賊徒に擁せられて實際に於ては全く政權を失ふのみならず其宮殿を蹂躪せられ其親臣を屠戮せられ目前に於て其配偶たる王妃を弑殺せられ侮辱の極度僅に其一命を存續して一室に幽居する身分にてありながら尙傍より其虚名を利用して條約を維持せんとするが如きものあらば我輩は之に甘んずるを得ざるなり如何となれば我政府の上には我日本人民の敬愛尊崇する所の天皇陛下の在ますあり然るに日韓條約の實際を見れば此神聖なる我天皇陛下

と相對する者は獅子群中の孤羊たる一幽囚あるのみ我輩は朝鮮の内政如何に拘はらず日本國民の分として君を尊び國を重んずるの情に於て斷じて之に甘んずるを得ざるなり在昔舊幕政府にて諸外國と條約を結で天下の人心を制すること能はず外國公使等へ談判のとき人心不居合と云ひ又は京都の物論云々と口實に用ることあれば公使等は必ず之を咎め京都とは何ものぞ日本最上の權力果して京都に在るものならば某等ば直に京都に行て締盟す可し國中第二流の權を有する幕府ならば我本國の君長をして之と同等の約を結ばしむるを屑しとせざるなり云々とて幕吏の毎度困却せしことあり是等は外交の政略中最も大切に注意す可きものなり

然りと雖ども前にも云へる如く朝鮮國の内亂は日本の關する所に非ざれば今の逆徒は固より適正の政府に非ずと雖ども我文武全權の辨理大臣が彼の事情を視察して勉めて舊政府を助けんとするも其舊政府なるものは果して無力にして内の人民を統御するに足らず外の條約を遵奉すること能はずして國の實力全く賊徒に歸するの實を詳にするに於ては更に之を朝鮮の新政府と認めて新に條約を結ぶ場合なしとも云ふ可らず是等の事を處するに當り和にも戰にも缺く可らざるものは兵力にして然かも其事をして容易に局を結ばしめんとするには兵機の迅速にして兵力の強大なるを要するが故に我輩は當初より出師の事を切言したるのみ世間或は異論もある由なれども兵を恐るゝは書生の常なれば敢て咎るに足らず我輩の冀望する所は小勢の兵を永日に弄するよりも強大の兵を一時に利用して速に局を結ばんと欲するに過ぎず結局日本に於ては唯朝鮮の亂民が我公使館を襲撃し我居留人を屠戮したるの罪を問ひ彼れをして今後の安全を保證するの實を表せしむれば以て足る可きのみ但し今回の事件は事の最も入組たるものにして其國の内政には政權の取合あり外政には開鎖の議論ありて其争ふ所一ならざれば日本人に對しても様々の變態を示して友敵共に區別

し難き者もあらん又この事件に就て朝鮮との關係愈々深きに從て支那との葛藤も其無きを期す可らず又英米其他の國々も既に本年新に締盟したるからには刮目して日本人の政略を傍觀し我處分に乘ず可きの缺典あれば苟も默止する者には非ざる可し我政府の當局者は外に對して文武二様の働を世界萬國の人に誇り内に向ては三千五百萬の國民をして拍手快と呼ばしむる程の満足を與へざる可らず亦至難の義務と云ふ可きなり

第三

外國の交際は内國の政略に異なり一國內の人民が其國の政治に就て得失を論じ銘々の去就を定るには唯權力のみを目的とす可らず例へば國勢二分して其一方に權力の強大なるものあるも其國の古俗舊慣に因て大義名分もあり事柄に道德上の義理もあり義理の明なるもの必ずしも強ならず名分の正しきもの必ずしも大ならざることあるものなれば各自の去就は常に權力を目的とせず時としては小弱と知りながら之に左袒するの場合も多し斯の如くして或は失敗することあれば所謂義の爲に失敗するものにして天下後世に耻ぢざるなり古今其例甚だ少なからずと雖ども外國の交際は則ち然らず國と國と相對したる政略の交には殆ど道德の元素なきものにして隣國の中に於て其政治上に如何なる變亂を生じて其事の性質が如何なる不徳のものにして如何なる名分を破るとも我政略の交際に關係なき間は之を不問に附して可なり往古支那にて春秋の世などには隣國に君を弑する者あれば兵を出して其罪を問ふの例も少なからざりしことなれども今日の萬國交際上には絶てなきことなり唯兩國の間に條約を結で其條約の旨を實施するを得る程の權力を有するものが政府たれば其政府を相手にして交際を開くのみ大義名分の談は殆ど無用の事なり右は特に論ずるにも及ばざることなれども方今世間の論壇尙未だ高からずして或は此邊の事に付き疑を抱く者なきを期す可らず或は是等

の義を初めて了知し得て物珍らしく喋々して却て他の議論を誤解する者もあらんと思へば一應これを開陳し置き

扱今回朝鮮事變の續報に據れば事實に於て従前の朝鮮政府即ち李熙王の政府は顛覆したりと斷定せざるを得ずと雖ども或は爾後の成行きに於て大院君が政權を執て前王を弑する歟又は之を廢して自立し又は新に王を立て、自から後見職と爲る等の場合に至るも其政府にて實力を有し日韓の條約を遵奉して我日本人をして遺憾なからしむるを得るときは我れは之を視て新朝鮮政府と認む可きのみ如何となれば朝鮮の變亂は其内亂にして我れに關係あることなく其隣國たる日本の資格に於て之に關するの理あらざればなり然りと雖ども爰に我輩が大に質問を要するものは此新政府が既往現在に於て我日本に對して如何の舉動を爲したる歟又如何の舉動を爲す歟の一條なり去月二十三日朝鮮國の暴徒が我公使館を襲撃して在韓の日本人を屠殺したる事實は既に明白なり而して此暴徒なる者は何人の煽動に由て起り何人の指揮に從て運動し何人の聲援を借りて成りたるもの歟、現今は朝鮮政府より此暴徒を視て如何に認る歟、又其煽動者指揮者聲援者は現今の朝鮮政府に對して如何の關係に在る歟、これを訊問すること甚だ緊要なり假に今の朝鮮政府を大院君政府と名づけ此大院君政府が政府たるの實力を有し眞に我に對して問罪の責任に當る可しと公言して我政府と懇親無二の實を示さんとするに於ては暴徒は固より大院君政府の罪人にして疾く之を捕縛す可きは論を俟たず殊に其これを煽動したる者指揮したる者聲援したる者の如きは必ず尋常の小民に非ず朝野に地位ある人物なる可ければ其罪も亦一層の重きを加へ悉く縛に就て爾來正に糾問の最中なる可きこと當然の手續きなれども我輩が平生探索し得たる所と又今日諸方よりの報知を參考して推測する所とを以てすれば今の大院君政府は正しく此暴徒の類を以て組織するものにして其煽動者指揮者の如きは新政府の朝に立て得々たることならん加之大院君其人も假令ひ當日の指揮

者たらざるも煽動聲援の根本ならんのみ

締盟國の人民が相互に罪を犯したるときに其犯罪者の政府にては毫も知らざる事にては其責に任じ罪人を捕へて刑に處し尙其上にも政府の不行届を謝するは交際の禮儀なり或は事柄に由りては償金を拂ふこともあり日本にて生麥下の關の事變は其適例なり此事變に付ても我舊幕政府に於て固より之を知らざるのみならず外人の保護に付ては非常に苦心したるものなれども遂に其責を免かるゝを得ざりき若しも當時舊幕政府の筋にて陰に暴徒を煽動し又聲援して生麥に英國の「リチャルドソン」を殺害し下の關に外國船を砲撃せしめたらば如何ん外人の要求は唯償金十萬「ポンド」又三百萬弗に止まらざることなりしと想像せざるを得ず此想像果して違ふことなくば今回朝鮮にて我れを襲撃し我れを屠殺したるものは何者なるぞや大院君の類なりと云はざるを得ず其類にして政府を押領して改めて我れに向て襲撃屠殺の罪を謝すことならん即ち政府たるものが其國の暴舉を制する能はずとて不行届の罪を謝するに非ずして政府が自から犯したる最前の罪を自から謝するものなり其罪は我舊幕政府の生麥下の關の事變に於けるものに比して同日の論に非ざるなり

然りと雖ども我輩は大院君政府に對して尙既往の罪を許さずと云ふに非ず彼の類が李熙王の政府を蹂躪して一朝に之を奪ひよく實力を有して人民を歸服せしめ外交の一事に付ては即日より政略を改めて開國寛大の主義に移り大に最前の罪を謝して我れに満足を得せしめ今後永く平和の交際を保つ可きの實證を呈したらば固より之を容る可しと雖ども實際に於て萬々望む可きことに非ず如何となれば今回假令ひ大院君が一時志を伸ばして政權を得るも其これを得るや國中の保守頑固の黨派に通牒し恰も斥攘鎖國を約束して事を成したるものにして假令ひ其約束は默約にても頑民

の信じて疑はざるものなれば其事成りて約束を履行する能はず却て日本人に對して罪を謝するが如き醜體を現はしては逆も人心を籠絡する能はずして天下復た叛かんのみ日本の交際を全ふせんとすれば天下の人心を得ず天下の人心を得んとすれば日本に對して辭なし結局大院君の身は自滅の外に道なきものなれども其自滅に至るまでも我れに對しては様々に辭柄を設け術策を施して一日をも長くせんことを求るのみにして決して快活の談判ある可しとは思はれず何事を訊問するも唯曖昧にして迎も埒の明く可きに非ざれば兎に角に大に兵力を示して速に談判の局を結ぶこと必用なる可し但し我輩が本月四日の社説にも述べたる如く兵を遣るは要用なれども其誤用なからんことは萬々冀望する所なり況や今回の如きは唯兵力は萬一の變に備るのみにして或は實際これを用るに及ばざることあらん日韓の交際は百千年の交際にして其交際の變亂は一時の變亂なり一時の變亂より間違ひを生じて百千年の交際を害するが如きは思慮の足らざるものなり(明治十五年八月八日より同月十日に互る)

日支韓三國の關係

第一

朝鮮の事件は今日の一問題にして天下の人心は皆この一點に集りて殆ど他を顧るに遑あらず近日の報道に據れば支那の政府も容易に之を看過せずして或は我政府へ信書も到來したりと云ひ又本月十六日上海よりの電報には馬建忠は軍艦二隻を以て本月五日芝罘を發したりと云へば今回の事變に關して支那政府にて心を用るの深きは自から他諸國に異なる所のあること推して知る可し就ては中古より今に至るまで日本國と朝鮮國と支那國との關係を詳にするは

今日の急務にして我輩の探索甚だ不行届なれども其知り得たるものゝみを左に掲げて讀者の一覽に供せんとす
 朝鮮の國史を讀み又其國人の口碑に據れば往古周の武王が箕子を朝鮮に封じて待つに不臣の禮を以てして對等の儀を用ひたれども其子孫振はざるよりして乃ち屬國の名あり然りと雖ども當時交通不便、山川遼遠にして其實は兩國關係なきものゝ如し其後、秦の時に燕人衛滿なる者國を篡て自立し其孫漢の武帝に滅さる、後又三韓の分立あり馬韓、辰韓、弁韓、是なれども其顛末を詳にす可らず、後又新羅、高句麗、百濟の起るあり三國各一隅に割據して相侵伐す隋の場帝が朝鮮を攻めて利あらず唐の太宗が志を得ざりしも此時代の事にして未だ支那の所屬たらず、其後新羅高句麗百濟皆滅亡して痕なく變亂相踵ぐの後、五代の頃に麗祖王建なる者舊三韓の地を併せて全朝鮮國を一統し國を高麗と號す（古來日本にて高麗を三韓の一としたるは誤なり高麗の名は此時に始まるものと知る可し）建國四百七十年國勢大に振ひ宋朝の間は嘗て支那と關係なく元の世祖來攻の時も伐て之を却けたれども後には遂に和して元を尊ぶこととはなりぬ即ち文那所屬の端緒なり高麗衰微して大明の洪武二十五年李成桂なる者興て高麗の後を一統し即ち今の朝鮮國王の家なり今日彼の國刊行の書に天命眞主（李氏）に歸し大明太祖高皇帝賜改國號曰朝鮮の語あり明朝を仰ぐの意以て見る可し蓋し李氏の世に至ては國中漸く文を重んじ支那に往來して學ぶ者多く自から屬國の姿を爲したれども其名尙未だ分明ならず然るに我日本の文祿年中豊公征韓のとき明の援兵を乞ふて國を守り百事明人の指揮を受けてより始て所屬の名を成して明人も亦屬國を以て之を呼び双方共に之を疑はざるの勢とは爲りぬ
 其後滿清吉林より興り明を取るの心ありて朝鮮の明を助けんことを恐れ使を朝鮮に遣て隣國兄弟の交を結ばんことを求めしに韓人は滿清を目して夷狄と爲し使者を拒絶して之を却けたれども其實は日本人入寇の餘、國中虚竭して實

力に乏しければ清人は其虚に乗じ十萬の兵を以て潜に北より入て猝に京城に迫り、事如何ともす可らず遂に和を乞ひ王子を清に遣て質と爲し年々幣物を送るを約す爾後滿清は明を滅して益々隆盛を致し朝鮮の國勢は萎靡振はず以て今日に至りしことなれども其清朝に屬するの名義は大明の時に比すれば稍や分明ならざるが如し元來朝鮮人の所謂中華の禮樂衣冠文物を尊び自から稱して小中華と云ひ支那の歴史にても唐虞三代を重んじ其後は唯漢祖の功業と大明の正統とを許すのみにして晋唐五代趙宋の如きは之に感服せざる程の人情なれば北狄滿清の屬國たるは固より其甘んずる所に非ず今日に於ても朝鮮人が清人を賤しむこと甚し凡そ朝鮮國中にて胡人と稱すれば必ず清人なるを知る、晉に之を知るのみならず單に清朝又は清人と云ふも其何れの國人なるやを知らざる者多し唯胡の字を以て清の通稱となし下等社會一般に於ては清國を呼で「オランカイ」と云ふ亦夷狄の義なり大清皇帝のことをば「オランカイ、インタン」と云ふ夷狄人君の義なり蔑視も亦甚しと云ふ可し漫に他國を輕侮するは朝鮮人等に於て通常のことなれば敢て怪しむにも足らず日本とても常に彼れの賤しむ所なれども我輩日本人は尙幸にして夷狄の稱號をば免かれ倭人と呼ばるゝを常とす極めて惡名を蒙るも倭漢の名より下らず我天皇陛下をば倭皇と稱して「オランカイ、インタン」に比すれば大に輕重ありと云ふ

第二

右の次第なるを以て朝鮮人は滿清の所屬たるを嫌ふこと甚しと雖ども唯力足らずして之に服するのみ故に清朝にては明に之を屬國として其國王を禮部官の直轄にせんとするの意なれども朝鮮の國論に於て其意に従はず依て國王は恰も清朝との關係を脱するの姿にして朝鮮國の政府と滿清政府の禮部との交際にして毎年韓廷より北京へ幣使を遣るを

例とす蓋し朝鮮にて之を尋問と云へば支那にては入貢と云ふことならん斯く冷なる人情にして其交際を全ふするの理なきに似たれどもよく今日まで兩國の間を調和したるは何ぞや之を滿清政府虚妄自大の手段に由るものと云はざるを得ず或は美名を附すれば支那政府懷遠の政略と云ふも可なり抑も支那の政府は國土の廣大なるを恃で體と爲すものなれば必ずしも其地方の局處に就て實利を求め其利を集めて財政を立る者に非ず内國僻陬の地に於ても斯の如し況や其國境の外、遼遠なる朝鮮國等に於てをや之を屬國にするも其地に於て實利あるを目的とするに非ず却て屬國あるが爲に自國に損するもの多し故に朝鮮人も之に接して名義に於ては少しく心に快からずと雖ども實利は毫も犯さるゝものなきのみならず陸地往來の貿易には却て利する所もあり且其名義さへ曖昧にして明に屬國と稱したることもなく朝鮮國王即位の時も自國にて即位の禮を終りたる後に北京の使節來ること北京帝が即位の後に朝鮮より使節を遣るに異ならず故に朝鮮にては北京の使を目して賀使と云ふ唯北京にては之を冊封使と云ふことならんのみ又朝鮮にては支那の年號を用ゐるの法にして支那人の最も誇る所なれども其實際に於て朝鮮人は之を記すを屑しとせずして常に干支を用ひて紀年を表するの慣行なり支那も亦敢て之を咎めず之を要するに支那と朝鮮との關係は所屬の如く又獨立の如く曖昧の間に互に相欺き又自から欺き以て其交際を全ふして二百五十年の今日に至るまで風波なかりしことなり

毎年朝鮮より北京の政府に遣る幣使は正使一名大抵諸曹の判書を以て之に命ず、副使一名即ち參判これに任ず、外に書狀官一名校理これに任ず、書狀官は第三等に位すれども我國舊幕府時代の目付の如く常に使節の舉動を監察するの職なるが故に甚だ權あり以下屬官より隸丁に至るまで、同勢凡そ百名、例年七八月の頃、京城を發し道程三千里（凡我五百里）北京に至て留ること三四十日にして歸る

幣物は麻布、綿布、紬、紙、獸皮の類にして其實價は僅々たるものなり然るに支那の政府にて之を遇すること甚だ厚し使節來聘の時に先だちて官吏を派出し支那の國境内は平野の草を刈て道を作り路傍に休息の客舎を營で之を慰勞し北京に至れば壯麗なる館を給して日に饗應の備を設け丁寧らざる所なし其費用として北京政府より支出するもの日に三千金なりと云ふ然るに朝鮮人は一切これを謝して受けず日常の食料に至るまでも自國の米肉鹽梅を三千里外に携へて支那の物は身に附けず口に入れざるを例とす蓋し亦胡を忌むの意あり故に北京の政府より支出する日に三千の金圓は接待官吏の役徳に歸することならん人間の奇事と云ふ可し都て朝鮮の貴人は支那に行くを好まず或は偶ま使節の任に當らんとすれば百方に之を避け遂に止むを得ずして行くときは不幸にして夷狄の地を踏み夷狄の水を飲むとて歎息する者多しと云ふ

又使節の同勢の外に中族凡五十名を隨行せしむるを例とす是れは支那通商の印鑑を受けて貿易の事を行ふ者なり朝鮮政府の成規に於て支那の貿易は常民に許さず之を中族の特典として免許の印鑑を下付し支那の境に入ること一年一度を許し必ず幣使に隨行せしむるの慣行なり蓋し朝鮮に於て富有なる者を尋れば貴族に非ざれば必ず中族なりと云ふも支那貿易に由て得る所の利益ならん又法に於ては必ず中族に限ると云ふと雖ども密賣買もよく行はれて平安道の西北支那の滿洲盛京省に界する鴨綠江畔の地には富商大賈少なからず大抵皆支那貿易の利に生ずるものなりと云ふ

第三

朝鮮の士民滿清を輕侮すること甚しと雖ども亦是れ韓人の虚妄自大のみ汝は胡人の所屬たるを甘んずるやと尋れば八道の人民一人として然りと答る者なしと雖ども唯これを口に答へざるのみ實際に於ては所屬とて何等の苦痛も覺え

ざるが故に其内心は必ずしも之を忌むに非ず假令之を忌むも自から奮て生命を犠牲にする程の勇氣あるものに非ず結局大清政府の漠然たる政略に籠絡せられたる者と云ふ可し之に反して韓人が日本人を恐れ日本人を惡むこと甚し其原因は文祿壬辰の役に在り豊公朝鮮征伐の紀事は我國に傳るものと韓人の史記口碑に存するものとは大に異にして彼國人の云ふ所にては當時日本軍人の慘虐なりしこと實に名狀す可らず加藤清正小西行長の輩が豺狼に等しき兵士を指揮して香に韓兵に敵するのみならず無辜の婦人小兒を殺戮し田野を荒らし家屋を焼き甚しきは國王歴世の山陵を發掘して其屍を露し同時に人民の墓を掘り王家の屍と人民の屍と混同して特に凌辱の酷なるを示して降参を促す等亂暴無狀至らざる所なし即ち韓人が日本に向て徹骨之恨とは此事なり又或る時彼の政府より使節を遣て日本の軍門に至り倭兵力を逞ふして韓軍に敵するは敢て辭する所に非ずと雖ども罪もなき人民を殺すは軍法に於てある可らず之を恕せよと申送りければ其時日本人の回答に人民を殺すは無益なる事を行ふて之を樂しむに非ず實は當國の人は剛愎不遜にして命に従はざるが故に之を屠り盡して唯土地のみを占領し人は都て日本より移住せしむる覺悟なりとの言に韓人も大に落膽し迎も日本人に對しては命を全ふするの路なし等しく命を失ふことならば豺狼の刃に死せんより寧ろ我れより奮て之に敵す可しとて國中一般義團兵の擧あり云々は今日に至るまでも彼の人民一般の信する所にして其日本人を恐れて之を惡むの情は滿清を視るに比すれば幾倍を加ふるものなり故に韓人が清人を視れば禮儀道德の上に之を輕侮すれども自から其寛大の待遇には感ずるの情あり、日本人に對しては徳道上に痛く輕ろんずること能はずと雖ども其殺伐に恐怖するの情あり、或は韓人が日清の間に挟まりて双方を視るの心中を評したれば清人は冬日の日の如く日本人は夏日の日の如し冬日は寧ろ之を慕ふて近づく可しと雖ども夏日は唯だ恐る可し之を避けんと云ふことならん

左ればこそ昨年魚允中の一列が日本へ來航、魚氏は歸路天津に行て李鴻章に面晤、米英其他諸外國の使船が朝鮮に來るに先だちて其締盟の趣向を談じ李大臣の教を承けて本國に歸り其後も復た天津に往復して外國締盟の事に付ては一も二も皆支那に依頼し我在韓の公使へは何等の相談もなくして恰も日本を疎外するの姿を現はしたるは即ち朝鮮人の情態を表して明なるものと云ふ可し蓋し支那人が朝鮮と日本との交際を悦ばずして之を離間せんとするは一朝の事に非ず去年四月の頃諸新聞紙に李鴻章が韓人に贈たる書なりとて掲載したるものあり爾後或る韓客に聞けば此書は李氏が私書なれども實に朝鮮の政府に達したるものなりと云ふ其書中に曰く

前略日本は近年西洋の法を尙で營造百端、自から富強の術を得たりと謂へども其實は國庫の空虚を致して國債累々たるの有様なれば四方に事を起して雄圖を拓き以て其費したる所を償はんと欲するの情なきを得ず其疆宇相望むの地、北は貴國にして南は即ち中國の臺灣日本人の最も意を注ぐ所云々(中略)彼の日本は其詐力を恃で鯨吞蠶食、其琉球を廢滅したるの一事以て端倪を露はしたり貴國固より以て之に備ること無かる可らず云々

支那人が架空虚構の説を作て韓廷を教誘し以て我日本人を嫌忌せしめんとするの計略には日本人は朝鮮國の土地を奪はんと欲する者なりとの辭柄より外ならずして朝鮮人も亦日本人を見れば加藤清正小西行長の末孫ならざるはなく然かも近代の清正行長は軍艦銃砲を利用して其舉動實に測る可らず猜疑自から禁ずる能はざる處に支那人の巧言を聞けば愈々益々支那人を慕ふて日本人を恐怖するの念を増すも亦謂れなきに非ざるなり

第四

又目下朝鮮國の内勢を推察しても支那政府より大に其内政に干渉するときは韓廷は之に依頼して内の調和を助るに

都合宜しき事情あるが如し今回彼の變亂の原因を大院君として其禍に罹りたる閔氏等の一類より君を視れば不俱戴天の仇にして必ず復讐の念ある可し又復讐の事を企ることならん況や又王妃の毒殺果して大院君の謀に出でたるものならば國母を弑するの罪人として國民一般の怒る所ならんと雖ども天下の人心は氣運に従て運動するものにして必ずしも聖賢の言の如くに行はる可らず大義名分も必ずしも常に明なるを得ざるもの多し故に今大院君は一舉して國の權柄を掌握したるものなれば其勢力固より當る可らずして閔氏の一類も容易に事を舉ること能はざるに於ては他の志士の輩も所謂氣運に壓倒せられて自から意見の變化なきを得ず例へば王妃の毒殺は大院君の陰謀に成りて之を國賊なりと云ふも亦一方より辭柄を設れば此國賊を誅するは即ち國王の父を殺すものにして國王より視て不俱戴天の仇と認めらる可し國母の讎を報ひんとすれば國父の仇たらざるを得ず臣子の分として進退維谷などの儒論を起し結局其論の歸著は實力の盛なる處に道理を生じて何様にも判斷を下だす可し大院君の一黨に權力を有すれば其權力の存する間は正黨たる可し又其反對黨に權力の歸することあれば反對黨が正黨にして大院君は國賊たる可し大義名分は實力より生ず古今世界の史記に其例少なしとせず故に今回支那の政府が大に大院君に力を貸して之を保護するときは國中有力の輩にして曾て君の主義に反對したる者までも支那人に依頼して己が節を改るの好機會と爲し君も亦固より勢力の益々盛大なるを欲するものなれば異主義の者にも強ひて之を咎めず兎に角に支那人の意見に従ふを口實にして之を容るゝに妨なければ支那人は恰も朝鮮國政治社會の軋轢を調和して内政の仲裁たることある可し斯の如くなるときは閔氏の一類其他大院君の政略に服せざる志士の輩は生涯怨を吞で死する歟又は國母弑殺の賊を討するの大義に據て民心を收攬し大に事を擧げて今の政府を顛覆することもある可し早晚一度びは斯る變亂に及ぶ可しと臆測するのみ

右は唯今日の臆測に存するのみにして今後如何なる變亂あるにもせよ又太平無事なるにもせよ我日本の關する所に非ざれば之を聞き目下我政府より朝鮮に向て要求の談判に付き其局を平和に結ぶと否とは支那政府の意見に關するもの大なりと云ふ可し支那の政府が眞實に其私心を去て朝鮮を屬國視するの妄念を斷ち朝鮮政府の爲す所に任して罪を我れに謝せしむる歟又は隣國の好を以て私に其謝罪の至當なるを説諭することもあらば日本も支那も朝鮮も三國共に平穩無事にして東洋の幸福なれども若しも然らずして虚妄自大の滿清が其虚を忘れて實に自から強大なるものと信じ今回の事變を奇貨として大に朝鮮の内治外交に立入り朝鮮國は我屬國なり朝鮮政府は北京政府の別府なり屬國別府に起りたることは本國本府にて處分すること當然なりとの口實を以て朝鮮も亦敢て其所屬を甘んじ支那合して陰に我れを敵視し憎も支那の政府が横合より出で、主人の體を爲さんとするの勢あらんも計る可らず聞く所に據れば支那政府は日本に對して臺灣及び琉球の事に付き公に訴ふ可きの理なきも私に不満を抱き時機を得て其宿怨を晴さんとするの深意ありとも云へば此言果して信ならば今回朝鮮の事件こそ好機會なれ其所屬云々の口實よりして漸く深く之に立入り、容る可らざるの喙を容れ、生ず可らざるの葛藤を生じて遂に公然たる敵對の形を呈するなきを期す可らず斯の如きは則ち支那政府は亂を好で敵を求るものなれば我々日本人は假令ひ平和を祈るも國權を枉げて敵を避る程の卑屈に沈むこと能はず且又諸外國人の所視所評もあらんれば世界中に我日本の體面を失ふて支那の妄漫を逞ふせしめんよりも寧ろ彼の所望に應じて戰を開き東洋の老大朽木を一撃の下に挫折せんのみ但し清廷にも人物少なからずと云ふ斯る無名の事に政略を左右して名義道理に失敗したる上に又重ねて兵馬の失敗を取るが如きは必ず爲さざる所ならんと推察せざるを得ず之を要するに目下我日本は唯朝鮮國に事あるのみ若し此事をして其在るまゝに在らしめて日韓兩

廷の談判に任ずるときは二月を出でず事落著して平和の舊に復す可きなれども此平和を害すると否とは唯清廷の意見如何に在て存するものと知る可し（明治十五年八月廿一日より同月廿五日に互る）

支那國論に質問す

第一

今度朝鮮の事變に付き和戦の二途何れに歸す可きやは唯支那政府の意見如何に在て存するものなりと云はざるを得ず其意見の眞實は外交の機密なれば他國人たる我輩の得て知る所に非ず唯今後其運動の外形に現はるゝものを見て其裏面を察するの外なしと雖ども今より既往に溯るも我輩に於ては聊か支那政府の政略と其國の輿論に向て質問す可きものあり我輩往々漢字新聞紙を読み又其國人の所言を聞て輿論の一斑を知り又去年春北洋通商大臣李鴻章君が韓人橋山に贈たる一書は私の書通とは申しながら書中の言皆政治上に關し且橋山とは前の領議政李裕元のことにして當時非役なれども韓廷の大臣なり此大臣へ李鴻章君より書を贈て之を國王に呈し呉れよとまでの文もありて正に韓廷に達したりとのことなれば假令ひ君が支那大臣の資格を以てせずと云ふも正しく朝鮮政府に向て支那政府の意見を開陳したる半私半公の書なりと断定せざるを得ざるなり（此書の全文は明治十四年四月四日發兌の報知新聞紙に在り又李裕元は韓廷頑固黨の一名にして去年秋の頃國王殿下に斥攘の事を建白して其言過激不敬に互るを以て一時は島配の罪を得たる人物なりと云ふ）

右の如く支那國發兌の新聞紙なり其國人の口吻なり又李大臣の書なり夫れ是れを照し合せ其言に發し其書面に現はれたる外形を見て支那人が日本に對し又朝鮮に對するの其意如何を察するに我輩日本人に於て不審なるもの甚だ少なからず元來支那國人は我日本人の心事舉動を評して如何なるものと断定したる歟、彼の李鴻章君の書中我れに對して妄漫無禮の文字多しと雖ども名義に於て私書とあれば敢て之を咎めず又咎む可き筋にも非ざれば文體は如何様にも姑く聞き其主意に於て甚だしく我を猜疑するの念は紙面に溢れて見る可し書中云へることあり日本は國庫の空虚を致して國債多きが故に他國の土地を奪て失ふ所を償はんとするの企あり而して其眼を注で垂涎する所は朝鮮國と支那の臺灣に在り日本人は朝鮮の土地を奪はんと欲する者なり臺灣島を取らんと欲する者なりと之を明言して憚る所もなく其語氣恰も我れを賊視して日本人には賊心あり之に備へざる可らずと云ふものゝ如し且我日本人が必ず鯨吞蠶食の慾を逞ふす可しとの證には我政府が前年琉球藩を廢したるを目して琉球國の疆土を吞食したるものと名づけ事實の勢を明にして韓人の信を取らんと欲するものゝ如し

抑も李鴻章君が我政府の財政を論じて國債累々等の評を下だすと雖ども何を以て其實を知る可きや失敬ながら遠望の妄評にして君の爲に惜しまざるを得ず國の財政に二様あり政府の財政と國民の財政とは是なり君の所言庫藏空虚とは果して我政府の庫藏か又國民の庫藏か之を明にせざれば議論の體を成さずして共に語るに足らず徒に我大藏省の報告等を一見して日本國の貧富を卜するに足らざるは君も亦自から知る所ならん況や國債の如き自から其性質あるものなり我國封建の士族を廢して其世祿を國債の形に變じたる等の談は他國人の得て知る可きものに非ざれば我輩亦これを辨するを好まず唯君が日本の事情に明なるの日を待つのみ

今一步を譲り果して君の言の如く我日本の庫藏は空虚にして國債累々如何ともす可らざるの困難とせん然らば則ち

此困難を救ふの道は隣國の土地を奪ふを以て上策とする乎君が政府の所轄たる臺灣島を奪ひ君が常に苦慮する朝鮮國を攻取りて果して我財政困難の急を救ふに足る可きや苟も理財の思想あらん者は此賂易きの理を見ざるの理なし先年臺灣島の蕃民が我日本國の人民を害したるが爲に止むを得ざるの事情に迫りて兵を起し遂に君が政府より五十萬金を拂ふて事の局を結ぶに至りしかども我出兵の軍費は固より五十萬に止まらず錢財の一點より論ずるときは所得を以て所失を償ふに足らざること明白なれども一國の體も亦一人の身の如く唯利を以て進退す可きに非ず自から國體の徳義なかる可らず我國體は我國民の權利を保護するの一大義を守り義を以て進み名を以て動くものにして征臺の師の如き唯名義の爲に運動して其實は君が所謂庫藏の空虚を促がしたるものと云ふも可なり土地を取らざるも尙且斯の如し然るを若しも他國の地を取て其地を守り其民を護し之を守護すること我日本の内地の如くせんとするには幾許の財を費す可きや之を思はざる可らず我日本の男兒勇は則ち勇なり進で善く戦ふの様を見れば純然たる武夫の如くなれども亦退て守るの文思なきに非ず經濟の思想に富む者は朝野に多し漫に他國の地を奪ふて却て會計の困難を致すが如きは敢て爲ざる所なり

第二

又李鴻章君の書中に我日本人が其詐力を恃で鯨吞蠶食、遂に朝鮮國をも滅し臺灣島をも取らんとするの深意は琉球廢藩の一事を以て其端倪を露はしたりと云へり是亦甚しき臆測ならずや我日本は十五年前政府を一新して百事舊套を改め七百年來の將軍政治を變じて三百藩の封建諸侯を廢し琉球島も古來我一諸侯たる薩摩藩の附屬たりしかども本藩既に廢して獨り其附屬のみ存す可きに非ざれば國中一般の例に従て廢藩の命を下したるのみ君は云ふ琉球は數百年

の舊國にして曾て罪を日本に開かざるに日本の政府は其主を廢して其疆土を吞食したりと此言信に然り琉球藩は未だ其藩たらざるの以前より能く我政令に服して曾て不臣の跡なし其我政府に服從するや他諸藩に異ならず然りと雖ども元來我廢藩の舉は藩主の罪を罰するの主意に非ず日本國中三百の藩主一として罪を犯したる者なし唯政府の一新に際して國中に幾多の藩を立てゝは政令或は一途に出でずして國民全體の不幸ならんかと之を憂慮し諸藩主自から藩籍奉還の事を出願して我天皇陛下は人民の爲に之を嘉納し給ひ、次で藩の名を廢して縣と爲したるのみ故に藩主は罪なきのみならず誠に天皇陛下の忠臣にして今日に在ても其君臣の情の渥きは海外諸國にも稀なるものならん和我輩の信する所なり然るに琉球の藩地は五島平戸等に比すれば海路少しく遠きが爲に交通も自から便ならずして其藩人が内地の事情を知らず之が爲に藩籍奉還の出願も遅くして國中唯一藩を遺すの姿を爲し中央政府施政の不都合も少なからざるが故に政府より其廢藩を促がして他諸藩と同一様の處分を施したるまでのことなり故に舊琉球の藩主は方今在東京の華族なり其華族たるは五島平戸若くは他の内地遠方の舊藩主が東京に住居して華族たるに異ならず即ち天皇陛下の忠臣にして其君臣の情の渥きも亦固より他の華族に異ならず又其舊藩地は改めて縣と爲り政令法律一切他の諸縣に異ならずして教育殖産共に次第に進歩することならん縣民の幸と云ふ可し

然るに今李鴻章君は琉球の廢藩を視て我日本政府が琉球の地を吞食したりと云ふ之を吞食と云はゞ我明治政府は三百諸侯の藩地を吞食したる者なり吞食の字面は甚だ穩ならざるが如くなれども君にして強ひて此名を下ださんと欲せば我輩敢て之を辭せず吞食にても奪掠にても我日本の人民は一滴の血を灌がずして廢藩置縣の事を行ひ全國今日に至るまで一聲の怨言を聞かず上下其處を得て縣治に得たり我輩の所見にては之を吞食奪掠の成跡とは信じ難しと雖ど

も君にして強ひて争はんと欲せば我輩は唯君の所評に任ずるのみ或は君も亦支那の學士なれば支那の歴史を讀み往古秦の始皇帝が六國を滅して天下を一統し封建の制を廢して郡縣と爲したるの事跡を記憶し我明治の廢藩置縣を以て之に比較するには非ずや去りとは大なる誤解なり秦皇も廢藩置縣、我明治政府も廢藩置縣にして名義善く相似たりと雖ども其實は大に異なり秦皇は敵國を滅したるものなれども我明治政府には曾て滅す可き敵國なし唯平和の道を以て舊藩を廢したるのみ滅と廢とは其字義同じからず即ち琉球藩の如きも平和の處分を施して之を廢したるのみ名義相似るものは動もすれば實を誤り易し願くは二千年前秦皇の故事を以て今日の日本を評するなからんこと我輩の冀望する所なり

今朝鮮の我國に於ける全く琉球に異なり我輩日本人の見る所にて朝鮮は獨立の王國にして其内治外交の權は一政府に歸し政府の上に立つものは即ち國王殿下にして既に我日本と通信貿易の條約を締盟し其條約面にも日本國と朝鮮國と相對し日本國天皇陛下と朝鮮國王殿下と相對し其國權に於て毫も差等あるを見ず我輩日本人民は我天皇陛下の臣民にして朝鮮國王殿下に對しては外臣なり兩國の間に平和の條約を存して其效力のあらん限りは謹で我分を守て超越する所なかる可きのみ然るに李鴻章君は何の疑ふ所ありて琉球と朝鮮とを附會するや朝鮮は我對等の隣國にして我三百藩の一には非ざるなり藩に非ざるが故に之を廢せざるなり其理由甚だ明白なるに非ずや若しも我國にて廢藩の事を行ふたるが故に隣國の朝鮮をも攻滅すならんと過慮することならば其過慮は決して朝鮮のみに止まる可らず君の本國大清も我隣國なれば或は日本人に吞食せらるゝの虞ありと云ふも可ならんと雖ども今日の有様にして其安全なるは君の自から保する所ならん我政府は琉球藩を廢したりとて以て大清を滅すの端倪を露はしたる者に非ず大清にして果して

安全なれば朝鮮も亦安全なり我輩の主義は唯對等に在るのみ大清朝鮮孰れをも輕重する所あらざれば特に朝鮮を以て意を煩はす勿れ

第三

以上論ずる如く我日本政府は庫藏の空虚なるが爲にとて隣國の土地を奪て之を充たさんとするが如き不經濟を行ふ者に非ず又内地に琉球の廢藩を行ふたりとて外征侵略の端を露はしたるものに非ず理由の甚だ解し易きものにして事跡の甚だ賭易きものなり然るに李鴻章君は之を解せず之を賭すして只管猜疑の念を抱き特に之を憂慮して朝鮮の政府に忠告したり君の心事果して斯の如くにして中心より我日本を疑て信ぜず眞實に朝鮮の爲に謀て不安心なりと思ひ一片の婆心自から禁する能はずして之を忠告したるもの歟、若し夫れ果して然らば惑迷の甚しきものにして眞に老婆の愚痴たるに過ぎず然りと雖ども此老婆の愚痴なるものは決して輕々に看過す可らず假令ひ其心事は惑迷して其政略は愚痴にても君の名聲は朝鮮の全國に轟き苟も君の言とあれば之を信する者必ず多からん即ち去年の秋彼の橋山李裕元が斥倭の旨を以て朝鮮國王に建白したるも君の提引に由るものと云はざるを得ず朝鮮國民の頑固なるは固より未開國の本色にして怪しむに足らず唯先進の輩が之を宜しきに誘導して漸次に外交の道をも知らしめ以て漸次に開進の方向に赴く可きのみ例へば李鴻章君の地位に在ればよく朝鮮國の朝野に説諭し方今宇内の形勢に於て外交を開かざる可らず世界の交は先づ隣國より始まるこそ順序なれば日本との隣交は勉めて之を厚ふす可し云々とて恰も手を取て之を導くが如くにしてこそ本意なる可きに左はなくして頑冥を導くに頑冥を以てする其有様は既に醉へる者に酒を強ひ既に沈睡する者に鴉片を投するに異ならず醉者睡者に罪なし我輩は其強る者投する者に向て不平なきを得ざるなり抑も君

も亦朝鮮の頑民と共に其酒を酌で悦び其鴉片を喫して樂み共に不文の郷に醉狂して共に不明の夜に昏睡せんと欲する者歟、我輩又何をか云はん唯君の狂昏に任するのみ

然りと雖ども李鴻章君は斷じて狂昏に非ず清廷の大臣にして夙に開明の魁を爲し殊に東洋の政略に付ては大に見る所ありとのことなれば近來頻りに朝鮮の國事を苦慮して其日本に接するの政策を口傳するものは内實朝鮮の利益を謀るに非ず又其開明ならんことを祈るに非ず唯朝鮮の不明頑固を奇貨として日韓の交際を離間し以て我日本政府を東洋社會の外に擯斥して亞細亞の全權を大清の一手に掌握せんとするの深意には非ずや斯の如きは則ち君の雄圖も亦盛なりと云ふ可し我輩は最前君の猜疑を咎めたれども今は地を易へて我れより君を猜疑せざるを得ざるなり但し我輩の猜疑は全く虚構の猜疑に非ずして事の實跡に就て證する所のものあれば苟も支那人にして事理推考の力あるに於ては我輩の言を以て誣罔の説とはせざることならん唯我輩は李鴻章君の爲に謀て其東洋政略の空しからんことを憂るのみ例へば今回朝鮮國朝野の頑固黨は我公使館を燒て我人民を屠殺したり既に我れに向て斯る無禮を加へたる上は我政府は使節を遣て其罪を問はざるを得ず其終局未だ知る可らずと雖ども歸する所は日韓兩國の不利にして榮譽の一點に至ては朝鮮の全損ならん而して此暴動の原因は様々にして或は兵士の不平より起り或は大院君の野心より生じたるものもあらんと雖ども其暴徒が日本人を襲ふたるは特に日本人を惡みたるが故なり其これを惡むは何ぞや日本は友國にあらずして其國人は朝鮮の國土を侵奪せんことを欲する者なりと信じたるが故なり然り而して李鴻章君の政略も正に朝鮮人をして日本を疑はしめ力を盡して之を敵視せしめんとする者にして其意味は君の手書中にも溢るゝ所なれば今回の暴舉も間接には君の教唆亦與りて力ありと云はざるを得ず然るに此暴舉の成跡如何を察すれば毫も日韓に益する所なきのみならず徒に朝鮮國の醜名を流がして又清朝に利する所なくして君が東洋政略に毫も所得あるを見ず君が常に憂慮する如く日本人をして果して朝鮮國を呑食するの野心あらしめなば今度の事變こそ其野心を逞ふするの好機會なれ我力今日よく八道を蹂躪して全國を併呑するに足る可し萬に一も斯る大變にも及びたらば君は暗に朝鮮人を教唆して其滅亡を促がしたる者と云はるゝも辨ずるに辭なきことならん幸にして我日本人は三百年前の日本人に非ず其勇氣こそ舊の如くなるも自から近時文明の思慮ありて漫に侵略を恣にせざればこそ百事穩便に治る可きことなれ故に云く朝鮮國の爲に其利益幸福を謀る者は支那人に非ずして日本人なり李鴻章君は東洋の安寧を求めずして却て變亂を助成すものなりと支那國論以て如何とす

第四

外交の策は奇變に在りと云ふと雖ども事の大體に至ては奇變策を以て永久に持續す可きものに非ず左れば李鴻章君が暗に朝鮮の人を教唆して我日本人を嫌忌するの念を固くせしめたるも唯是れ一時の奇計秘略にして其成跡も亦甚だ美なるに非ざれば斯る計略を用ひて東洋の安寧を害するが如きは日支韓三國の不利にして君の爲にも亦取らざる所なり計略果して其益なきを知らば虚喝を用るも亦固より無益なり然るに今回朝鮮の事變に付き其變報支那に達するや直に三艘の軍艦を艦して仁川港に差向け又我政府にも公書を贈りたりとのことなれば其意蓋し日韓の事に關して大に周旋する所あらんと欲する者ならんと雖ども我輩に於て聊か不審なるは支那の政府が斯く慌惶して兵船を出したるの一事なり平素政機の運動には至極鄭重の名を得たる大國の政府にして此度の事に限りて迅速活潑なるは以て世間の耳目を驚かすに足る可きものなり其迅速活潑は尙驚くに足らずとするも此事に關して特に兵力を以て朝鮮海に臨むは何故

なるや元來朝鮮の國民は日本人を惡で之を害し又これを害せんと欲するものなるが故に日本政府にて兵力を用意するは事實止むを得ざるものなれども同國民にして支那人を敵視したることなし又敵視するものある可らずとのことは支那政府の飽までも自から知る所ならん或は今回の亂民は朝鮮國人の何れの部分なるやも測る可らざるが故に不虞に豫備するの政略なりと云ふも畢竟友誼を以て相接する朝鮮に對して三艘の兵船と軍人は不用のものなりと斷定せざるを得ざるなり

是に於て我輩の視察する所にては支那の政府が斯くも活潑に運動して斯くも餘計の兵力を用意するは此力を朝鮮に向て實際に用るよりも寧ろ日本に對して虚喝を示すものに非ずやと疑はざるを得ず無益も亦甚しきものと云ふ可し抑も此事變に付き我政府より朝鮮の政府に要求する所は誠に尋常普通の要求にして毫も支那政府の意を煩はすに足らざるものなり或は朝鮮國は支那の所屬なるが故に支那政府は特に之に關係して周旋するものなりと云ふも其所屬とは我輩日本人の曾て知らざる所にして我日本政府は既に朝鮮政府と條約を結んで兄弟の國たり此兄弟の間に事變を生じて他より好意を以て之を和するが爲に周旋調停せんと欲する者あれば我權理と政略とに妨なき限りは悦で其好意に任す可しと雖ども此一段に至ては必ずしも支那に限らず米英にても又佛獨にても聊も輕重ある可らず然るに事變報道の初より獨り支那の政府に限り關心の姿を現はして兵力の用意にまで及びたるは多分我輩の知らざる所屬云々の意味を以て運動するものならんと推察せざるを得ず我輩は支那政府の爲に唯氣の毒なるを感ずるのみ

朝鮮爲中國屬邦の論は今回の事變とは全く別の問題なれば別に之を論ぜざる可らず朝鮮果して支那の屬邦たる歟我輩は我日本の爲に謀て之を悲しむにも非ず又憂ふるにも非ず支那より朝鮮を呼んで屬邦と名づけ朝鮮は支那を仰で本國

と稱し其兩國內治の關係は我輩他國人の知る所に非ず唯外交上に於て朝鮮國に續々生ずる所のものを一切萬事其本國たる支那政府にて引受け其責に任じて違ふことなきの實證を呈し締盟諸外國にても之を認可するに於ては獨我日本國に限りて異論ある可きに非ず尋常に其屬邦たるを認む可きのみ但し斯の如くなるときは従前日韓の條約と名づけたる書面は全く無効のものたる可きが故に更に日本と支那との條約を改正すること要用なる可し又米英其他の外國も目下正に締盟中にして其條約は未だ批准を得ざることなれば此際に當て屬邦の一事判然たるに於ては締盟の趣も大に變化することならん兎に角に此屬邦論は第二段の事にして今回の事變は日本國と朝鮮國と對等の條約を以て交際したる其交際中に生じたるものなれば此變を處分するにも亦對等の條約面に據る可きこと誠に當然の法にして誠に尋常の道なれば假令支那の政府が何程に力を盡して屬邦論を提出せんとするも今日の日本人は之に耳を傾ること能はざるなり

(明治十五年八月二十九日より九月一日に互る)

朝鮮事件談判の結果

七月卅日英艦飛魚號が花房公使の一行を長崎に搭載し來りしを以て我輩は初めて同月廿三日朝鮮京城に於て暴徒蜂起し我日本天皇陛下の代理人たる花房公使を襲ひ我日本帝國の一部分たる公使館を焼き我同胞兄弟たる日本人民を殺傷したりとの一大變事を聞知することを得たり當時我輩は此事件の處分に關し直に我輩の意見を吐露して大に朝野の注意を喚起したりき而して我政府に於ても大に我輩と所見を同くする所あるが如く決して此事を輕忽視せず直に海陸軍出兵の準備を爲し花房公使をして東京へ復命せしむるにも及ばず八月二日井上外務卿馬關出張の途に就き同所に於

て新に臨時特別の訓令を同公使に傳へ一隊の護衛兵を引率して再び京城に向て急行せしめたり追て明治丸仁川より歸著花房公使は水陸無事八月十六日京城著護衛兵と共に城内に居館を占め十七日の朝までは未だ何等の談判も開かず城中も平穩なりとの一報ありし以來は日數積りて二週間に盈るも未だ第二船の仁川より歸著するものなく我輩は唯開談の様は如何公使以下の安否は如何と爾後の事情を想像し片時も心を安んずること能はず最早第二報のある可きに、などて斯くは遅きことぞと日夜領を引て西望し實に一日千秋の思ありし

然るに一昨夜半に至り中山參事院議官補仁川より馬關に歸著し談判の様詳細政府へ電報ありしと聞くも其報の吉凶何れに屬するやを知り得ざるを以て争でか坐して且を待つことを得ん我輩夜中ながら東西に奔走し左の喜ぶ可き電報の次第を傳聞することを得たり花房公使は八月廿日朝鮮國王殿下に謁見して今回の暴動に關し我要求の書付を呈したるに殿下は此事件を領議政に委せらるゝのことなりし公使は此書に對する回答を猶豫すること三日回答來らず領議政も何れへか遠出の命を奉じたりとのことにて事中廢の姿に屬し談判を開き得可き望なし依て公使は斷然決意し一書を國王殿下に贈りて京城を引上げ歸途に就きたり濟物浦に著するに及で彼より書を贈り彼等自から濟物浦に來り此事件を議す可しとあり依て公使は今二日間本國に向て發艦することを猶豫し次で彼の全權大臣リユウゲン（李裕元或は柳瑛なるべし）副全權大臣金宏集の來會を待て八月三十日平和に條約を締結したり其條款の要旨左の如し

- 一 朝鮮政府ハ二十日間ニ叛徒ヲ逮捕シ首謀者ニ嚴罰ヲ加フベシ右審判中我官吏之ニ立合フ事
- 一 被害者家族扶持ノ爲メ五萬圓ヲ拂フ事
- 一 朝鮮政府ハ朝鮮人ノ爲ニ生ジタル損害並ニ費用ヲ賠償スル爲メ我政府へ五十萬圓ヲ毎年十萬圓ツ、年賦ニテ拂

フ事

- 一 我公使館保護ノ爲メ我兵員ヲ屯駐セシムベシ朝鮮政府ハ兵營ノ建築並ニ其修繕ヲ負擔ス可シ但一ケ年經過ノ後ハ我公使ノ見計ニ依テ兵員ヲ引拂フコトアル可キ事
- 一 朝鮮政府ハ國王ノ書簡ヲ以テ謝罪ノ爲メ特命ノ使節ヲ我國ニ派スル事
- 一 元山津、東萊府、仁川府ノ條約規程ハ今後朝鮮里數五十里タル可ク且二年ノ後ハ之ヲ朝鮮里數百里ニ擴ム可シ而シテ今ヨリ一年ノ後揚華津ヲ貿易ノ爲ニ開ク事
- 一 我公使、領事並其屬員及ビ家族ハ禮曹ヨリ發スル旅券ヲ携帯スレバ内地ニ旅行スルコト自由タル可シ各地方官ハ旅券ヲ檢査シテ其旅客ヲ護衛ス可キ事

我輩此報を得て先づ日韓兩國の間に横りたる殺氣妖氣を斯る平穩の手段を以て速に一掃し交情舊に倍して親密ならしめたるを喜び又此條約の我日本國民の希望を満足せしむるに足る可きを喜び又我外交官の敏達は世界文明國の外交官に劣る所なきを喜び最後に又今回の處分は豫て我輩の持張したる意見と大なる逕庭なかりしを見て私心竊に喜悅に堪えず一身の内外此處分を聞いて先づ讚賞するの外なきなり

我輩は結果の美なるを見て其談判協議上の困難を看過するの恐なきに非ず當初此事變の報知東京に達したるの後未だ十日を過ぎるに早くも在京の支那公使は本國政府の命に依て朝鮮爲清國所屬之邦の論點を以て我外務省に照會したりと云ひ花房公使が仁川著艦に先ち觀察馬建忠は提督丁汝昌と共に仁川に來著帶身の護衛兵なきを以て直に上陸せずと雖ども既に大院君等と書契を往復し尙丁氏をして衛兵を迎るため天津に歸らしめたりと云ひ此際公使は少數の護衛

兵を率て直に京城に入り大に談判する所あらんとするに國王は幽囚せられ王妃は弑せられ大院君國政を擅にして閔氏以下己の欲せざる人を屠殺し斥和攘夷の氣、國中に充滿したり内に大院君黨の斥攘論あり外に支那の嫉妬猜疑あり英米其他諸國の軍艦も近海に往來して動止を視察す日本政府なり花房公使なり地位甚だ困難にして其働大不自由なりと云ふ可し然るに此困難を凌で迅速に局を結び其結果の美は歐洲第一流の外交家をして評せしむるも其枝葉の長短大小の外又一點の批判を下すこと能はざらしめたり豈近代の美事にして我日本の面目ならずや此事變をして十年前に起りたりとせんか我輩は斷じて知る日本人の技倆を以て今回の如き好結果を得るの手段なきを、十年の日月山河殊ならず習俗相近し其在朝在野の人物を計るも前後格別の差異なきが如く然りと雖ども願て新事業の巧拙を見れば今日の日本は是昔日の日本に非ず人をして同國同人種たるを疑はしむるものあるなり畢竟耳目見聞訓練教育の致す所なりと雖ども外交上の事件は寧ろ背後の兵力の精不精に由て成敗するもの多く今回の談判の如きは其最も著しきものなりと云はざるを得ず我政府は此事變に處するの第一著に於て十分の功を奏したり尙後來を戒めて油斷なからんことを希望するなり(明治十五年九月四日)

朝鮮新約の實行

朝鮮の事變は我國朝野一般に當初より之を輕忽視せず大に周旋したる甲斐ありて斯く平穩に談判整ひ韓廷の所置も我國人をして満足せしむるに足り自今日韓兩國の交際も日に益親密を加へて朝鮮全國が文明に進むの歩も従前に比すれば幾倍を速にし遂に全東洋の面目を一新するに至ることある可しと我輩後來を希望して欣喜の情止む可らざるもの

あるなり然りと雖ども此希望は全く後日を豫期するものにして今日の實勢に非ず後日の實際果して今日我輩の豫期に違はざるや否は固より我輩の得て明言し難き所にして唯これを後日の實際に見ると見ざるとは今後我日本人がよく其力を用ると用ひざるとに在て存するものと信ずるのみ日本の所置其當を得れば朝鮮を文明に進めて其國人に幸す可く其當を得ざれば之を焦土に變じて國人に禍す可し我日本人民の責任は大且重なるものと云はざる可らず

初め朝鮮事件の發出に際し我輩は大に兵を出すの必要なることを論じたり實際公使一身の保護のみならんには固より多數の兵員を要せずと雖ども平和の談判を以て平和の結果を得んとするには必ず先づ朝鮮人をして敵を知り己を知り朝鮮の實力は到底日本に敵對す可きものならず今回の結局戦はざれば則ち和す戦ふ者は國を亡す者にして其禍は賣國營ならずとの事理形勢を覺悟せしめざる可らず否らざれば彼等の頑迷倨傲なる更に又何様の事を惹出して遂に兩國の交際をして止むを得ざるに破裂せしむることなしとも云ふ可らず是則ち大兵の入用なる第一の主眼なり幸にして我政府も花房公使に附するに一大隊の陸兵を以てし軍艦の海兵をも合計すれば大數一千以上の兵員なり公使は漢城を去りてより以來未だ三週日を出でざるに此兵と共に忽ち萬里の波濤を飛過し軍容肅然居を漢城の中央に占めて適正なる政權の集點國王殿下に談判を開きたること最も感服す可き手際なりし茲に於て流石の朝鮮人も其頑迷倨傲の働を恣にすること能はず其咎を重ねるに至らずして速に平和の談判を承諾し其締約の條款中にも特に後來の平穩を維持するの意を示したるは全く日本兵飛來の一事以て此好結果を媒成したるものなりと云はざるを得ず兩國交際の紛紜に付て用兵の止む可らざるや以て知る可きなり抑も兵の用は唯戦ふのみに非ず能く兵を用ひてよく戦はず之を不戦の範圍内に置くの緊要なるは斬人の刀を帯びて人を斬らざる者の如し所謂滿を持して放たざるの要訣なれば後來我政府は一層此

點に注意し朝鮮人をして今日日本兵を敬畏するの心を變じて之を忌厭するの意を生ぜしむ可らず我輩の思考する所にては自今漢城屯駐の公使館護衛兵は多數五百人より少なからず千人より多からざるものなる可しと信ず今此兵士が日曜日等の休暇に漢城の内外を遊歩して韓人等に接し或は酒に酔たるが爲め或は言語不通の爲め双方の間に意味を解すること能はずして無毒の原因より有毒の葛藤を生ずる等の事屢ありては朝鮮政府をして漸く我を厭ひ我を疎むの心を起さしめ兩國の情意を毀損して其禍の波及する所實に容易ならざれば今回は特に兵士を戒めて陣中に特令を設け謹慎忍辱を以て滯韓中第一の心得と爲し朝鮮朝野の人士をして一たびは我軍人の勇猛なるに驚き一たびは其謹正に驚き歎嗟措くこと能はざらしむる程にして我用兵の法に前後一點の缺典を示すなからんこと我輩は日本人民の爲に大に當局者の注意を促す者なり

又今回清國政府の舉動に付我輩の解すること能はざるもの甚だ多し一面は朝鮮爲清國之屬邦と稱して妄りに日韓兩獨立國の事を妨げんと試み一面は局外に傍觀して私かに韓廷に忠告し模糊曖昧の陳腐手段を以て他を瞞著し去らんと欲するもの、如し唯彼が心中に日本は侵略遠大の志あり漸く隣國を吞併して東洋に雄飛せんと欲するものなりと一點の疑團凝結して之を解くことを知らず自家疑心の暗鬼に呵責せられて自から奔命に勞するの狀なしと云ふ可らず然るに又今回我國が公使館保護の爲め兵員を漢城に屯駐するを見て之を疑ひ、城を距る一里楊華津に貿易場を開くを見て之を疑ひ、我公使領事又は其屬員家族が或は養痾の爲め或は遊覽の爲め或は學術研究の爲め内地各方面に旅行するを見て又之を疑ひ、好で自から煩悶するのみならず流言密告種々の手段を盡して朝鮮人を教唆し遂に又我をして其煩に堪えざらしむることなきを期す可らず故に我政府并に實地當局の公使等に於ては其事の煩き故を以て之を等閑に附せず

我赤心を推して韓廷に接し又廣く韓人に交り清國政府をして其計略を逞くせしめざることに注意するは至極大切なことならん朝鮮老朽の頑儒輩は動もすれば支那を上國視して日本に近づくよりも寧ろ清國に親まんとするの情なきに非ず此輩にして若し志を得ることあらば必ず又大院君の志を繼いで第二の活劇を開き遂に清國政府を煩はして再び支那艦を仁川に派遣し第二の馬建忠をして第二の衆大院君を北京に同伴せしむるを要することあらんも計る可らず我政府は其煩勞に堪へざるなり故に今より事變の再生を豫防するは我國が韓清兩國に對するの好意なれば韓の老儒輩も清の政略家も斷じて日本を疑ふなからんこと我輩の祈る所なり(明治十五年九月六日)

朝鮮の償金五十萬圓

朝鮮の償金五十萬圓果して以て我損害軍費を償ふに足る歟決して然らざるなり今回朝鮮の事變に關し最初花房公使一行が韓地にて蒙りたる損害に引續き公使再渡の護衛兵一大隊を派し博多の旅團を編成し新に運送船を雇入るゝこと三菱會社のみにも十幾艘の多きに至り海陸軍需一切の準備臨時人員の往復等に費えたるもの其實に測られず我輩未だ政府が此臨時費用の決算を聞かず其豫算をも聞かざるを以て精確の員數を擧ること能はずと雖ども假に胸算する所を以て見れば追て花房公使が東京に復命する途に大藏省より臨時支出し或は繰替使用せしむる金額は無慮二百五十萬圓内外なる可しと信するなり果して然らば此五十萬圓は固より損害軍費を償ふに足らざること明白なるに花房公使が政府の訓令を奉じて韓廷の委員と談判の際何故に斯る僅少の金員を得て満足したるかを察せざる可らず思ふに我政府は金額の多寡は我關する所にあらず唯實際の費用を韓廷に負はしめ罪を悔ひ罰に懲り兩國の交際を永遠に維持する

の意なる可しと雖ども顧みて朝鮮國財政の有様を推察し唯彼の負擔に堪ゆ可き程の適當なる少額を要求し懲罰の實證を得るを以て足れりとしたることなる可し

然るに今朝鮮の國情を察するに五十萬圓の償金能く彼の國民の膽を寒からしめ此舉に懲りて後來を戒め日本親まさる可らず外交務めざる可らず舊習を革除して日新の文化に進まざる可らずとて人心一變大に我國と方向を一にし共に協力して東洋の面目を一新するの國是を執る可きや我輩は甚だ之を疑ふなり何となれば朝鮮國の貧弱にして五十萬圓の金額に驚かざるには非ざる可しと雖ども退て其國情を熟察するときは償金の一事能く其迷夢を攪破す可しとも思はれず當時朝鮮に今代の文明を慕ふ者なきに非ずと雖ども其在廷の諸臣中に就て之を計るに指を屈する三十に過ぎずと云へり世界の形勢を知るに最も便利を得たる廷臣にして尙且つ斯の如し處士地方吏員農商民等に至ては朝鮮國外にも國ありて其土地人民の有様は如何等を知るに由なく當時尙五里霧中に在るの人々なる可し既に今回花房公使が要求談判の影響は幽囚の國王再び王位に復し假王の國大君俄に海外に遁竄するに至りたるを以て我輩先づ思らく韓廷の國是これより一變して從來の斥攘頑固者流を廢黜し代て政權を執る者は開化黨の人々ならんと之を朝鮮の政治家某氏に叩きしに某氏の説全く之に反せり假令國大君國を去るも大權國王に復す可しとも思はれず畢竟開化黨を以て朝廷を組織するに足らざるが故なりと我輩又推して曰く貴國開化黨中にも種々人物ある中に一例を挙げれば彼の洪英植の如き其父洪淳穆は領議政たり既に斯る名望の家たるからには英植にして父の職を襲ぎ領議政に命ぜらるゝも差支なかる可し況や今日は國家非常の時たるを以て多少越例の所置あるも苦しからざる可しと然るに某氏は尙頭を掉り英植の領議政たらんことと思も寄らず或は強て開化黨の政府を作らんとするも第一著の差支は其人員に限あるなり全黨一人を餘さず重

職に任す可しとするも職多くして人少なく他の幾百千の地位は皆舊來の頑固黨を用ひざる可らず此間に點綴する開化黨員は空しく蓬中の麻たる奇觀を呈す可きのみ朝鮮は尙暗夜の時世なりとて聽く我輩も共に浩歎の外なかりし朝鮮國王は文明を慕ふの人にして廷臣中二三股肱の臣なきに非ずと雖ども滔々たる天下之を如何ともすること能はざるなり昔日我日本に於ても攘夷鎖國の説喧しく謂れなく外人を疾視して文明の新事物を悦ばず徒らに國歩の進捗を妨げたること多かりしと雖ども此説を持し此事を行ひし者は時の政治に關して有力なる士族輩に限り其全員を計るも之を日本國民の數に比較すれば十七八分の一に過ぎずして其説は甚だ喧しと雖ども其區域は甚だ小なり況や其士族中にも醫流學者の如き百年來の蘭學に従事し又これを傳へて自から眼力を海外に及ぼしたる者も亦少なからざるに於てをや故に一旦自から悟りて國是を改るに及では前の風雨の跡もなく天氣晴朗全く別乾坤の思ありたりと雖ども今の朝鮮は之に異なり政權を握る國王大臣等の中に就き僅に幾名の開國家を見るのみにして其他は滿朝滿野皆斥攘頑固の人に非ざるはなし例へば昨年釜山にて九浦執穀の變動の如き本年元山津にて安邊事變の如き我日本人を殺傷毆打して斥攘の實を行はんとする者は皆農商民なり現に今回花房公使を仁川府にて再襲したる者は府兵のみに非ず市民其多きに居りたりと云へり昔日日本の攘夷論は政府の説なり今日朝鮮の斥攘論は人民の説なり政府の説は之を改むること易し人民の説は之を改むること難し況や數十萬圓の償金朝鮮人民に直接の痛痒なし如何ぞ之に懲りて後來を戒ることあるべけんや故に今朝鮮國をして我國と方向を一にし共に日新の文明に進ましめんとするには大に全國の人心を一變するの法に由らざる可らず即ち文明の新事物を輸入せしむることは是なり海港修築す可し燈臺建設す可し電信線を通じ郵便法を設け鐵道を敷き汽船を運轉し新學術の學校を興し新聞紙を發行する等一々枚擧す可らず今我輩の考にては今回の償金五

十萬圓は實際軍費損害の五分の一に足らず之を得たりとて我國庫の潤ふ可きにもあらず之を失ふも固より惜むに足らざる零數金額たるを以て一旦之を受取りたる後更に之を朝鮮政府に贈與し彼の政府が新事物輸入費の幾分を補助せんと欲するなり但し此補助金を贈與する上は彼の政府が之を濫用し或は之を他の無益有害の用に供することを防がんが爲め彼の政府は我政府をして此金員の使用を監督せしめざる可らず此約束を定めたる上にて自今五ヶ年間は毎年十萬圓を出し海港、燈臺、電信、郵便、學校、新聞、汽船、鐵道等目下必要の事業を起す朝鮮政府の費用を補助す可し斯の如きは則ち日韓兩國人民の大に満足す可き所置にして兩政府の當局者と雖ども必ず異存なかる可しと信するなり若しも然らざるに於ては韓人の無識なる今回我實際の費用を知るに由なく漫然之を算して二三十萬圓を出でずと爲し日本政府は今回の變動に乗じて大に利する所ありたりと臆測するなきを期す可らず我政府が他の二百萬圓内外を宥恕したるの仁義は空しく水泡に屬するのみならず既に大院君をも連れ歸りたる清國政府は此機會に乗じて其計略を逞くし遂に日韓の交際をして言ふ可らざる有様に陥らしむ可きことあるやも知る可らず故に今回我政府より朝鮮國へ五十萬圓の贈物は我政府の舉は義の爲にして利の爲に非ざるを明にし、朝鮮の朝野をして我寛大に感じて共に文明に進むの念を起さしめ、兼て又滿清をして釋然其猜疑を解かしむるの方便にして一舉三全の得策ならんと信す識者以て如何とす(明治十五年九月八日)

極端主義

第一

道二つ仁と不仁とのみとは古聖人の語にして如何なる意味か之を知る可らざれども廣く世人の解する所にては人の所業は唯二筋の道あるのみ、仁に非ざれば必ず不仁なり善に非ざれば必ず不善なりと兩極の端に標準を立て、其兩間に物なきが如し蓋し惡を惡み善を嘉みするの心は此に生ずるものなりと雖ども人智未だ發達せざる社會に於ては此極端の主義を以て亂階を架するもの甚だ少なからず元來仁と不仁と善と不善との間には幾多の階級段等を存して人生の行路千緒萬端殆ど際限なき其有様は寒溫器の氷點より以上沸騰點に至るまで二百十二度の階級あるが如く又砂糖の甘きより胡椒の辛きに至るまで千百の味あるが如しと雖ども極端の主義に於ては此中間の段階を看過するものなり試に一國の人民を見るに其心術の同じからざる其人の面の如し其幾千萬の心術を二様に區分して仁と不仁と善と不善とに分たんとするは國人の一部分を堯舜と爲し一部分を盜跖と爲さんとするものに異ならず固より實際に見るべからざるや明なりと雖ども人智未發の社會にては人の眼界甚だ狹隘にして恰も其雙眼を雙方に分ち仁と不仁との兩極端を見るのみにして中間の廣き全面に視力を及ぼすこと能はず即ち片眼に堯舜を見て片眼に盜跖を見るのみ且智識愈發達せざれば其割合に従て愈私徳を重んずるも亦人生の約束なれば此未發達の人民が局部の私徳を以て自から無上の大道と認め荷も己れが仁善と認る所に異なるものあれば之を目して異端と爲し身を一方の極端に置いて以て他の一方を攻む天下皆敵ならざるはなし是即ち草昧の民に戰鬪多き由縁なり

人文漸く明なりと稱する社會に於ても専ら私徳を以て教育したる人民は其舉動、動もすれば極端に走るもの多し例へば昔年舊水戸藩に於て黨派を分ち荷も己れに異なる者は互に之を容るゝこと能はず自から居るに極仁を以てし他に附するに極不仁の名を以てし遂には之を腕力に訴へて敵を殺さざれば自から斃るゝの極度に陥たることあり今竊に兩

黨の心事を案するに双方共に自から安んずる所のものありて俯仰天地に耻ぢざりしや必せり唯其眼界狹隘にして仁と不仁と義と不義とより外にしては一物として眼に映するものなく百般の是非得失を斷ずるに私徳の一點を以てし獨り己れの心に慊くして恥る所あらざれば以て天下をも制御す可きものなりと自得したるの罪なり蓋し其人々にして私徳を潰さざれば一身に就ては罪なしと雖ども之が爲に人を殺し物を害し永年の成跡に於て之を見れば其地方に文明の改進を妨げたるもの多し要するに私を以て公共を害したるの罪は遁る可らず殊に怨恨以て人を殺すの慘狀は多くは斯る極端主義の黨類を見るを常とす恐る可きの甚しきものなり又王政維新の前後に喋々したる尊攘の議論も即ち此極端主義にして幕府を斃さざれば自から斃れん、外夷を攘はざれば一死あらんのみとて期するに死を以てして討幕の事を成したるものなれば成功の後は遂に攘夷にも及ぶべき筈なりしかども外國交際の力はよく内國の物論を壓し文明開化の勢はよく千百年の舊氣風を制して漸く明治の新社會を組織して今日に至りしは實に我國開闢以來人心の一變にして始めて極端の主義を免かれたるものと云ふ可し始めて人智發達の實證を示したるものと云ふ可し始めて世界萬國と文明の中原に前後を争ふ可きの實力を現はしたるものと云ふ可し我輩が苟も日本國民として外國の人に恥る所なく滿腔に前途の望を抱て勇進せんとするも我同胞の兄弟が此極端の心術を却掃したるを信すればなり

抑も明治政府にて舊幕府を倒したるの功業大ならざるに非ずと雖ども幕府は畢竟有形のものにして兵力あれば之に勝つこと難きに非ず當時勤王の兵強くして佐幕の兵弱かりしが故に勤王功を奏して佐幕敗したるのみ極めて驚く可きことにも非ず獨り我輩が維新の偉功を稱讚して止まざるものは維新の前に諸藩中頑固守舊の輩が皇漢學の主義に心酔して一も二も攘夷の説を唱へ又これに雷同して漫に事を起し開國の罪を幕府に歸して漫に之を倒し漫に新政府を立て

て其時に至るまでは實に頑陋一偏の主義なりし者が維新の東天將さに明けんとする其瞬間に説を變じて開國改進の方向に針路を取り之を改るに吝ならずして進むに勇敢迅速なりしの一事なり此改進は無形の人心に關するものにして兵力を以て強ゆ可きに非ず、利を略はしめて誘ふ可きに非ず結局當時新政府の當局者が活眼以て宇内の形勢を視察し千八百年代の天地に國を立て、世界萬國と交際を開き共に文明の利を與にせんとするには改進の外に方便ある可らざるを知り一身の心事を動かしたるのみならず云はゞ數百年來斥攘一偏なりし日本國の精神を一變したるものなり畢竟當局者の熱心勇敢に非ずんば何に由て斯る大功業を成す可きや當時若し此流の人をして依然たる舊藩の頑固士族たらしめ討幕功を奏したり乃ち攘夷に著手せんとて極端主義の極を去る能はずして斥攘の舊針路に固著することあらしめたらんには我日本國の運命は維新の年を限りにして爾後の禍福は我輩これを想像して之を言ふに忍びざるなり今其然らずして今日の明治十五年あるは之を我新政府の活眼と云はざるを得ず其改進の先見と云はざるを得ざるなり

第二

十五年前より既に此先見と活眼とを有しながら何事に支はれて明治十五年の今日に却て此極端主義の舊態に復せんとするの觀あるや此れ決して尋常一般の事と看過す可らず頃日耳朶に觸るゝ所に據れば國民を大分して官權民權の二つに別ち官權黨は忠なり民權黨は不忠なり一は國の良民なり他は國の亂賊なり一は我が黨與の如く他は私の敵讐の如く之を行作に示し之を言論に發す極端主義の復舊に非ずして何ぞや甲乙相對し彼此相向ふとき互に政治の思想を論じ各執る所に特異あるは固より間然する所なきものなれども人間百般の思想中唯其政治思想の一點に稍や所見を異にすればとて忽ち抗敵の心を生じ他の心身の全部を擧げて之を敵視す何ぞ夫れ心術の狹隘なるや前にも云へる如く人の意

見の相異なるは其面の異なるが如し耳目鼻口人々相同じかる可らず氣質天稟亦相同じかる可らざるや明なり若し其心身の一部分を以て全體の如何を論定せんとならば皮膚の白黒に従て其腦髓の機能をトす可きや、彼の人の面色黒し其心情も亦黒からんと云ふが如きは人皆其不當なるを知る可しと雖ども政治の思想に一點の相異なるものを目して其人の邪惡を斷ずるは面色を見て心を評するものに異ならざるなり斯く極端の主義を執て餘念なきときは吾に之を敵視するのみならず終には相屠殺して之を殲すに至るなきを期す可らず水戸の黨亂即ち是なり蓋し此起因は前段にも論ずる如く仁と不仁、義と不義、黒と白と人間百般の思想に一大鴻溝を畫き一の極端より他の極端に至るには百様の仁もあれば百様の不仁もあるを知らざるものなり、又之を詳言すれば社會の事も政治の事も又道德の事も一樣混同して之を區別するを知らざるものなり、己と異なるものは即ち他人なり他人と己とは全く別物なりとの區別は區別したれども人も己れも同じく人間界の人なるを忘るゝ者なり、維新の初年に攘夷必ずしも白からず開國必ずしも黒からずと既に大活眼を開くの力を有して爾來十有五年内外の多事に當り愈此眼を玲瓏ならしむるの機既に熟したるの今日なれば最早田舎の頑翁にあらざるの他には極端主義を迷執するの人はなかる可しと人も我も信じたるに何ぞ料らん今日の天下は恰も十五年前に復古して甚しきは勤王の文字をも今日に再生せしめたるもの、如し王家の爲には固より勤めざる可らず國の爲には固より忠ならざる可らずと雖ども古來文字を用ゆるの慣行を案するに勤王の字は太平の時に當て用ひたるを見ず此二字の中には帝王を厄に救ふの意味を含有するものなれば天下の爲には不祥の文字と云はざるを得ず其字義は甚だ佳しと雖ども此佳文字の再出するは甚だ不祥なり譬へば治療と云ふが如し病に療法を施し行ふは甚だ佳しと雖ども病あればこそ治療も必要な療法の要用なるは家の爲に不祥なりと云はざるを得ず世の士君子は果して今

の天下を病なりと認る歟、亂賊四方に跋扈して王家を危くする者ありと認る歟不祥も亦甚しきものと云ふ可し
本來人は激せざるも抗敵の心あるものなり蓋し抗敵心なければ腕知二力の競争を以て組織する此世に立ちて生を維ぐの便なきものなれば之を激せざるも敵せんとするは人の常情なるに却て他より之を激するものあれば抗敵の心は其極に達せざるを得ざるなり況んや世事發作の中點なる政府よりして之を激動すれば抗敵心の極を求ること日を數へて期す可し、人悉く忠良ならず又悉く不忠良ならず之を忠良に激するも之を不忠良に激するも唯輿論の毀譽何れに向へる歟の一事に存すれば當局の人は常に其心を輿論の向背に注ぐべきに若し不幸にして極端の主義に固執して舟を其己れが行らんとする處に向はしめ之と方嚮を異にするものを取て一切不忠良の徒と爲すに至らば我邦の事言ふに忍びざるものあらんのみ

古來の事實に徴するに忠良の人物と稱する者は其一身は誠に忠良なるも天下の爲に謀て事の成跡を見れば忠良の人にして不忠良なる者甚だ多し例へば維新の前後に行はれたる暗殺屠戮の如し其人必ずしも忠良ならざるに非ず國家の爲と自から認めて其身を犠牲にするものなれども其成跡を見れば社會の秩序を紊亂して人間の交際を殘刻にするに足る可きのみ今この輩の所在を求むれば極端主義の中に隱伏すと云はざるを得ず幸に今日法律の存するありて直接に之を制し、輿論の向ふ所ありて間接に之を壓倒すと雖ども社會の人事は鬼神に非ざれば前知するに由なし一旦の機に際して此隱伏の輩が如何なる舉動に發作す可きや實に想像外の事にして或は維新前に行はれたる勤王攘夷の次舞も計る可らず我輩の最も關心して最も憂る所のものなり

然ば則ち此極端論を離れ高く迷夢の外に立て此人民を忠良の域に驅るも亦先見活眼を陰翳して再び極端相攻るの舊

日に沈没するも今日の政策如何に在て判るゝなり幸にして我邦の文明は遠く根柢する所ありて僅に洋舶渡來の日に生じたるものに非れば縱令極端の偏見今日に跡を絶たざるも三五年を出ずして青天白日の時來るべきは余輩の信じて疑はざる所なれども今や内外の百事皆一日を競ふの秋なれば僅に三五年の日月を此極端論に消費するも後來の進路には恰も百年の阻滯を添ゆるが如し維新の曉に攘夷説を豹變し一瞬間に開明の方嚮に移りたるの人にして何ぞ今日の際會に十五年の長驅を駐め彷彿徘徊極端主義の迷夢を貪るを爲さんや蓋し之を知るに及ばざるなり（明治十五年九月廿九日及び三十日）

政治の名分

第一

君主政治と國會政治即ち黨派政治とと比較すれば大に異なる所のものあり其國の爲に孰れが得か失かは姑く議論を聞き兩様の間の區別を知るは甚だ大切なることにして又其區別を維持保護して紊るなきを勉るも甚だ大切なることとなり之を政治の名分を明にするものと云ふ抑も君主政治は國君一個の意を以て政を施し一國を一家の如く視るものにして苟も國法を犯すに非ざれば全國の人民一名として良民ならざるはなく一名として政府に反對するものなし假令ひ内實に是れあるも君主政治の名分に於ては斷じてなきものとして政を施さざるを得ず蓋し君主政治に所謂一視同仁とは是の謂なり其政治實に仁愛を旨として仁を施すときは國民一樣に仁政を蒙る可し或は仁愛は名のみにして其實は然らず唯國法を以て之を束縛するのみにして其御法至極殘酷なるも殘酷は殘酷にして又一様なり仁不仁に拘はらず一

視一樣なるは君主政治の性質にして其名分に違はざるものなり

黨派政治は之に異なり其根本は多數に依頼するものにして例へば國民の數を百名として五十一名の心を得れば五十一の心を以て百名を制し其中の四十九名は少數なるを以て之に従はざるを得ず故に四十九名の者は政權に參與するを得ざるのみならず多數の決議に不服あるも其政法に服せざるを得ず黨派政治に於て少數の方は斯く不公平を蒙りて國中一視一樣なるを得ずと雖ども少數の方も多數の方も其黨中の團結は甚だ堅固にして恰も情を以て相投じ時としては理を枉げても反對黨を攻撃して自家の黨派に人數を増し以て政權を握らんことを勉るを常とす兩三の黨派相對峙して各其政治上の主義を明にし新聞紙なり演說會なり黑白相反して相争ふは黨派政治の本色にして之を其名分と云て可なり

右の如く君主政治は全國を一視し黨派政治は二三に分れて相争ふものなれば兩様の性質名分相互に異なるを知る可し竊に今日我日本の政府を見れば國會開設の勅諭は下りたれども其期は明治二十三年のことにして其期に至るまでは純然たる君主政治と云はざるを得ず朝野の人の明知して疑はざる所ならん左れば其施政に於ても一視同仁苟も日本國民にして國法を犯さざるの限りは悉皆良民にして政府の保護に免かるゝ者もなく又特別に保護せらるゝ者もなき筈なり彼の黨派政治に多數を得たる者の如く特に自家の黨に厚ふするの理由ある可らず如何となれば今の政府は其名分に於て天下を一家視するが故に自家なるものある可らざればなり、黨派政治に多數を得たる者に非ざるが故に自黨なるものある可らざればなり、名分に於て斯の如し其實に於ても亦決して紊る可らざるものなり然るに今日の實際を見れば政府の筋より民間の新聞紙等を保護して其新聞紙が特に政府に聲援するも之を拒絶せざるものゝ如し又人を用るに

も何某は在野何れの筋にして何れの黨類なるが故にとて之を嫌ふものゝ如し尙甚しきは民間の事業に商社を設け學校を起し或は何會社何協會等其數少なからずして其事業の性質は大同小異なるも政府より之を視ること一ならずして甲は保護すれども乙は然らず冥々の間に自から親疎の別ある其情況は恰も政府にて一種の黨派を團結するものゝ如し政府が果して黨派政府ならば固より其黨類の者を内に容れて他を拒絶するも名分に於て至當のことなれども一視同仁の政府にして苟も國民を視るに親疎遠近の別あるは不審なる事共なり固より政府の事は洪大にして其事項も繁多なれば一々目も及ばざる場所もあらん、或は當局者の心は誠に公平にして實に公平の旨を施すの精神ならんと雖ども其心術の如何に拘はらず事の外面に發表する所を見れば恰も黨派政府に行はる可き状態を示すもの多し畢竟黨派論は今の氣運に免かる可らざる所にして政府も不知不識の際に自から此氣運に感染したるならん且又我輩も一個の日本人民として政黨社外より傍觀すれば差したる不平もなく政府に近親せらるゝも喜ぶに足らず疎外せらるゝも憂るに足らず唯一場の活劇として見物するまでのことなれども私の親疎は姑く聞き平生の持論に日本の政府は須らく洪大にして其包羅する所の廣からんことを希望する者なれば既に今の名分に於て全國同一視なる可き政府にして其實も亦同一視なるを求めざるを得ず況や在朝の當局者にも公平無私の心ありと聞くからには其心術をして實際に働くを得せしむるは國の爲にも又其人自身の爲にも利益にして名實一致するものなれば傍觀者の身として之を希望せざるを得ざるなり

第二

或人の云く人事には賞罰なかる可らず今の政府は固より黨派政府に非ずして一視同仁の政府なりと雖ども如何せん民間漫に政治を談じ又政黨を團結して奔走喋々する其有様を見るに政府の旨に反對して官を敵視する者あり又は官旨

を體し官を慕ふて至極柔順なる者あり之を譬へば一家内の子にして父母に反對なる者あり柔順なる者あるが如し、順なる者は之を愛し不順なる者は之を擯く、固より至當の事ならずや今の民權論者なるものは即ち不順の子なるが故に之を擯け官權論者は柔順なるが故に之を愛するのみ之を人事の賞罰と云ふ政府が國中の甲乙に對して愛憎の異同を示すは勢の止む可らざる所にして道理に於ても亦然る可きものなりとて得々放言して嘗て忌憚するなき者あるは近來の一怪事にして我輩は此言を聞き其人の無識淺見なるを悲しむのみならず苟も是等の放言をして人の耳に觸れしむるは社會の不幸として長大息せざるを得ず抑も或人は一國を一家に比喻して家内に順不順の子あり云々と述べたり此人は今明治の天下を視て實に斯る狀況なりと認めたる歟、父母を共にする子にして順不順の異同あり、家の不祥これより大なるはなし或人は既に明治の天下を不祥の天下と認めたる歟、一視同仁の政府にして其名分あれば其政府の下に居る臣子にも名分あり臣子の身として斯る不祥の言を口外するは自から臣子の名分を紊る者と云ふ可し蓋し前節に記したる如く國會未だ開かずして公然たる黨派政府に非ざるの限りは日本國中一人として不順の臣民ある可らず若しも是れあるときは國法を以て之を罪す可し國法の許す所にして人民が何等の事を思ひ又何等の言を吐くも一視同仁の政府に於ては之を良民として認む可き筈なればなり我輩は唯或人の無識なるに驚くのみ

今一步を譲り今の明治の天下に於て政府に反對する者ありとせんか、其反對は形に現はれずして心に存するものならん、法に問ふ可らずして情に惡むものならん、即ち無形の罪なり或人は無形の罪の有無を視察して之を御するに厚薄を分ち以て之を人事の賞罰とする歟例へば前に云へる如く何某は何れの筋なるが故に之を用ひ又用ひず、何商社何學校何會社何協會は云々の意味なるが故に之を保護し又擯斥する等の御方を以て一種の賞罰とする歟罪は無形にして

御方は有形なり直に其人の身に感するなきを得ず斯の如くして一方の歡心を得るも其歡心は偶ま以て他の一方の不平を招くに足る可きのみ或人の示したる比喩を爰に引用して一家の子を育するに其長少の孰れにても愛憎を別にすれば一方の愛は以て一方の怨を醸し唯に父母を怨むのみに非ず兄弟の友情も之が爲に損して結局一家の亂階たるものに異ならざる可し我輩は重ねて其淺見に驚くのみ

我輩の立論の趣旨は必ずしも西洋近時の新説を以て證するを須ひず今の學者が壓制至極と稱する徳川の政略を察しても發明す可きものあり徳川の政府は固より政黨の政府に非ずして一視同仁の政府なり或は讀者の考にて仁の字は過分なりとのことならば其意に任せて一視同仁と云ふも可なりと雖ども仁にても不仁にても日本全國に臨て一視一様の旨は會て變易せしむることなくして君主政治の名分に恥ぢざるものと云ふ可し創業の際大に諸侯を黜陟して封建の基礎爰に一定したる後は諸藩を御するに孰れを厚くし孰れを薄くしたることなし外様と譜代と親疎の別ありと雖ども其待遇の方に輕重あるなし況や賞罰に於てをや其際に一毫の情を用ひたるを聞かず或は幕府旗下の士に厚くして諸藩士に薄きものありと雖ども厚きも一般に厚く、薄きも一般に薄くして、薄中厚を交へず厚中薄を容れず一視一様の名に明白なりと云ふ可し諸侯士族に遇する斯の如し況や其以下に於てをや商工の事は一切政府の知る所に非ず固より其時代に政權を借りて專賣の利を占むる者少なからずと雖ども政府一定の成規に由て然るものにして其專賣も亦永年に變易あるなし苟も當時在野の學士なり又商人なり政府の筋に近づき權門に出入して一時の庇護を蒙り又隨て之に疎外せられて落路を感じたる者あるを聞かず實に徳川政府の如きは其政府の得失如何に拘はらず國民に對しては特に徳の府たらず又怨の府たらずして滿天下に敵もなく味方もなかりし者と云ふ可し是即ち其三百年の政權を維持したる原因

の一ならん然るに其末年に至て天下の物論漸く穩ならず有志輩の諸方に出沒喋々するを見て大に猜疑の念を生じ最も其疑念の灌ぐ所は外様の大藩にして之に對して復た従前の一視政略を施すを得ず或は竊に之を親しまんとて却て輕侮を受け或は之を威せんとして大に憤怒せられ其御方に窮するの末に至て斷然政府の御威光論に決し外様の諸侯は頼むに足らずとて専ら親藩及び譜代の諸侯を籠絡せんとしたれども國中既に已に此籠絡に洩れて一視政外に在る者あれば親藩譜代とて心を一にして中央政府に情を通ずるを得ず如何となれば國中の人心二様に分れて一視政中恰も左右の兩政黨を出現したるの有様なれば左顧右視の際去就を決すること難ければなり幕府の御威光論者は益猜疑に猜疑を重ね親藩にして斯の如し譜代にして其れの如し國中依頼するに足る者なし斯くなる上は彌以て政府の針路を定め都て天下の諸侯は之を度外に置くのみならず寧ろ之を敵視して獨り我徳川家の自力を以て敵を制せんのみとの熱心にて遂には執政老中をも諸侯なれば疑がはしとて之を疎外し政府の周圍には唯僅に旗下の士族を遺すのみにして自滅したるものなり

右の事情は當年我輩の目撃したるものにして今人に之を知る者も多からん我輩は固より今の政府を以て舊政府に比較するに非ず今の政府は新鮮なる政府にして在朝の士人固より舊幕吏に異なり今昔世態も異なり政府の性質も異なり固より年を同ふして語る可らずと雖ども特に其事實を記したるは一様一視の政體にして黨派類似の政略を施すの不利なるを説かんが爲に一例として示したるのみ積弱の幕政なりと雖ども徹頭徹尾其政治の名分を守て全國一視の主義を變ずることなかりせば其廢滅も尙數年を遅くしたることならんものと今日尙舊幕府の爲に惜むの情なき能はざるなり左れば今の此新鮮にして僅に十有五年旭日の昇るに等しき大政府にして其名分固より一視同仁たるは人の明知する

所なれば黨派の力を借らずして自立す可きは無論苟も黨派類似の痕跡をも國人に示すことなからんこと我輩が中心に祈望する所なり若しも強ひて黨の字を好むものならば全日本國を一黨派と爲して西洋萬里海外の黨派と鋒を争はんこと我輩の更に祈望する所なり（明治十五年十月二十七日及び二十八日）

守成は創業に異なり

第一

政治上に於て創業の精神と守成の精神とは自から區別あるのみならず或は相互に反對するものなりと云ふも可なり綱紀紊亂の末世に當り其亂を撥して正に反らんとするには武力を用ひざる可らず即ち撥亂の師なり或は未だ公然たる兵を擧るに至らざるも其擧に至るまでには種々の變亂を生じて腕力争鬪の事を見ること少なからず平安守成の眼を以て之を見るときは厭ふ可きに似たれども時勢の紊亂は絲の紊れたるものゝ如く又積陰の鬱々たるものゝ如くにして之に當るに尋常一様の法を以てす可らず絲の紊れたるものは先づ之を斷て其緒を求め鬱陰の暗きものは一聲の雷鳴以て晴天を見る可し撥亂反正の方便には腕力も亦缺く可らざるものなり

守成は之に異なり既に亂を撥して正に反るときは専ら順を以て天下を治め社會の秩序を重んじて政治の名分を明にし百事道理に根據して禮義に依頼するものなれば曩に利用したる腕力の如きも今は管に無用なるのみならず正に成を守るに反對の器械にして勉めて之を隠くして深く藏めざる可らず刀を鞘にし弓を囊にし牛を桃林の野に放つと云ふが如き即ち是なり若し或は然らずして世亂平定の後も尙兵を弄し腕を扼するが如きあれば勉めて之を鎮撫して其氣風を

消滅せしめざる可らず或は止むを得ざる場合に至ては其弄兵扼腕の輩を殺すことあり即ち英雄の手段にして狡兎死して良狗烹られ敵國破れて謀臣亡ぶとは此事なり

我國徳川政府の末年より今に至るまでの歴史を案すれば正に前陳の事實を見るに足る可し嘉永癸丑亞船渡來の一擧より天下の物論沸騰して復た収む可らず政府二百數十年の積弱、世人これを知らざりしものも一旦の機に蓋を開て其内部を見れば綱紀既に紊亂して精神既に腐敗するの實を發明し是に於てか有志の輩四方に興て始めて倒幕の念を生じたり而して其有志輩とは大抵皆腕力の壯士にして一死報國の外に手段あることなし萬延元年大老井伊公の襲撃を初として次で老中安藤對馬守に傷け關東に京攝に出沒奔走して暗殺襲撃殆ど虚日なく之を名けて天誅と稱し甚しきは江戸の市中に強盜を働く者あるに至れり平安守成の眼を以て之を見れば誠に厭ふ可きの甚しきものなれども所謂撥亂反正の氣運にして維新革命の先驅なりと云はざるを得ず暗殺強盜漸く増進して漸く一揆の體裁を成し隊を結で代官所を犯す者あり京師の令文を得たりと稱して攘夷の擧を促がす者あり遂に明治元年伏見の一大擧以て王政出師の名を成して維新の春に到著したるものなり

右の次第にて維新の業は成就したれども其業の發起は腕力決死の主義に出で結局尊王攘夷の實を見るに非ざれば止まざるの勢にして新政府の主義と撞著相反對せざるを得ず如何となれば政府は既に成るの業を守るものにして尊王の點に異議なきも攘夷は勢に於て行はる可らざればなり是に於てか更に守成の論者と撥亂の壯士輩との間に困難を生じ之を小にしては横井大村等の暗殺より大なるは長州奇兵隊の騷擾、又數年を経て明治九年肥後の神風連の變亂の如き是なり以上萬延元年井伊公の變より明治九年神風連の亂に至るまで幾回の刺殺騷亂に身を刑場に殺す者あり骨を戰地

に暴す者あり或は國事犯を以て幽囚せられたる者もあり何れも皆有志の士人にして其心術は道德上の局部に美なりと雖ども到底腕力の外に悠々すること能はずして共に守成の事を語る可らざる者なり萬延元年は今を去る二十餘年の昔にして當時の壯士は既に死し又老して跡なしと雖ども其氣風は之を後進に傳へて今日尙其人に乏しからず日本國中恰も腕力殺氣の血脈を相續する者にして容易に其跡を絶つ可らざるものなり

然りと雖ども此殺氣の志士決して無用の長物に非ず撥亂反正の時に當て必要のみならず平時と雖どもよく之を啓て順に導くときは其殺氣も亦國の元氣の一種にして間接直接に國力の資たる可きものなれば經國の識者は常に之を度外に視ることなし前節に記す如く維新以來此志士の處分に就て困難なきに非ざりしかども幸にして大なる變亂にも至らず全國開進の風潮に乗じて同流の輩も自から順に歸し不平を吞で開化を裝ふ其中には不知不識の間に開化の人となり昨年高天原の古學者も今年に竊に横文翻譯書を読み今日の儒生劍客も明日は將さに法律を講ぜんとするの勢にして酷に其人を擯斥せずして自然に其所を得せしめ人を辱かしめ又人に辱かしめられずして共に文明の道に進で共に開化の幸福を與にするに至りしは我國近代の一大美事にして即ち撥亂反正より滑に守成の道に入り狡鬼死して良狗安しと云ふ可きものなり

第二

近日世上の景況を察するに民間に民權論の起りたるが爲なる歟、民に對するに官の字を以てして官權論なるものを唱へ官民正に相反對するもの、如し我輩は今の日本の政體に於て官民相對相反の名義ある可らざるを知り此名義を生ずるは不祥なりと思へども今一步を譲り世に民權黨の起るれば官權黨の生ずるも自然の氣運これを如何ともす可らず又實際の急に於ても冥々に官に反對する者あれば冥々に之に應援する者なかる可らず、假令ひ全國の人心を折半するも其一半は官に籠絡せざる可らず即ち此一策は一時の權道なりとするも其籠絡せんとする所の人心は如何なる性質のものを以て正に今の時勢に適す可きや之を思考すること甚だ緊要なりと信ず、試に問ふ今の日本は創業の時勢なる歟、守成の時勢なる歟、撥亂反正尋常の道理を問ふに違あらず刺殺騷亂も免かる可らず腕力殺氣亦要用の時勢なる歟或は然らずして平安無事を主とし社會の秩序を重んじて開進の一方に向ひ漸く腕力の争闘を脱して漸く道理の争論に入らんとするの勢なる歟と尋ねたらば苟も經世の志あらん人にして平安守成專一の世なりと答へざる者なかる可し理の明白にして最も賭易きものなり然ば則ち國民の内にも自から撥亂の事に適する者あり守成の業に可なる者ありて其民心の性質一樣ならざるが故に今の時に當ては守成の人心を籠絡して共に開進の路に進むこと緊要なりとの理も亦明白ならん内國に在て腕力の殺氣は毫も所用なきのみならず守成開進の爲には無限の妨礙たること必ずしも我輩の説明を須たす十數年既往の史に照して人の普く知る所なり

然るに今日民權黨の生じたるが爲にとて其反對に興り又興らしめたる官權黨なるものを見るに其主義とする所は常に守成と云ひ又漸進と稱すと雖ども其成なるものは維新十五年以來に成りたる社會の大勢に非ずして遂に其前日に成りて今日の大勢に容れられざる所の舊套を守らんとする者の如し我輩の大に惑ふ所なり例へば教育の如きも其道德を主とするは甚だ佳なりと雖ども全く今日の大勢に離れて前代に成りたるものを其姿のままに存して之を守らんとし尊王の主義も報國の大義も一切舊時の成を保守せんとするが如きは名は保守と稱するも其實は破壊の手段なりと云はざるを得ず如何となれば維新の變革甚だ大にして十五年の日月短きに非ず既に此日月の間に成りたる大勢は近時既成の

大勢にして之に離れんとするは既成の社會を破壊せんとする者なればなり、然る故にや近日は官權の名義漸く變遷して尊王勤王の名將に與らんとするの世相を呈して遂には腕力殺氣の再生を見んとするものゝ如し綱紀紊亂の世に當て撥亂反正の業を創るには尊王勤王の名甚だ有力にして此名を以て殺氣腥風の中に運動すれば殆ど天下に敵を見ず維新の大業も専ら運動に由て成りたるものなりと雖ども今日は是れ創業の日に非ず社會中に破壊を要するものなし若しも守成の爲に不利なるものあらば智略を以て開進の長風に御し不知不識の際に其不利を利用して轉じて利と爲すこと緊要なるのみ如何なる急あるも殺氣腥風の運動を許す可らず一時の急に迫られ一時の愉快に乗じて百年の大計を忘るるは智者の事に非ざるなり

我輩これを故内閣顧問木戸君に聞く維新後の國事艱難は枚擧に遑あらずと雖ども就中其至難なりしものは創業の際に専ら利用したる腕力家の處分を最とす之を王政開進の風に導き殺氣を去て條理に就かしめんとするも容易に變化す可きに非ず去迎これを放却すれば忽ち凝結して舊時の本色を現はさんとす其心術は愛す可し、其舉動は厭ふ可し、之を棄つ可らず、之を近づく可らず、進退未定の際に遂に破裂して長州奇兵隊の變亂を生じたり是に至れば其暴舉實に惡む可しと雖ども其心術を察すれば尙一點の愛情なきを得ず瞑目して之を處分したれども當時余が胸中の苦痛は他人の得て知る所に非ずとて涙を拂て語られたることあり蓋し木戸君は創業の人にして實に腕力の要用を知て之を用ひたる者なれども世態反正の後には尙且大に窮したり然ば則ち今日は創業の日に非ず、其日に非ずして苟も腕力殺氣を喚起するの媒介を爲すこともあらば後日の事情如何なる可きや木戸君をして再生せしめたらば再び涙を拂て語るなきを期す可らざるなり（明治十五年十一月四日及び六日）

天下憂ふ可きもの二あり

第一

人の智慧を評するは甚だ難し愚者に一得あり智者に百失あり之を斷定する甚だ難しと雖ども之を衆愚人衆智人に平均するときは自から智慧の判然たるを見る可きものあり智者の眼は間接の利害を見て愚者の眼力は唯直接に達するのみ見識の遠近以て智慧を判つ可しと云ふて穩當なるが如し其見識近し、故に之に語るに少しく事理の繁雜錯繆したるものを以てするときは之を解すること能はず例へば病名に風と云ふことあり風とは空氣の運動するものなり空氣の運動固より病たる可きの理なしと雖ども風を引き風に犯さるゝと云ひ或は風毒、痛風と云ふが如きは無學社會一般の通語にして無學の醫輩これを説けば無智の下等社會は容易に之を解し風が身體に當り又體中に這入りたるが故に此苦痛を覺るものなりと信じて更に疑ふ者もなし若しも此下等病者に向ひ人身窮理より病理論に及ぼし風邪とは空を吹く風の毒に非ず皮膚の閉塞して蒸發氣の妨げられたるものなり人身の皮膚には氣孔なるものありて其蒸發を妨げば云々の作用を起すものなりなど云ふも理論繁雜錯繆して凡庸の耳に入らず漫然たる天下風邪の一理を解する者尙未だ多からざるの人間世界と云ふ可し

政治上の事亦斯の如し二十年前尊王攘夷論の行はれたるも其論旨甚だ簡單にして外國人は異類の禽獸なるが故に我神州の土地に入れずと云ふの一言にして他の説明を要せず老少男女この言を解すること甚だ容易にして攘夷論の向ふ所天下に敵なし遂に日本全面の大（八字原文印刷不明）何なる卓識先見の士あるも此論鋒に當るを得ざりき蓋し理論に

於ては攘夷の不利を説くこと甚だ易しと雖ども之を説かんとするには先づ世界の形勢を語り外人必ずしも禽獸ならざるの證據を示し之を攘はんとするも事實に行はれ難く假令ひ之に交るも我國土を汚さざるのみならず世界中同一様の人類にして相互に通信貿易するは即ち天理人道の當然なれば虚心平氣以て交際を開く可し云々の旨を説明することなれども此説明は繁雜錯繆して然かも其言冗長なるが故に嘗て之に耳を傾る者なし左れば當時攘夷論の行はれたるは我國人の知見未だ開達せざるの證として見る可きなり

右の事實果して違ふことなくば我輩は今日國の不祥を先見して憂ふ可きもの二箇條を得たり第一今の所謂官權黨なるものは次第に盛大を致して次第に極端に走り遂に其性質を變じて勤王黨の名を生じ民權黨も亦漸く其區域の廣まるに従て漸く其姿を改め遂には破壊主義に陥るものある可し是に於て兩黨の勢力如何を案するに或は官權勤王黨の一時勝を制するなきを期す可らず如何となれば官權黨は其主義明白にして其言簡單なればなり固より官權中にては其領袖たる者は自から多少の智見を有して必ずしも目下開進の風潮に激して之を抹殺し了らんとするの意もなかる可し或は一時人心を籠絡するの方便として極端の議論を唱ることもある可し其中には果して其外面に異なること疑なしと雖ども如何せん其黨なる者は成規法律を以て制御するに非ずして唯斷論精神を以て結合するものなれば甲より乙に傳へ乙より丙に達する其間に精神は二重にも三重にも變性して廣く民心に感ずる所は唯極端の主義のみなる可し現に今日に於ても各地方に所謂官權黨は漸く勤王論を唱へ少年血氣の輩にて之に應ずる者多しと云ふ蓋し其勤王論の主義たるや甚だ明白にして甚だ簡單なり其言に云く方今世に民權論なる者起り人民の身分を以て天下の大政を自由自在にせんとす即ち上下貴賤の分を知らざる亂民なり此輩の言ふ所に任じたらば外國共和政の風を皇國に移して遂には乍恐皇室

の御安否も覺束なし現に某地方には斯る舉動あり、云々の演説したる者あり大禍旦夕に迫り危急存亡の秋なり此時に當て苟も皇國の臣子として之を傍觀するに忍びんや、來れ共に興て御味方申さんと云へば其主義誠に明白にして之を解せざる者なし此主義一度び明なれば他に説明を要せず唯國家に御味方申すの一言にして民權の征伐容易なる可し之に反して民權論者が其主義を陳るには一言を以て盡す可らず抑も一國の人民たる者は人權政權の二者を有す人は其人にして自から其生命財産榮譽を保護す可きは無論、一國の人民として生存するからには之を保護する所以の政治にも參與す可き當然の理なり即ち君上萬機を統べ給ふて人民亦議政に與る君民相和して政を行ふ者なり斯の如くして君上の尊嚴如何と尋れば當に之を損せざるのみならず國家を泰山の安に置て此國民に君臨し給ふことなれば我主義は尊王の大なる者なり云々と辨明するも其言冗長にして事理繁雜なるが故に之を了解すること甚だ易からず一席の茶話に於ても我々は危急存亡の秋皇室に御味方申すと云へば唯一言にして盡すと雖ども民權論者が自由と云へば夫れは自儘勝手の義なりと詰り政權參與と云へば上を犯して分を知らざる者なりと咎め國權擴張と云へば下民の身に過分の事なりと叱られて容易に説明すること難し、之を説明せんとするには多少の辯を費して聽者の聰を要することなれども世の中に幾多の聰者ある可きや我輩は二十年前攘夷論の流行したる時代を想起し當時開國論者が説明に苦しみたる事情を思へば今日勤王論の再發に際して民權論者の説明も至極困難なりと云はざるを得ざるなり

第二

今世の民權論者は官權論者を輕侮して迎も爲すある可き者に非ずとして平氣なるが如くなれども我輩の所見にては然るを得ず理論上に於ては民權の説甚だ有力なりと雖ども勤王の題目如何にも簡單明白にして其期する所淺近なるが

故に今後輿論の歸著如何なる可きや之を前知す可らず況や官の筋にて間接にも直接にも官權勤王の類を獎勵保護するが如きあらば其勢力を増すや益大なる可きを信するなり世の氣運は之を如何ともす可らず唯我輩の深く憂る所は今日一時の急の爲に官權の主義を喚起し變性して勤王と爲り遂に敵なきに味方を作て他日の其始末に窮するあらんの一のみ畢竟其本を尋れば人智未だ開達せざるの罪なり正直單純の士人は愛す可しと雖ども之を利用するときは又隨て其利益の返濟を要するの時節あり一喜一憂平均差引して残る者は憂の方多きことならんのみ

又第二に人智開達せずして困難を覺るは收税の一事なり方今我日本國と日本政府と相比較すれば國は大にして政府は小なり政府の規模の小なるものを大にせんとするに最第一の要は國財の徴收に在り我政府をして大日本國の政府として恥るなきの有様に至らしむるには國民より租税を徴收せざる可らずとのことは我輩の持論なり時事小言第五編に曰く

(前略)然りと雖ども元來一國の政府は其國民の力に由て立つものなれば其財政の事も亦國民の所關たらざるを得ず即ち政府の財は國民の財なり國財とは唯國民の私財を集めて之に附するに公の名を以てするものに過ぎず故に政府の富むは國民の財を出すこと多ければなり政府の貧なるは國民の之を出すこと少なければなり(中略)國民奮て財を出すの勇あらば政府も亦奮て内外の事務を舉行し政權を強大にして隨て國權を皇張し人民も亦隨て富強國民の榮名を得べし國民吝にして財を愛しむときは其政府は貧政府にして唯無爲にして其貧に處するの外手段ある可らず然るときは人民も亦貧弱國民にして之に相當する丈の輕侮を受く可し何れも自業自得にして遁る可らざる數と知る可し云々

右記す所は其道理誠に踏易くして殆ど疑を容るゝ者は無かる可き筈に思はるれども人事の實際に於ては然らず滔々たる天下の人情現在の數と現在の時を知るのみにして其眼力を間接の處に達するを得ざるもの多し現在我手中に在る十の内より一を減すれば残る所のみは唯九の數ある可きのみ之を減するは不利にして十全を有するを利とす事理簡單にして明白なりと云ふ可し然るに此一なるものは早晚一度は我手より出でざるを得ず今年失はざれば明年失ふ可し、現在我手より出さざるも間接冥々の際に出ることある可し、或は今年今月これを出せば一を以て足る可きものも之を明年に延期し又數年を等閑にするときは一を増して二と爲し三と爲し却て大に不利なることある可しと云ふも其説明は稍繁雜迂回にして之を解すること易からず數年の後は兎も角も現在の一を失はざるの法あれば後年の二三を典しても之を保護せんとするは即ち人情の常にして間接の利害を推考する者は甚だ稀なり故に今この人情に従て考れば租税を政府に納るは本來人民の義務なり假令ひ今年薄税なるも到底薄税を以て支ふ可き政府の財政に非ざれば早く之を納むること人民の利益なれ今年納めざれば其不足は明年の計算に残りて早晚一度は之を償はざる可らざるの日ある可し且又政府が租税を徴收すると云ふも政府の吏人が之を私するに非ず政府は唯國財を集めて復た之を散するの事を行ふものなれば取りも直さず唯民財集散の取次を爲すに過ぎずと辨明説論するも其言冗長に聞へて耳を傾る者甚だ少なし之に反して民力疲弊増税難澁なりと云へば唯この一句の題目にして老少男女を問はず皆然りと答へざる者はなかる可し其然りと答るや彼の人民が皇室の御味方申せとの説論に應ずるものに異ならず事の原因を問はず又結果を推考せず現在目前の利害に従て容易に運動する者にして畢竟其本を尋れば人智未だ開達せざるの罪と云はざるを得ず我輩の持論は常に増税を主張する者なれども其持論の路に横はるものは人智未開達の一物あるのみ

左れば方今敵なきの天下に御味方の次第に出現せんとするの勢あるは人心質朴にして繁雜錯繆の事理を辨ずる能はざるの證にして此民情を推して考れば増税の説明を解すること能はざるも亦臆測す可し當局者に於ては毎戸に説諭して每人に辨明するを得る歟我輩必ず其能はざるを知る然ば則ち之を如何して可ならん勉めて人民を道理に導き其れをして夢中に運動せしむることなく毎戸毎人道理に就くも難きことなれば天下上流の智識を籠絡して敵も味方もなく天下一般を御味方と爲し傳へ又傳へて説諭辨明せしむるの外なかる可し故に云く勤王黨止むの日に非ざれば租税増す可らざるなり（明治十五年十一月十一日及び十三日）

廢縣論

第一

王政維新の初には二百七十の藩政依然として存し舊幕府の代官所なるものを縣と名づけ東京大阪京都の町奉行所を府と爲し三府二百七十藩と幾縣を以て地方の政を施し之を府藩縣の組織と稱したり明治辛未の年に廢藩置縣の大令を下したれども藩の名を縣に改めたるのみにして従前の縣に二百七十縣を増加し其數甚だ多く其大小甚だ不平均なり其次で合縣の政略を以て其小なるものを次第に合併して全國三府七十餘縣と爲り尙近年に至ては減じて四十餘縣と爲り又或は一度び合併したるものも一時不便利を覺れば更に分離したるものもあり抑も廢藩の當分には舊藩地土族輩に自から懷舊の念も少なからずして縣の離合も亦隨て其邊の意味を斟酌するの要用もあれば容易に事を處す可らず當局者も之が爲には多少に心を勞したることならんと推察すれども時勢の變遷最早近年に至ては藩士族が舊藩地の名に戀々

して縣の離合を喜憂するが如きの妄想は全く消散したるを見る可し或は近來までも分縣合縣を志願する者なきに非ざれども其然る由縁は唯今日の縣政上に便不便を感じて願ふのみにして其懷舊の念に出でざるや明なりされば今地方施政の便宜を謀り人民の利害を視察したる上は目今の三府四十縣を分離して八十縣と爲し又は之を合併して半數の二十縣と爲すも人情に於て妨なきや是亦明なり而して従前の事跡を見るに舊と三百縣なるものを次第に合併して半數と爲し隨て減じて隨て弊害を見ざるのみならず却て便利を増したるもの、如くなれば今其離合の便不便如何を問へば之を分離するは之を合併するの便に若かさるも亦明なり扱合併の便利既に明なりとあれば果して日本國中幾縣にまで合併して極度の便利を覺へ、此以上に合併すれば忽ち不便を悟ると明に其分界ある可きや我輩これを斷言するを得ず今の四十縣を少なしと云ふは唯舊時の三百縣又七十餘縣に比して少なきのみ之を今の半數の二十縣に比すれば尙多し又其半數の十縣に比すれば甚だ多からんのみ故に縣數には程度ある可らず唯地方施政の便不便を目的に定めて他に顧るものもある可らざるなり

又爰に施政の便利不便利とは如何なるものと尋るに中央政府より國民へ命を傳へ又國民より政府へ民意を上達するの遲速より外ならず即ち單に之を交通の便不便と云て可なり在昔江戸の政府より長崎の人民へ命を下だすには陸便にて四十日を費したるものが今日は郵船にて五日に達す可し施政の便利昔日に八倍したるものなり況や至急の用は電信を以て即時に便す可きに於てをや府下の日本橋に居て淺草の人民に接するよりも尙近しと云ふ可し我國交通の路尙未だ十分ならずと雖ども今後電信郵便の法も次第に改良す可きは無論、鐵道の如きも數年を出でずして各地方に通ず可きなれば施政の便利固より昔年の比に非ず昔年の心を以て考れば千里の地は十里に縮まり十日の旅行は半日に辨じ

日本全國を縮小して之を掌に見るの日は蓋し遠きに非ざるを信ず假令此十全の便利に至らざるも十年來の實驗に於て三百縣を七十と爲し又四十と爲して嘗て不便を覺へざるは交通の便利即ち施政の便利たるを明證するに足る可し左れば政府は斷然府縣を廢して全國の民政を内務の直轄と爲すに於て妨なきや明なり即ち我輩が爰に廢縣論を草する由縁なり政府は廢縣と共に地方交通の路を開き電信郵便鐵道の如きも大に之を改良し又新に獎勵著手して國の面を施政上に縮小するときは其便利は今日四十縣分立のものに比して同日の論に非ざる可し慣行を破るは頗る難きものなれども試に今東京の近傍二三十里内に在る一縣を廢するとせん我輩の想像に於て大なる差支を見ず縣内既に郡役所の組織あり之を内務省の直轄と爲して施政の便を缺くことなる可し我輩の考案に於て道路橋梁堤防等の著しきものは固より中央政府の直轄を贊成するものなれば之が爲に縣廳を要せず、學事も文部省の監督する所なれば縣廳を煩はずに及び不況や學校を開て子弟を教育するが如きは本來政府の直に手を下だす可き事柄に非ず文部省の學校をも寧ろ帝室の御有と爲して其性質を私立の姿に變ずること穩當ならんとの旨は我輩が會て論じたる程のことなれば地方の學事も都て人民の協議に任し唯文部省の監督を以て足る可きのみ、醫事の支配には中央衛生局あり、農商の事に關しては農商務省あり、收税は大藏省の知る所にして裁判は司法省の司どる所なり、又彼の士族の貫屬の如き元と是れ日本國の士族なれば施政上に於て唯其住所姓名を知れば以て足る可し之を區別するに何縣貫屬士族の名を以てするも事實に益する所を見ず此他縣廳の事務を枚擧したらば千緒萬端ならん雖ども二十年前諸藩主が政教文武の事を一手に握て各處各別に人民を統御し之を保護し之を説諭したる餘習の今に存する者に過ぎず既に立縣の初に於ては司法收税の事も縣廳の司どる所なりしものが今日は中央政府の直轄と爲りて會て差支なくして至極便なるに非ずや然は則ち其他の件も

亦同様たる可きこと論を俟たずと雖ども今日其廢縣の大改革を想像して東京の近傍なれば易きを覺へ遠隔の地方を思へば難きが如くなるものは唯積年交通に慣れたる妄想と云ふ可きのみ一度此妄想を破て活眼を開けば今日の長崎は四百里程に非ず箱館亦三百里ならず況や郵便電信に一層の便を増して又鐵道の敷設を獎勵著手するに於てをや日本全國は唯是れ一區の東京府のみ何ぞ殊更に四十餘縣を設立して封建の殘夢を貪り却て事務の多岐多端を致すを須ひんや廢縣の事斷じて行ふ可きなり

第二

前論の如く大政の全面に於ては廢縣の事を行ふも妨あるを見ずして其事容易なるが如くなれども苟も立縣は十餘年の習慣を成したるものにして今日頓に之を廢するは人の耳目を驚かすことならん又實際各地方の情況を見れば士族の授産に急なる地もあらん、殖産工業の獎勵を要する地もあらん、或は學事に衛生に近く官の手を以て之を誘導するに非ざれば及び難き事情もある可し、又廢縣の後に至て警察監獄の處置は如何す可きや地方協議の起業等は如何す可きや云々の難問は必ず免かる可らざる所にして舊慣に従ふの説少なからざることならん我輩これを察せざるに非ずと雖ども今縣を廢すればとて政府と人民と縁を斷つに非ず郡區役所なるもの存すれば其連絡は依然たる可し或は交通の路尙不便利にして政令民意の下達上聞不自由なるあらば其要用なる部分にのみ假に中央政府の出張所を設るも可なり且郡區役所の制を改正して恰も政府の傳令局と爲し尙足らざる地方には本政府出張所の在るあり又郡區會も自から地歩を進めて稍や重大のものたる可ければ其議員の選舉に就て人民の注意す可きは無論にして必ず一面目を改ることならん或は一區一郡にて決し難き事柄は各郡區聯合して會議を開くも可ならん是等の組織諸規則の細目に至ては我輩の知

る所に非ず政事の實際に慣れたる當局者にて如何様にも工風して可なり唯我輩立論の旨は今の府縣を廢して日本全國を中央政府の直轄と爲し郡區役所を傳令局と視做して官民の連絡を通じ區會郡會の規則を改めて民議の場所と爲さんとするの大意を述るのみ

蓋し我輩が廢縣論を主張するものは固より永遠の大計を目的とするものなりと雖ども今この策に従へば一舉して目下の施政上に便利を致すことある可しと信ず我輩の見るところにては今の日本の官民はよく調和したる者に非ずして之を和するの急須たる次第は常に切論する所なり而て其軋轢不調なる事相は往々社會の面に現はるゝ中に就ても府縣廳と府縣會との間に於ては軋轢の最も公然たるものと云はざるを得ず又官民調和の説に就ては政府の當局者に於て如何なる感を爲したるや知る可らずと雖ども現に其不調和を見て得々自から樂しむ者もなかる可ければ必ず行はる可きものならば調和を求ることならんと雖ども今日の府縣廳と會との間柄は日に益相背馳するのみにして會て調和の端を見ず蓋し其原因は官民の孰れに在る歟之を明言し難し唯去年以來一層の甚しきを加へたるは世人の知る所ならんのみ例へば縣廳より下附したる原案を全廢と云ふものあり、縣令の改任云々を發言する者あり、議員の一時に辭職する者あり、議場に罪を得て拘引せらるゝ者あり、廳と會と見解を殊にして參事院に訴出するが如きは殆ど尋常一様の事にして世の耳目を驚かすにも足らざるの勢に陥りたるは近來我施政上の不幸と云ふ可し前年我政府にて府縣會を設立したるは官民調和の上にも尙相接近して上下の情を通達し其交情琴瑟を鼓するが如くならしめんと趣旨なりしや疑を容れず又其規則上には知事縣令にて會の決議を認可し不認可し或は内務卿に上申、參事院に訴出等の事を記しあるも畢竟萬一の變に備るまでにして實際は告朔の餼羊たらんことを期したるや明なり然るに其實際は所期に反對し廳會共に

僅に規則に依頼して其權利を守り會て好情の存する所を見ず虚心平氣中立の地位より傍觀すれば府縣會は素より地方人民の利益を謀り府縣廳も亦人民をして其處を得せしめんことを勉め其趣旨は双方共に同様なれども實際の考案著手の順序等に至て説を異にすれば各自家の説を執て争ふこともある可し即ち府縣會の目的は民利を進るの一點に在て會議は唯其方便なる可きに今日の實際或は之に反して議論往々争論を生じ其争論たるや必ずしも直に地方人民の利害に關するに非ざるも斯くしては人民の權利に害あり、否な、官に對して敗北の姿たるが故に之を争ふと云ひ又一方の府縣廳にても往々政權維持の爲に此件は枉ぐ可らずと云ひ斯くすれば一時は便利なれども或は人民の悔を來たすの後患ありと云ふが如き意味にて容易に人民に假さず遂に之が爲に議論を生じて議論の爲に又重ねて論端を開き論又論に深入して顧みて府縣會の目的たる民利如何の所在を見れば遙に遠方の暗處に蟄伏して之に關心するに遑あらざるの情況なるが如し失望の至と云ふ可し

左れば現在の府縣會は官民共に其目的を達すること能はずして當初の素志に背きたるものなれば之を改良すること必要なりと雖ども其改良たるや法律の改良に非ずして情誼の改良なれば容易に行はる可きものと思はれず近日地方官を招集して何か諮問する所ありと聞く何事を何と議する歟知る可らずと雖ども去年來各地方に行はれたる所謂政治の針路なるものに從へば官民の軋轢は益甚しきを加へん、或は本年は少しく加減して別の針路を定る歟又は去年の針路を少しく斜にせん歟一度官民の間に情を傷けたるものあれば其回復は甚だ易からず之を直言すれば今日の事態にて地方の政略を嚴にするときは人民益激して物論益喧しからん、之を寬にすれば人民は恰も勝を制したるの心地して地方政治の不取締を生ずるも計る可らず、寬にす可らず嚴にす可らず去迎このまゝに放却すれば依然たる去年來の針路

にして我輩これに感服する能はず其不利なるは當局者に於ても己に既に明知する所ならん密雲不雨積陰鬱々たるものと云ふ可きなり

第三

密雲不雨積陰鬱々たり此時に當て企望する所のものは唯一聲の雷鳴是なり廢縣の雷鳴以て施政上の積陰を撥するに足る可し既に縣なし縣會ある可らず既に縣會なし爭論ある可らず官民軋轢せんとするも軋轢の實物を得ず以て舊紛紜を一掃す可し既に之を一掃したり世の民權論者は或は權利の一部分を失ふたるの思を爲さん歎我輩論者の爲に謀て決して其損亡たらざるを保證せん試に論者に問ふ玉璧の缺けて大なるものと全ふして小なるものと孰れか之を取るやと尋ねたらば小なるも全きものと云ふことならん蓋し玉璧大なりと雖ども缺けたるものは瓦石に等しければなり左れば今我輩が縣を廢し隨て縣會を廢すと云ふも日本國に民議の源を絶つに非ず縣會廢して郡區會起り其郡區會は小なるも權限は全からんことを期するものなれば人民は全璧を得て損する所あらざるなり元來今の府縣會の決議に認可不認可の法あれども是れは元と萬一の備に設たるものにして常に認可たる可き筈にこそ思はれ又政府の初志も必ず常に認可を期したることならん又實際府縣會の起りたる一兩年は甚だ穩なりしものが去年の頃より漸く趣を改めて今年のように最も甚しきに至りしは所謂氣運の然らしむるものにして斯く差縫れたる上は之を解かんとするも容易に能す可きに非ず今より考ふれば最初規則を制定するときに應と會との權限を分明にして會の議決は必ず認可して實際の施政に妨害なきの用意したらんには今日の葛藤も少なからんものと思ふ程のことなれば今回郡區會を新設改正するときにはよく此邊に注意して官民權限の分界を明にして與ふ可き權利は全くして之を與へ、與ふ可らざるものは明に政府に握り

爰に一新して地方の事を行ふ其中には自から双方の情も相通じて相互に調和することもある可し蓋し規則に於て權限を明にするは爭論の源を少なくするものにして爭論爰に忙はしからざれば乃ち始めて民事の利害を議するの閑を得べし民議果して眞實の利害に互るときは復た空論に暇あらず試に彼の詞訟を見よ金錢の出入に兼て空論を争ふの間は其和解甚だ難しと雖ども一旦空論を離れて眞に金錢の損益のみに互るときは忽ち和するもの多し金錢の争固より争なれども其争や單一にして双方に利害を見るの眼を具すれば相和するの道も亦易きなり今の縣會の争論も亦斯の如く民事の眞の利害に兼て又別に一種の議論を生じ其議論より生じたる議論あるが爲に喋々喧しきものなれば廢縣の一舉以て縣會も亦共に廢し新に郡區會を改正して其性質を單一のものと爲すは實に民利を起す可きのみならず亦以て官民調和の一助たる可きなり

又縣を廢すれば地方官吏が地位を失ふの恐あるに似たれども實際に於て然る可らず縣の廢するに従て郡の事務を増す可きは自然の勢にして郡役所に人を要すること以前に倍す可し又廢縣の當分は地方の便宜に従て中央政府の出張所も設けざる可らず又巡回吏の派出も頻々たる可くして何れも地方の事務に慣れたる者にして始めて用に適す可きことなれば官吏の數は容易に減す可らざることならん又新制度の事務漸く整頓して減員の時節將さに到來せんとするとき全體に大政府の政事大に舉て内治外交に人物を要すること今日の比に非ざる可し又地方官の中にも既に官に倦みたる人物もあらん此流の人は其意に任して官を解き其利祿と榮譽とを全ふして生涯を終らしむ可し我輩が過般養老の論を草したるも正に此邊に適用す可きものなり左れば我輩の所見に於て廢縣は永遠の大計の爲に便利にして曾て故障を見ず、今日は本來の目的に齟齬したる縣會を止めて單一なる郡區會を起す可き利益あり、又この新制度の行はるれ

ばとて地方官吏が俄に地位を失ふの恐もある可らず、官民共に事實に失ふ所なくして國の大計に利あり斷じて行ふ可きものなり議論重複に似たれども尙爰に一言せん商賣上に物品の製造者あり問屋あり卸賣あり小賣あり以て消費者に達す、何れも皆必要のものなれども若しも實際に行はる可きことならば製造者と消費者と直接を祈らざる者はなかる可し問屋卸賣小賣の如きは止むを得ざるが爲に必要なものなりとは云はざるを得ず今中央政府と人民と相對するの關係は製造者と消費者との如きものにして府縣廳は問屋卸賣の用を達するものなり苟も之を廢す可きの路あらば斷じて行ふて躊躇す可らざるなり（本論の主眼は全國交通の便を以て施政の便と爲すの旨なれば廢縣と共に大に地方交通の路を開き尋常の道路を修繕し鐵道を敷設し電信郵便の線路を延擡して共に其通信の價を減じ果して政治上に日本國面を縮小するの計畫を定めて然る後に施す可きものなり若しも然らずして唯廢縣の二字のみに著眼し交通の事は之を自然に附して一方の大變革を舉行するが如きは固より我輩の取らざる所なり）（明治十五年十一月二十日より同月二十四日に互る）

天下自省す可きものあり

第一

我輩が本月十一十三兩日の社説に天下憂ふ可きもの二ありと題して人智發達の大切なる由縁を述べ人智發達せざれば事理の繁雜錯繆したるものを解すること能はずして往々社會の不利を爲すことあり例へば今の所謂官權論者なるものも其極端は勤王論に變じて後日の處分に困却するに至ることある可し畢竟勤王論は其論旨單一にして無智の輩にも

解し易きが故なり固より此論の首唱者は自から多少の智見もあることなれば輕舉暴動の氣遣ひもあらざれども傳へ又傳ふるの際には如何様にも變性して其極端に至れば隨分恐る可きものなり云々と記したるは我輩唯既往の事實に照らし昔者勤王血氣の士人を利用して維新の大業を成し其成功の後に至て大に處分に困却したる事共を想起して今の世に此論の再發を憂へたるものなり又第二の例には人智發達して少しく間接の利害を辨するに非ざれば色々の差支ある中にも租稅徵收の事など聊か人民に勘辨の智力あれば悦でも出す可き筈なれども唯増稅は難澁なりと云ふ一句にて千百の説明を抹殺し傍より其徵收の理由を説き聞かすること甚だ難し是亦人智未發達の罪にして誠に堪へ難き事共なり詰る處官權論の片言を聞て勤王の極端に走るが如き人智近淺の有様にては世の中は誠に頼母子からず斯る近眼淺見にては租稅徵收に就ても極端に走て分らぬ苦情を云ふことならん云々と述べたるまでの事にして世の論者に對して攻撃したるにも非ず他人の非を鳴らすの趣意にも非ざりしに東京日々新聞の記者が之を讀で何か大に感ずる所ありしと見へ本月十四日より十八日に至るまで長々と辨解らしき説を述べたり其辨解説は殆ど本論の旨に遠きものなれば特に返答にも及ばず尙念の爲に前述數行の適用を熟讀したれば發明することもある可しと思へども我輩は却て記者の心術を察し何故なれば斯くも熱心して不平を訴るやと坐ろに怪まざるを得ず依て記者の安心の爲に少しく辨する所あらんとす但し我輩は敢て記者の悔悟を求る者に非ず是れぞ自由の世の中なれば記者は記者の路を往きつ返りつせよ我輩は獨り我路を直行せんのみ

記者の訴に我輩が論じたる官權論とは何ものぞのことなれども是れは世の中の輿論にて生じたる名義なり我輩一人の作りたる設名に非ず我輩は今日の輿論に所謂官權論者にも非ず又民權論者にも非ず獨立して獨りの論を論ずる者

なれども世の中に官民の兩論兩黨は誠に分明なるが如し左ればとて其黨衆の一言一行に印しを付け此一言を吐たるが故に官なり此一行あるが故に民なりと分明に界を別つも亦甚難し譬へば士農工商を區別するが如し其一個人の言行を以て之を分つは甚だ難しと雖ども一般に通覽すれば士は士の氣風あり農商は農商の氣風を存して明に其同じからざるを見る可し故に今官權とは何ものぞと知らんと欲せば民權に異なるもの之を官權と云ふて可ならん輿論は大抵この邊に歸することならん然りと雖ども是れは唯我輩が輿論の認る所を示したるものにして日報記者の了解に不便なる所もあらん歟若しも然らば記者にして最も解し易き一例あり之を左に示さん今を去ること十四箇月明治十四年九月二十一日東京日々新聞の社説に云く

(前略)抑も今日自由論者が大主義とする所は何ぞや曰く情實を以て事を成すが如きものは寡人政府の常態なり其弊源を除かんと欲せば寡人政府をして跡を收めしむるに若かず(中略)故に今の自由論者に於ては未だ儼然たる敵の我に抵抗するものはあらざるなりたま〜其中に於て吾黨の進路を妨礙せんとする者は國會を開設する尙早しと暫く寡人政府のまゝを保持せんとする者にして國憲を制定し國會を開設するの時期をして遷延遅緩ならしむることを計るに止るものゝみ何となれば如何なる官權論者にして如何なる壓抑主義を持するありとも未だ立憲の聖詔は國の平和に妨げあるものなれば御取消ありて然る可しとの諫書を上りたるを聞かず又未だ其等の申すも恐れある妄言を口より出せし人あるを聞かず又未だ今日の自由論者が國憲制定す可し國會開設す可しと議論するを目して國の安寧を妨害するものなりと謂ふ人あるを聞かず唯僅に遷延主義を唱ふるのみ然らば即ち吾黨自由論者は未だ一人の儼然たる勁敵ありて保守の堅案に據りて吾曹の大主義に抵抗し改進の目的を達せんとする前路

を遮斷するを見ずと謂ふ可し云々

日報記者が自記の官權論なる文字は特に註釋も下ださざれども矢張り今日の世間に云ふ官權と同様なるの意味ならん歟但し我輩は政黨に關して頓と熱心なきものなるが故に強ち官權を惡しとして罵詈するに非ず又民權を不祥なりとして咎るに非ず各一長一短あるものなりと思へども記者は官權論者と記して又其下に如何なる壓抑主義を持するありとも云々と重ねたるを見れば記者の所謂の官權は少しく性質の惡しきものならん若しも我輩の官權と記者の官權と相違もあらば此邊にて少しく異なる歟記者が今日の明治政府は維新以來十五年間如何の君主專制を以て人民の權理を既に得たるに奪去りたる乎との訴なれども我輩これを知らず之を知らざるが故に時事新報に記したることなし此訴は記者の自問自答にて分明なる可し

第二

我輩は素より極端論を忌む者にして官權にても民權にても之を忌むは同様なれども之を既往の事實に照らして考れば維新の後に最も處分に困却したる者は勤王黨の壯士輩なりし故に今日も亦或は然ることあらんと前を目撃して後を推考するのみ維新勤王の餘焰たる長州奇兵隊の如き又肥後の神風連の如き不幸にして破裂に及びたれども其他は差したる暴動にも至らず假令ひ動かんとするも開進の風潮に制しられて自由ならず内心は不平ながら日一日を消する其中に不知不識していつか世間一般の風に化して明治の良民と爲り自から開進社會の用を成す可し誠に目出度き次第なり又一方に民權論者の如きも其聲盛なりと雖ども實際は左までのものに非ず且其性質に於て素と議論を主として云はゞ文より起りたるものなれば假令ひ極端に走るも腕力に訴るまでは容易なることに非ず實力を有する政府にして大膽に

政略を施したれば憂るに足らざるものなり徒に之を激するは不利ならん、若かず今日は其勢に従ひ敢て政府より人民に媚るには非ざれども政權の強大を以て人民の小弱を御し大膽斗の如くにして官權論者も容れ民權論者も容れ以て官民を調和せんとは我輩の持論なるに却て日報記者の譴責を蒙り我輩を目して民權論者を教唆して益々過激に走らしむる者なりと斷言せられたれども此譴責は其まゝ日報記者に返上致して至當ならんところ思はるれ記者も少しく自省する所あれ記者は明治十三年三月十五日東京日々新聞の社説に民權論者は政府の好友なりとの題を掲げ世の民權黨を舊幕時代の勤王家に比して之を保護し様々論じたる後の末段に至り

(前略)設ひ民權論者中には罕に其念あるの人あるも其性質は舊法のものに比すれば更に純粹なりと云ふて可なり之を如何ぞ不祥不吉なる亡國元老(井伊公)の辭柄に倣ふて民權を唱る者は不良之徒なりと云ふを得んや同因同果は免かるゝこと能はざるの數たり君權保守論者深く懼れ深く鑑る所ありて萬一如何なる場合に臨むとも敢て拗執剛愎の語を發し憲法制定(其憲法は國約憲法なり)を冀望する者に向ひ其忠誠の請願を拒絶する不測の禍因たらしむること勿れ云々

と記し又同年五月七日同新聞の社説政談の教育編に云く

條例新に出で、政談を制限す而して天下の政談は依然として止まず噫何ぞ我國民の政談を尙ぶの氣風の夫れ盛なる乎其盛なるを忌避して巧に之を毀傷するの言論の多きも亦良に故あり近くは顯要に奉職するの官吏某は稠衆坐中に揚言して曰く日本の政談黨派は不平を以て之が元素とし免職官吏破産華士族出校生徒免役兵士を以て之を組織し其性質は魯國の虚無黨に類似する者なり又今日の輿論に勢力ありと自信せる某新聞は其紙上に公説して云

く我國に大害物あり曰く博徒曰く小政談家なりと政談を毀傷する茲に至りて極れり矣吾曹豈に政談に従事する士流の爲に悚然たり懼然たらざるを得んや

夫の官吏某が言ふ所の如きは原是れ固陋の偏見にして未だ全局の大勢を觀ざるの故に出るものなれば敢て深く之を咎るに足らず況や夫れ我國今日の政談家中には未だ某が數へたるが如き不平者流なきにあらざるに於てをや雖然某は日本の政談黨派中には一種の不平黨ありと云ふを得べし未だ日本の政談黨派は盡く不平黨の組織する所なりと云ふ可からず而して彼れ某は其所謂る不平黨は復た政談黨派の一小部分に過ぎず政談上に於て輿論の權衡を軒輊するの勢なき者たるを知らず彼れ某は今日の政談黨派に向て隱然その牛耳を執り其木鐸たるの名士輩は不平の爲に議論を左右するの人物に非ざるを知らざる者なり其身鵝班に列し其志官權を保守するに在るの人にしては如是の言論あるは吾曹敢て之を恠しまざるが故に苟も其言論にしてまた廟堂の政略を變更せしむるの勢力なき間は一官吏の私説として之を放任するも太だ妨ぐ所なかるべしと思はるゝなり

楮また夫の某新聞が所謂る小政談家とは「ペチーポリチシアン」の謂なるべし果して然らば我國の今日に小政談家の多きは吾曹も信に其多きを知るなれば俱に其實を證明すべしと雖ども之を目して我國の大害物なりと云ふに至りては吾曹は如何なる情況に當るとも之に同意を表することを得ざるなり如何となれば今日の政談家中には其誰々若くは孰の黨派を目して大政談家と云ふべからざれば亦その誰々若くは孰の黨派を認めて小政談家とも云ふべからざればなり蓋し立憲政體の國に於ては人民その参政の權利を保有して治安を計畫するの實あるに因り其社會の政談家中にも輿論を左右する勢力の厚薄多少に應じて大政談家たり小政談家たるの別を見るを得べしと雖ど

も我國今日の寡人政治内閣爲政の現時に當りては假令ひ世間の政談家中に幾分の差等あるにせよ其全局の實勢より觀れば比しく是れ大政談家に非ざれば比しく是れ小政談家なりと云はざる可からず畢竟開明國民が大政談家と云ふは其言論の能く輿論を支配するに足るものを指し其小政談家と云ふは更に輿論を支配するに足らぬものを指したるの謂なり我國の如く未だ輿論とても輿論の效を見ず輿論を支配するに足るとも支配するの驗なき邦に於て早くも其政談家に大小強弱の評を下すのみかは又更に之を讒するに大害物の惡名を以てするが如きは寧ろ大早計に非らざるを得んや若し小政談家は寔に我國の大害物なりと認め又我國今日の論者は輿論を支配するの驗なきが故に盡く小政談家なりと定まらば我國の爲に大害物を除くの策を立んには盡く論者の舌を抜き盡く論者の口を縫ひ政談をして地を拂ふに至らしめざれば某新聞は高枕而眠ること能はざるべし吾曹惡ぞ之が爲に瞿然たり悚然たらざるを得んや云々

我輩は斯くまでに民權政談者を庇護せんと欲する者に非ず其區域の漸く廣まるに従て極端の破壊主義に走る者も多からんと之を憂ひざるに非ざれども開進の風潮自然の時勢なれば全く其弊を免かれんとするは難し、唯其勢に従て之を平和に導くの外なしとして政府に向ては専ら大膽の政略を勧め一方に古勤王論の餘類に對しては近年幸にも自然に鎮靜したるこそ社會の一美事なれば之を鎮靜のまゝに放任して其自から新にするを待つ可しと思ひしに世の中の晴雨は千變萬化にて頃日は古勤王論の再燃せんとする勢なるが故に是れは憂ふ可きことなり、差したる勁敵もなきに何等の騒ぎなるやと述べたるまでのことなり然るに日報記者は如何なる情況に當りたるにや今日の民權論者を大害物なりとして之が爲に瞿然たり悚然たるものゝ如くにして此輩は遂には皇統をも傷け奉り遂には金甌無缺の皇國をも危くせ

んとまでに論及するとは餘り極端に失するの議論ならずや若しも學者の言論は以て人を教唆するに足るものとして現時斯る大害物の生じたるは全く最前の教唆に原因するものなりとせば今日誰れか其責に當る可きや日報記者は特に縁なき他人を咎るよりも自躬から譴責して躬から謝罪すること至當の裁判ならん我輩は記者に對して固より惡意あるに非ざれば無禮なる語法を用ひて其智愚を評せず又徒に記者を咎めて以て我持論を輕重せんと欲する者に非ざれば記者の贊成を得ればとて悦ぶに非ず、攻撃を蒙ればとて意に關するに非ず唯我輩は獨立して記者の様々なる情況に當て様々なる説の出るを傍觀するのみなれども獨り皇統皇室の御安否云々の論は思留られんことを祈るのみ此一段に至ては今日^{〇〇}の記者と共に民權論者を蔑如輕侮するも敢て辭せず葦爾たる自由改進の民權論者皇統皇室に對し奉りて何事を爲す可きや民權論は畢竟政治社會の事のみにして皇室の尊嚴神聖には縁なきものなり普天率土皆是れ臣子なり尊王者なりと論じ去らんこと敢て記者に懇願する所なり

第三

日報記者が民權論者を蛇蝎視して其理論にのみ走るを恐れ方今は人智發達して社會の真相、正に理を以て情を制するの時節なり此時に當て勤王の大義を會得せしむること甚だ難しとて獨り煩悶して熱論する其狀を我輩より傍觀すれば社會の真相に非ずして記者の心術の真相を寫出するものゝ如くに思はるのみ蓋し我輩は官權も民權も其極端の論は共に悦ばざる所にして持論に於て決して民權のみを無理に左袒する者には非ざれども左ればとて亦民權の極端を制するが爲に官權の極端を用ひて禍源を深くせんと欲する者に非ず日報記者は民權を恐るゝこと甚だしくして苟も之に敵する者とあれば其者の性質を問はず前後を顧みずして之に依頼せんとする者なり此即ち我輩と所見を異にする所にし

て怪訝に堪へざるが如くなれども退て熟考すれば亦其由縁なきに非ず抑も人心の定則を案するに火焰の熱を想像して
 頓に又氷雪の寒を思へば其劇變の際に心裏多少の錯亂を生じて寒熱の真相を畫くこと甚だ難きものなり如何となれば
 我一心極端より極端に移轉したるものなればなり苟も一身を中庸の地位に安んじて左右兩端を見るときは其極端なる
 ものも左まで恐る可きに非ず況や時としては最前感じたる熱を以て今の寒に觸るればこそ寒なれども中庸の溫度より
 觀察するときは必ずしも寒ならざるものあるに於てをや極端の移轉は事物の真相を誤認せしむること以て知る可し日
 報記者の煩悶誤認も果して此極端移轉に座するなきを得んや其一例を舉れば明治十四年九月二十六日東京日々新聞の
 社説に福地源一郎君の演説とて大臣參議の責任を論ずと題を掲げて云く

(前略)今や則ち然らず大臣參議諸公は勿體なくも 聖上に對し奉りては立憲政體國の内閣に劣らざる程の執權
 職を承り居られながら却て輿論に向ては獨裁帝王の大臣に異らざるが如き心地を示さるゝに似たるは果して然る
 べき事なりと申すを得べき歟明ら様に申さんも快からぬ義ながら今日の三大臣は内閣の上位を占め給へども其實
 は内閣主宰即ち大宰相の權力を備へ給ふにあらずして内閣の實權は都て參議諸公の有せらるゝ所たり而して參議
 諸公中にて大久保公の薨去せられてより以來は誰ありて大宰相の責に任ぜらるゝ方も無く申さば首領なき寄合内
 閣にて吾曹が所謂の聯立内閣なるものなり我れ既に大宰相の實權なき以上は固より進み出でゝ我其責に當らんと
 云ふ方も無く殆ど持ちつ持たれつして内閣を組織せられ若し大臣參議諸公の間に議論の合はざる事あれば輒ち
 勅裁を仰ぎて 御英斷に任せ奉るの制を立てられたり成る程 勅裁を仰ぎて 御英斷に任せ奉ると申すことは
 表面には尊王の忠義を陽はして間然すべき所なきに似たれども其實相を察すれば事宜しければ天子を挟みて四方

に號令するの利を占め事宜しからざれば 勅裁を以て輿論攻撃の衝に當て 御英斷たるからは我れ其責に任ずる
 の理なしとて袞龍の御袖の陰に一身の安を謀るに異らざるの實あるに非ずや設ひ事 勅裁に出るとも宜しからざ
 れば我れ其衝に當り其責に任ぜんこそ大臣の分なれ況や 勅裁の御事も常に内閣多數の決に従はせ給ふの例なり
 と遙に拜承するに於てをや

封建時代の重臣は獨裁の實ありしときに於てさへ外に對しては己れ其責に任じたるを常とせり例は舊幕府の御
 大老御老中の將軍家に於けるが如き家老重役の諸大名に於けるが如き其君主失政の時に當りては己れが實に與り
 知らざる事たりとも朝廷に對し幕府に對し諸侯に對し諸士に對しては是れ我君の知り玉ふ義に非ず拙者共の過な
 りと云ひて其咎を一身に引受け或は腹搔切りて申譯となしたるに非ずや其處理は愚に見ゆることの多かるべきも
 君主を保庇し代りて其責に任ずるの節義に至りては千載の下志士をして其忠節を感ぜしむるに餘ありと云ふべし
 斯る例は敢て古昔のことにあらず現に吾曹が諸君と共に十年前に於ては屢々見聞し或は親しく其場合に遭遇せし
 所なり此封建重臣が獨裁君主に代りて己れ自から輿論に向て政治の責に任じたるを將て之を今日に比すれば其優
 劣果して如何ぞや天下後世より今日を論じて明治十四年間の大臣參議は政治の責に任ずるを避るに巧なる一手段
 を行ひたり其手段は 天子に對し奉りては恰も主憲政體の内閣たるに劣らざるの執權に備はりながら國民に對し
 ては獨裁君主の大臣たるの狀を粧ひて以て輿論の衝を避け怨望の直に 勅裁に歸せんとするを顧みざりきと批評
 せば吾曹は諸君と共に如何なる辭を以て豫じめ其然らざることを分疏せん乎吾曹ただ其辭を得るに苦しむなり
 然りと雖ども名は實に勝たず輿論は籠絡せらるべきものに非らざれば吾曹は飽くまでも今日の大臣參議は今日

の政治その責に任じ給はざるべからず 勅裁なり 御英斷なりと云ひ給ふとも苟も其冠を掛けられざる間は國民に對して其責に任じ給はざるべからずと斷言し之を拿住して放たざるべし是れ實に國民が臣子たるの分に於て君上を尊崇し奉るの忠義なるが故なり輿論已に然り内閣諸公も亦各々其覺悟ありて可なり或は某議の今日に必要なるをけれども同列の不承知なるを以て志を達するを得ずと云ひ或は某件は我れ其議に與からざれば知らずと云ひ甚しきは我も廟議には不平ながら薩長の權衡を保衛するが爲に要路に當るなりと云ふが如き分疏は最はや今日に於ては無効なるのみならず或る場合に於ては有害の性質たるを示すの恐あるべきなり寧ろ一條に今日の廟議は即ち我内閣の志なりと云ひて大臣參議諸公を擧て一列に其責に任ぜらるゝ歟或は議合はされば之を切論し行はれざれば去りて其身を屑くせらるゝの潔白なるに若かさるなり

右演説の論鋒は中々鋭きものにて當時我輩は之を見て日報記者は多年官權主義にして御用新聞とまで世評を受けたるものなれども成る程近來は民權論の極端に移轉し御用はさて置き恰も内閣に敵する政敵の如し其論旨の是非は姑く聞き扱々強い民權論者なる哉と感心せし程なりしが近來は又大に政友と爲りたるにや立憲帝政黨なるもの出來せしより内閣と相投するのみならず今の内閣は主義に於て帝政黨に與みするものなれば帝政黨の内閣と云ふも可なりと云ひ現に今回の説論中にも(十一月十四日東京日日新聞社説)我黨(帝政黨)は現時の内閣と大主義を同くす云々と述べて其論鋒の向ふ所は都て現時の民權論者を擧げて一切之を敵視するものゝ如し斯く極端より極端に移る劇變の際には其心中自から常態を失ふて事物の真相を誤認するも亦謂れなきに非ず漫に眞宗を罵詈する者は近來改宗したる固まり法華なり、頻りに飲酒の害を陳する者は過日禁酒したる舊酒客なり火焰の熱、氷雪の寒、心術半ならんと欲するも得

べからず即是れ人心の定期なれば我輩特に日報記者に就て怪まざるなり

第四

今一步を進めて考れば日報記者が斯くまでも今の民權論を恐怖するは夫子自から其身に覺へあることには非ずや今吾を以て故吾を想起し以て民權論なるものゝ苛烈急劇なるを恐怖するには非ずや我輩聊か爰に疑なきを得ず如何となれば明治十三年より十四年の頃に至るまで記者の民權論は随分劇しきものにして其國會論の如きは最も急なるものゝ如くに聞へたればなり明治十三年三月十一日東京日日新聞の社説に内閣分離の事を論じて其文に

明治八年に於て漸次にすべかりし立憲も十三年の今日に在ては方々に實施す可きの時に到着したり云々

と記したるは漸進の漸も最早頂上に達して今月今日は猶豫す可らずと云ふ意ならん又同年五月十三日同新聞の社説に會計の困難と云ふ表題を掲げ我國會計の困難は蓋し今日に於て夫れ切迫せり云々と説き出して其末段に至り

然ば則ち如何して此の困難を救ふを得べき乎曰く唯全國の人民をして協議これを救はしむ可し苟も天下の會計を擧て國會の議に附するに至らば吾曹その必ず困難を匡救することを得べきを信する也

と記したるは今日切迫の急を其現時に國會を開て匡救するの意ならん又明治十四年十月十二日國會開設の勅諭降りしときにも其年限の事を彼れ是れと心配して同年同月十九日の新聞社説に在野の士某が貴顯某に謁し勅諭の事に就て様問答の其中に明治二十三年の期限も御用意次第にて其前に開設するなど、不思議なる事を記したるを一見したることあり抑も其在野の士とは誰れのことか、貴顯とは何人のことか、且又斯る問答のありしことか、又は根もなきことにてありしか、我輩固より之を知らず日報記者も今日は定めて之を忘却して知らざることならん、彼の在野の士も何

天下自存す可きものあり

れに在るか知らざることならん、貴顯の人も如何せられたるか之を知らざることならん、一切消滅不知即清淨なれども當時記者が兎角民權論の性急なるものにして勅諭拜讀の後も尙其先入する所を忘れ得ざりしとは此問答の記事にても推して知る可し、又記者が一時の持論たりし政治論の旨も随分自由主義の磊落なるものにして昨年一昨年中の東京日日新聞紙に著々見る可き其中にも憲法の制定を政府にのみ托す可らずとの意にて頻りに君民同治國約憲法の論を主張し明治十三年五月六日の日日新聞に國憲議會の題を掲げて其旨を切論し次で同月十二日の社説に國約憲法會議を開くの議と題して其論に云く

(前略) 喩ば天理に於ては國民に十寸の權理ありと定めんに 帝勅憲法にて八寸の權理を得ば之に満足すべき筈なるに却て其二寸の足らざるを憾むの情もあるべし是れ畢竟其權理を他より賜はるの權理なりと思ひ己より得たるの權理なりとは思はざるが故に出る者なり近くは府縣會規則の如きを見よ此の規則は一府會一縣會の爲には即ち其憲法にして參政の權理を初めて此の規則に得たる者なれば府縣の人民は十分に之に満足を表すべきは無論のことなるに間々却て其不足を鳴らす者なしとせざるに非ずや 帝勅憲法の他日我國民に於ける亦この情勢なきを保せざるなり吾曹深く前途の爲に茲に憂慮せざるを得ず、然ば即ち如何にして可なる乎、曰く新に全國人民の代議人を招集して憲法議會を開き以て國約憲法を制定せしむべきなり其順序は恐ながら 聖勅を全國に下させられ「憲法草案已に成る 聖天子は國民と相議して之を制定し上下共に之に背くを得ざるの國約憲法と爲さんとす國民夫れ此意を體して其代議人を選挙し期を以て憲法制定議會に參せしむべし」と詔らせ給ふを以て第一著とし夫よりして憲法制定議員の選挙法を令し議會規則を設けて其議會を組織するに著手せらるべきなり云々

と論じたるは民權論中にも著しきものなりと云はざるを得ず當時我輩は此國約憲法論を傳聞して大に之を奇とし其論鋒の鋭劇は姑く聞き元來憲法を制定するに帝勅憲法と國約憲法は天淵の相違にして國論も之が爲に分裂す可き程の大眼目なれば容易に其孰れが得失なるを發言す可き事柄に非ず一度び孰れと心に決して口に發し以て天下公衆に告げたる上は其責も亦容易ならざるや明なり然るに日報記者が再三再四切論して國約憲法の利を主張するは果して心に決したることならん記者當時の持論に憲法は國約に限る、其憲法は國會の柱石なり、柱石なき國會は木偶國會なりとまで論じ詰めたる其有様は誠に其平生にも似ず勇氣の逞しきものと我輩は竊に語り合ひしことなりき夫れよりして明治十三年も過ぎ十四年仲秋に至て國會開期の大詔を拜承し奉り五箇月を閲て本年三月二十日東京日日新聞を見れば立憲帝政黨なるもの起りて黨綱領十一箇條を明告し

- 第一條 國會開設ハ明治二十三年ヲ期スルコト 聖勅ニ明ナリ我黨之ヲ遵奉シテ敢テ其伸縮遲速ヲ議セズ
- 第二條 憲法ハ 聖天子ノ親裁ニ出ルコト 聖勅ニ明ナリ我黨之ヲ遵奉シテ敢テ欽定憲法ノ則ニ違ハズ
- 第三條 我皇國ノ主權ハ 聖天子ノ獨リ總攬シ給フ所タルコト勿論ナリ而シテ其施用ニ至テハ憲法ノ制ニ依ル
- 第四條 國會議院ハ兩局ノ設立ヲ要ス
- 第五條 代議人選舉ハ其分限資格ヲ定ムルヲ要ス
- 第六條 國會議院ハ國內ニ布クノ法律ヲ議決スルノ權アルヲ要ス
- 第七條 聖天子ハ國會議院ノ議決ヲ制可シ若クハ制可セザルノ大權ヲ有シ給フ
- 第八條 陸海軍人ヲシテ政治ニ干涉セシメザルヲ要ス

天下自省す可きものあり

第九條 司法官ハ法律制度ノ整頓スルニ從テ之ヲ獨立セシムルヲ要ス

第十條 國安及ビ秩序ニ妨害ナキ集會言論ハ公衆ノ自由ナリ演說新聞著書ハ其法律ノ範圍内ニ於テハ之ヲ自由ナ

ラシムルヲ要ス

第十一條 理財ハ漸次ニ現今ノ紙幣ヲ變ジ交換紙幣トナスヲ要ス

と掲げて其申分には近來世上頻りに改進を計りて秩序を顧みざるの政黨あり或は陰に激變を望みて陽に安寧の説を唱るものあるが故に立憲帝政黨を組織したり此十一ヶ條の旨は日報記者が平素より開陳するの主趣と同一義なり云々と記し其政黨設立の前後より今日に至るまで民權政談の輩を蛇蝎視して其輩は恰も日報記者に對して頓に罪を得たる者の如し

我輩は固より世の政黨に關せざれば敢て立憲帝政黨の綱領を非難する者に非ず日報記者が一と度び國約憲法を主張したるが故に聖勅にも拘はらず必ず宿説を執れと無理なることを強て不臣の罪を得せしめんと欲する者に非ず大詔一降記者の考も爰に一新したるは至極尤なることなれば之を咎るに非ず唯平素より開陳したる主趣の齟齬したるが爲に今と爲りては人にも語られずして心苦しき事の多からんと傍より推察して之を憐むのみのことなれども是れは扱置き記者が去年の冬の頃より何か様子を改めて頻りに民權論を排撃し世間には陰に激變を望みて陽に安寧説を唱るものありなど人の心事舉動の陰陽まで洞察したるが如き語を吐き甚しきは我輩を目して民權論を教唆するものなりとまで論ずるは畢竟民權論を恐怖するの情に出たるや明白なり是に於て我輩の推察に記者が昨年一昨年中頻りに喋々したる民權論は性質の極めて宜しからざるものには非ざりしやと疑はざるを得ず假令其言論には様々の遁路を作り置くも

所謂陰に激變を望みて陽に安寧説を唱ふる者には非ざりしや況や時としては唯陰とのみ云ふ可らず隨分陽にも過激説を唱へたることあるに於てをや記者の今吾を以て故吾を想起し其故吾の心術を以て今世の民權論者の心を付度し、今の世人の心術が昔の吾れの心術の如くありては大變なり、近く我が身に覺へあり等閑に看過す可らずとて心配するには非ずや、去りとは誠に過慮なりと云はざるを得ず今の民權論者も數多きことなれば必ず極端に走て過激に陥る者もあらんと雖ども其過激性急なること必ずしも前日の日報記者の如き者のみにも非ず隨分思慮深くして容易に運動せざる士君子もある可し良しや過激の徒あるも實際に何事を爲し得べきや其爲し能はざるは一兩年前日報記者が民權論を唱へて何事も成らざりしと一樣のみ全體記者は社會の事物に移り速くして極端より極端に奔走するが故に世事を容易に見て容易に喜憂するの癖あるが如し一室に孤座して沈思したらば或は自から發明することもあらんのみ（明治十五年十一月二十五日より同月二十九日に互る）

軍事國防

造船の事業獎勵せざる可らず

海軍を擴張して敵國と衝を争ひ東洋に雄飛せんとするか軍艦なかるべからず海外各國と往來し貿易を盛にして國の富源を深くせんとするか商船なかるべからず我日本の如き世界の偏隅に僻在する海國に於ては軍事商業に論なく苟も事外國に連なるものは必ず船舶に依頼せざるを得ず日本に船の入用多きは我輩の辨説を俟たざるなり

造船の事業獎勵せざる可らず

然るに今日日本の現状を見て軍艦商船に論なく必用の船舶は既に備へ了りたるやと云ふに尙ほ未だしと答へざるを得ず世間自から爲めにするあるの論者は目下日本の船舶を指して供給上不足なき員數なりと云ひ世人をして今の不十分なる有様に強て自から安堵せしめんと欲するが如き者ありと雖ども我輩は斯る手前勝手論に服すること能はず世上幾多の無偏無黨論者と共に目下日本の船舶は甚だ不足なりと辨疏せんと欲するなり我輩今左に全國船舶の員數を記載し其過少なることを證すべし但し此員數表中には古日本形の船舶を加へず其理由は日本形船の脆弱不便なる外國貿易の用に堪へざるは勿論内國沿海の運輸にも其用に適せず船の名ありて船の用を爲さざること猶ほ彼の弓矢火繩筒の軍器の名ありて文明世界の軍用に適せざると一般なるが如き意味あるが故に我國文明紀元前の古遺物として之を今日當用の船舶中に算入せざるなり

日本國西洋形商船

總計	帆前	蒸氣	明治十二年		明治十三年	
			船數	噸數	船數	噸數
三三三	一七四	一九九	七、〇三二	二、七五五	一六三	三、六八〇
三三三	一七四	一九九	七、〇三二	二、七五五	一六三	三、六八〇
三三三	一七四	一九九	七、〇三二	二、七五五	一六三	三、六八〇
三三三	一七四	一九九	七、〇三二	二、七五五	一六三	三、六八〇

右の表中明治十三年の西洋形蒸氣帆船前船數三百三十一より三菱會社の所有船五十六艘内大船四十餘艘此噸數三萬六

七千噸を除くときは残り二百六七十艘中に就き三五艘の大船を見るのみ其他は悉皆百噸以下の小船舶のみにして大洋の航海は勿論内國の沿海を航するにも甚だ不適當なる漁舟一般のものたるなり我輩左に英國の船舶表を掲げて日本船舶の如何に少數なるやを知らしむべし

英國商船

總計	帆前	蒸氣	明治六年		明治七年	
			船數	噸數	船數	噸數
二、五五六	二、一六九	三八六	五八〇、五一六	一七、三七八	二、五四九	五九七、八八三
二、五五六	二、一六九	三八六	五八〇、五一六	一七、三七八	二、五四九	五九七、八八三
二、五五六	二、一六九	三八六	五八〇、五一六	一七、三七八	二、五四九	五九七、八八三
二、五五六	二、一六九	三八六	五八〇、五一六	一七、三七八	二、五四九	五九七、八八三

右の表中明治七年の英國の船舶を見るに船數二萬五千四百九十七艘此噸數五百九十七萬八千八百三十一噸にして日本の船舶に比すれば八九十倍の大數なり我輩固より今の日本に向ひて俄かに英國たることを責るに非ずと雖ども苟にも今の少數なる船舶を以て既に十分なりと誤認するなからんことを希ひ海國の地形のみを見て自から東洋の英國と稱せんとするは兒戯に類するものたることを自知せしめんがためのみ而して又日本に船舶の不足なるは特に商船のみ然るに非ず護國の要具たる軍艦に就て之を見るも少數至極なること人の能く知る所なり日本の軍艦二十七艘英國の軍艦二百四十艘に比較すれば僅かに八九分の一に過ぎず以て國を護るに十分なりと云ふ可らざるなり

日本は船舶必要の國柄たるにも拘はらず當時其數の尙ほ甚だ不足なるは明白なる事實にして固より我輩の辨説を俟たず然るに此必要の船舶を供給するに何の法に由りたるやと云ふに唯外國より入用の時々之を買入れたるのみと云ふべきが如し二十七艘の軍艦の内十七艘は外國の製造なり三百三十艘の商船の内其幾艘は内國製なるや精細の區別を知らずと雖ども過半は外國製なりとして間違なかるべし現に横須賀にて製造したる二三の軍艦を除くの外日本全國にて未だ千噸に近き大船を製造したるの例なきを見れば航海の實用上より論じて日本船舶の十分の九は外國製のもの借り來りたるなりと云ふて可なり軍艦なり商船なり錢以て之を買ふべきが故に必ずしも其製造の内外を論ずるに及ばずとの説もあらんかなれども既に海國必須の要器にして之を内國に製造し得るの目的あらば勉めて自製を以て用を辨ずるの法を求めざる可らず況や一旦外國と戰端を開き最も船舶を要する危急の場合に臨めば忽ち其購買の道を塞がれて如何ともすること能はず山積の黄白も遂に用る所なきに至るべきをや船舶は自製せざる可らざるなり

然るに今日日本の造船事業を見るに其微々たることに實に海國に不似合なるものにして人を落膽せしむるの外なきなり横須賀の海軍造船所は徳川政府以來の結構なるにも拘はらず其製造の軍艦を數れば前後十艘に盈たす今よりして大に力を用るも毎年二艘以上の軍艦を製造するは随分困難なるべし横須賀の外に東京横濱神戸長崎函館等私立或は官立の造船所なきに非ずと雖ども何れも微々たる川蒸汽製造所様のものにして見るに足るもの少なし斯の如き有様にして自製船舶の増加を希ふは寧ろ無理の願に屬すべし畢竟造船事業の盛ならざるは外國船の廉なるが爲めか將た内國造船家の技術未だ精しからざるが爲めか其孰れが最も大なる原因なりと云ふを得ずと雖ども假に兩者共に十分なる原因なりとするときは自今政府は特別の保護を造船事業に與へて自製船舶の増加を謀り兼て造船術の進歩を助くること肝要な

るべし我輩は歐米人が日本支那を初め東洋諸國を稱して古船の棄て處と云ひしを聞きたることあり人の棄てたる船舶を拾ひて國の富強に資せんとするは我輩其無益有損の擧たるべきを恐るゝなり(明治十五年十二月十三日)

産業貿易

北海道の遺利惜しむべし

北海道の廣大なりと云ふは久しく世人の耳聞する所なりと雖ども實際周密の注意を爲す者は世間又其人に乏しきを以て單に廣大なりと云ふのみにして止む者滔々たる天下皆是なりと云ふべし北海道の面積六千里餘即ち全日本帝國の四分の一に當るの土地を占め其廣さ四國九州及び山陰山陽二道を一體に合したるものと略同じ其廣大實に想ふべきなり而して此廣大なる土地に住居する人民の數を問へば僅かに十六萬人餘之を四國九州及び山陰山陽二道の人口に比すれば百分の一少餘に相當するなり其土地は斯の如く廣大にして其住民の斯の如く少數なるは實に吾人をして怪訝措く能はざらしむるの事實なりと云はざるを得ず其山水風土人間の住居に適せざるに因るかと云ふに決して然らざるなり北海道を巡歴したる人々の説話を聞くに農事に老練なる人は則ち曰く北海道の原野の廣き其地味の膏腴なる耕地として桑を植うべし麥を播すべし牧場として牛羊馬を畜すべし實に日本他道に於て稀に見る所の沃壤なりと山林事務に達したる人は則ち曰く北海道は日本第一の木國なり林樹の蕃茂驚くべく伐採の便利十分なり一たび之を輸出するの道を開かば其利益實に計る可らずと海産漁業に著目する人は則ち曰く北海道の魚介海藻に富むことに實に人の想像に

及ばざるものあり西海の青魚東海の鮭昆布等は其産額の巨大なる世人の既に熟知する所なり其他何品に拘はらず海産の豊かなるは遠く他道の及ぶ所に非ず産する物多くして之を採る人少なく有用の品を無用の地に委積し空しく天物を暴殄すること毎年幾何なるを知らず實に北海道は海産の無盡蔵なり與其他季候の如きも日本西南諸州の暖地に比すればこそ冬時の寒氣稍や嚴なりと雖ども固より尋常普通のものにして毫も暖帯の人種に不適當なる所なし又其山勢の平易にして峻險ならざるは道路を開通するに人工を要すること少なく河水の深くして急流ならざるは船筏を通ずるに甚だ便利なり以上概記するが如く地味の膏腴なる海産の豊かなる季候の嚴肅ならざる山河の險惡ならざる實に人間の樂園なりとこそ云ふ可きなるに其人口の斯の如く少數なるは吾人の恠訝をして更に又一層の深きを加へしむるものなりと云はざるを得ず

北海道の豊腴にして水陸一切の産物に富むは事實の明白なる者なるに今日に至る迄北海道が人間の利源として名を博したるは唯其海産の昆布鮭青魚あるに由るのみにして其他は一物も該道の名を成すに足らざるものゝ如く然り豈に奇と云はざるべけんや然れども是又大に其理由ありて然るなり北海道は元と蝦夷と稱し日本王化の及ぶ可らざる窮國と爲して之を度外に置きたりき而して舊來の土人「アイノ」と稱する人種は未開無識の蠻民にして耕作製造の道を知らず禽獸を獵し海草を採り魚介を漁するを以て僅かに其生命を全くするを得るのみ故に古來今日に至るまで國土山川に一觀を改めたるものなく依然たる幾百年前の蝦夷國なり然るに内地の日本人は蝦夷を見て蠻地居る可らざるものと爲し敢て移住を企つる者なきは勿論一時の出稼をも爲す者なかりしに維新前後に至りて漸く意を注ぐの地と爲り明治三年開拓使を置し以來は移民開拓に力を盡したること容易ならず山間水濱漸く炊煙の上るありて兎に角に全道の人口

も十六萬餘と云ふに至りたるなり然るに當時北海道の産業を營む者は概ね皆春燕秋雁と一般夏を趁て來り夏を趁て去る一時の出稼人にして朝に夕を謀らず今年に來年を見ず當前一期の僥倖を目的として永遠の利益を顧るに迫らざるを以て昆布の採收鮭青魚の漁獲等期日短くして利益の速かなる者のみを撰びて之に従事し耕耘牧畜等の如き永く其土地に居住して功を數年の後に收むる者に至りては假令其利は大なるも之を待つべき辛抱なし則ち地味の膏腴なるにも拘らず政府の獎勵にも關せず北海道へ行くと云ふ者は皆一夏期間の出稼人にして海産の採收を了れば忽ち又去て其行く處を知らず開拓使十年の辛苦山河の風光をして其舊觀を改めしめたるもの當時尙計ふるに足らざる所以なり故に北海道をして文明人民の棲處と爲し山海天與の利を遺すことなからんとするには一時の出稼人に依頼す可らず必ずや永遠の利を目的として移住する者を求めざる可らず而して此移住人を得んとするには單に北海道の利を説くのみにては未だ以て人心を奮起せしむるに足らず先づ其實地を目撃せしむるに如くはなし百聞は一見に如かざるなり然れども又單に一見のみにては未だ以て十分に人心を誘ふに足らず必ずや内地の各所と往來交通を便速にし北海道に在るは内地に在るに異ならず人をして異郷の情を起さしめざること肝要なり今東京より青森に至るまで鐵道を布設し汽船の渡舟を以て函館に渡り該港以北又一二長路の鐵道を布設したりとせば北海道極僻の地より東京に來るには僅かに一晝夜を要するに過ぎざるべし斯の如くなるときは東京の人も行き北海道の人も來り或は移住の念の有無に拘はらず避暑旁北海道を一巡すべしと思ひ立つもあり一旦移住して不都合の事あらば翌日又故郷に歸るべしとて手軽に永住を思ひ立つもあり必ずや數年を出でずして北海道の天地を一變するなるべし日本帝國の利益實に是より大なるはなきなり我輩は北海道に遺利多きを見て之を惜しむこと甚し然るに之を取て大に日本の富強に資するの法は目下鐵道の利を實用

して北海道との往來交通を便速するの外決して他に妙策なきを知るなり北路の鐵道急にせざる可らず（明治十五年十一月三十日）

運輸交通

鐵道論

第一

運輸交通は文明の原素なり而して其法に二様の別あり一は海運一は陸運なり海運の最も便なるものは汽船の使用にして數千噸の物品數千人の人を搭載し一時に往來す可きを以て苟も今の文明世界に立て國の富強を計らんとするには汽船の必要たるや論を俟たずと雖ども其必要は寧ろ海外交通にのみ止まるものにして内國の交通に於ては陸上鐵道汽車の便なるに如かざるや是又論を俟たざるなり然るに近頃説を爲す者あり日本は四面環海の國なり運輸交通海に由らざる可らず又海に由るのみにして充分なり須らく多々益船舶を購求造作して目下第一の大計を全く可しと唱へ世間又此説に耳を假す者ありて頻に之を賛成するより當時我國既定の輿論たる日本の富強文明を増進するは鐵道布設より急なるは無しとの説も漸く將に人の遺忘する所となる可きの勢あるは我輩が慨歎に堪えざる所なり昨年日本鐵道會社設立の後も因循日を彌り漸く數月前に初めて工事に著手したりと聞けども是迎も川口町以北數里の間に過ぎず東京接近の線路の如きも未だ何れの地を通過す可きやを知らず或は既に其線路を確定し一線は板橋邊より分れて品川に來り

新橋横濱間の鐵道と接続し一線は直に根岸上野邊に來て此處に停車場を新設す可しと云へども其停車場は何處へ定まるを知らずと云ふ程の事にて其遲緩なる實に人をして驚駭せしむるなり又越前加賀越中に跨る東北鐵道會社の如きも該地方有志者の盡力に依り近日漸く結社の運びに至りたるの際其筋に於ては無論之を獎勵する事と思ひの外寧ろ之を阻むの口氣あるが如しとは我輩が竊に聞知して驚愕する所なり駕籠の時代に當て馬車人力車の便益を説くも之を聞いて感悟する者甚だ少なし馬車人力車の時代に當て鐵道の便益を説くも亦斯の如くなる可きは怪しむに足らず馬車人力車を知るの人より駕籠を用るの人を見れば其便益の在る所一目瞭然解説を俟つに及ばずと雖ども己未だ駕籠の人たる間は百聞百説するも駕籠を出て馬車に遷るの勇なし見ざる者に怯なるは人情の常にて止むを得ざる次第なる可し今日本には鐵道なきに非ず東京横濱間の七里線路は明治五年に落成し次で神戸大阪間、大阪京都間、京都大津間の線路を増設し目下各線の延長三十里に達したりと雖ども全國の廣袤汽車の快速に比して三十里の道は未だ以て鐵道の便益を詳示するに足らず之を譬へば隅田川對岸の渡船に蒸氣機關を使用し之を例して廣く汽船の便益を知らんとし又は隣家の往來に人力車を用ひて或は寧ろ徒歩するの便捷なるを訝るの類にて東京より馬車に乗れば一日にして往復す可き横濱へ鐵道を築き半日にして往復し得るを以て兩地の繁榮に幾分を増したりと云ふ位の見聞にて全國に鐵道布設の便益如何を測知し能はざるや毫も恠しむに足らず隨て海運論者をして往々其説を逞くせしめ國の大計を誤るに至らんとするが如きは社會一般の人も亦幾分か其費を分たざる可らず豈遺憾の甚しきものならずや

鐵道の便益の大なる特に日本に於てのみ然るに非ず全世界中到處として皆然らざるはなく殊に歐米各國の如きは鐵道の長短を以て其國の富強文明を察するの例にて能く鐵道の用を知る者と云ふ可きなり人智の開達は交通の頻繁に

して聞見の自在なるに在り商業の盛衰物産の興廢も運輸交通の便否に存す假に今東京より九州の極西に達する三百餘里の鐵道を布設したりとせんか晨に東京を發して夕に京攝に至り翌朝は早く既に長崎に達す可し斯の如くなるときは則ち日本八十二州を壓迫して一州或は一郡内に縮めたるに等しく社會各人の交通も從前に比すれば八十乃至三五百倍に増加すべく隨て人事の繁多なる可きは必ず吾人が想像の外なる可し今の世界に於て見聞智識を頒布するは新聞紙より廣きはなし然るに此新聞紙なるものも當時の日本の如く鐵道の仕組充分ならざる國に於ては其及ぶ所甚だ狭く其用を達すること極めて遅し若し鐵道の仕組を充分ならしめ刊行の即日全國中に配賦し得るの時期に至らば其效驗今日に數十倍し全國人民の見聞智識も數十倍の増進を見る可きや疑を容れず商業の繁榮物産の輸出入も皆亦斯の如し其根本たる鐵道の仕組さへ既に充分なる以上は其枝葉たる各般の事業は他の干渉を須たずして自然に繁茂す可きのみ例へば原野開墾の如し世間經濟の學識に乏しき人は奥羽諸州巡歴の途次所在沃壤の荒蕪に屬するものを目撃して輒ち謂らく斯る沃壤を棄て徒らに狐狸の棲處と爲すは一國の不經濟之より甚しきはなし唯此湖水を疏して彼に溉ぐときは僅に一百萬金を費して數百萬町の良田を得可し富國の大計唯此開墾に在りなど、或は其計を實施して巨萬の貲財を徒費する者なきに非ず是皆其本を知らざるの罪なり唯此輩は土質を相することを不知て經濟の大法を知らず沃壤を棄て荒蕪に屬せしめたるは水の乏しきに非ずして運路の無きに基くことを知らず或は其計策の如く開墾の業を全くして新に數百萬町の良田を得毎年幾千萬石の米麥を收穫することありとするも四面皆山車轍を通ぜざる摺鉢底の如き土地にして此穀類を何用に供せんとするか該田附屬の農民等が一年の食料を除くの外他は皆集積して腐陳せしむ可きのみ或は此穀類を馬背に附して最近の市場に輸出せんとするも其運賃は正に穀類の市價に幾倍す可きことを知らざるなり故に此荒野

の開墾を欲せば單に一條の鐵道を布設して摺鉢の底に達せしむ可し鐵道既に達し運輸の路既に開通する以上は他の獎勵督促を俟たず各人自利の心に誘はれ先を争て茲に來集し疏水開墾の業日を期して成功す可し鐵道の功益實に至大至廣なりと云ふ可きなり

第二

人智開達有無流通殖産興業上に於て鐵道の要用なる所以は我輩前篇に於て既に之を詳論したり然るに鐵道の功用を説くは猶彼の日光の功用を説き水の功用火の功用を説くが如く到底枚擧し盡す可きものに非ず單に今代の人生に必須缺く可らざるものなりと云ふて足る可きものなりと雖ども就中世人の注意を要す可きは鐵道の軍事上に必要なるの一事なり全國の兵員を一令の下に召集して或は一燒點に集まらしめ又一令の下に之を他の一燒點に移し或は之を幾多の方面に散らす等鐵道に藉るに非ずんば其軍略を逞くすること能はず魯西亞の如き土地廣濶にして人煙稀少なる國に在ては俄に長路の鐵道を布設して四境に達せしめんとするに商業上の計算に於ては得る所を以て費す所を償ふこと能はずと雖ども兵略上に於て此鐵道を所持せざれば其國を成すこと能はざるを以て魯國政府は自から奮て之を布設し或は其布設を保護獎勵し十五年を出でずして今日歐領の魯西亞國內は一通り鐵道の通ぜざる地方なきに至りたり歐人は此種類の鐵道を稱して兵要鐵道と云ふ商業計算上の損益を顧みず軍艦を備へ砲臺を築き兵士を訓練すると一般にて護國の兵略を主眼として財を愛まらず布設したる鐵道なりと云ふの意味なり日耳曼の如きも年に月に兵要鐵道を増設し四境の通運毫も遺漏なからんことを期せり殊に全國の鐵道は總て政府の直轄に歸することの兵略上に於て要用なるを感じ専ら其實上に従事したり斯の如く歐洲各國が鐵道の布設を競ふは其平日の穎敏活潑に照らして左もある可き事なりと

雖ども從來日本人が遅鈍頭陋として蔑視する所の支那人の如きも漸く鐵道の利用を覺り一昨年以來は全國中に鐵道布設の議ありて政府が是認するの線路四條あり一は北京より西陝甘地方に至り一は北京より南湖北地方に至り一は北京より東南江蘇地方に至り一は北京より東北盛京地方に至るもの即是なり是尙計畫中のものにして未だ實際の著手あらずと雖ども同國近日の風潮は漸く開明の進歩を促し既に昨年の如き忽ち上海より天津に達するの電信線を架設したるの先例に據れば當時計畫中の鐵道の如きも一旦實地布設の期必ず亦遠きに非ざる可しと信するなり我日本の如き四周環海の國に在ては海軍戰艦の準備固より緊急の要務たること論を俟たずと雖ども内國各地方脈絡連續の鐵道を布設すること目下兵要上無上の緊要事たるは是亦毫も疑を容れざる所なり今我國の常備兵四萬人に假すに全國普及の鐵道を以てせば其働を逞くすること必ず従前の二倍に過ることあるも及ばざることなかる可し過日來朝鮮事件の爲め世上の物論甚だ喧しく一旦日韓兩國の和親破裂の氣遣なきにも非ざりしを以て我陸軍に於ても兵備至らざる所なかりしなり假に今東京より九州に達するの鐵道ありとし馬關より釜山迄は疾速なる汽船の往復あり釜山より京城に至る迄又既に鐵道を布設しありとせば一朝東京にて廟議一決彌開戰出兵す可しと一令の下に幾萬の軍兵は即刻東京停車場發車翌朝未明馬關著港渡海十時間にて釜山上陸再び汽車に乗り夕刻は既に朝鮮京城の南大門上に日章旗の翻翻たるを見ることなる可し兵機は神速なるを責ぶ神速ならざれば其妙を見ること能はず汽船に搭じ十日を経て始めて仁川に上陸するの兵と汽車に乗り四十八時間にして京城に入るの兵とは其神其妙固より同日の論にあらず鐵道の兵略上に必要なる多辨を俟たざるなり

我輩は既に鐵道の功用は水火日光の如しと云へり今又更に水火日光を假りて鐵道の性質を説明せんに水は人類の生

生に必要な品なり庭前に井を堀り水を汲むに幸に清冽にして飲用に供す可くば則ち可なり若し不幸にして其水惡濁之を飲めば健康に害ありとするときは止むを得ず幾多の金額を費し管を通じて他の遠方の清水を引來るなる可く否ざれば供水商社に依頼し一瓶幾錢の價を拂て飲水を購求することなる可し火並に日光に於るも亦皆此例の如し一國は人身の如く道路は水火の如し幸にして道路修築の費用は其得る所を以て之を償ふに足るものならしめば庭前の井水の飲用す可きものゝ如く無上の天恵なりと雖ども不幸にして國に山河の險阻等ありて道路を通じて必要の便を計るに得る所失ふ所を償はずとせんか則ち止むを得ず其損失を忍び幾多の金額を費して此道路を修築すること管を埋め錢を拂て清水を求るが如くせざるを得ず然るを鐵路馬車道の費用を惜で黙蹊鳥道の不便に安んじ一國の貧弱を憂へざる者は猶清水の價を惜で庭前の濁水を飲み己が一身の健康を顧みざる者に異ならず是則ち國に兵要鐵道の已む可らざる所以なり然るに今我日本の如きは人口稠密商業繁榮何れの地に鐵道を布くも得る所失ふ所を償はざるの憂少なく恰も庭前の井水汲で飲む可きの天幸便利を有しながら邦人或は未だ此事實を解せず躊躇して此幸福を享けざる者あるを以て西洋人の慧敏なる早く既に之に著目し日本全國に鐵道布設を企る者少からず明治九年の頃にてありしか英國倫敦にて日本鐵道會社を發起する者ありて布設の許可を我政府へ願出でたり次で濠洲の工業會社に於ても同様の許可を我政府に願出で同時に又伊太利國の某商會よりも同様の申出ありて願意の大略は日本政府にて年六米の利益を保證せられよと云ひ或は開業九十九年の後に至れば鐵道一切總て日本政府へ獻納す可しと云ふことなりしが勿論我政府に於ては總て之を拒絶したりと聞けり

鐵道の功用斯の如く其性質も亦斯の如く之を布設して商業計算上の損失を見ざる斯の如き國柄にして未だ國の富强

に資す可き程の鐵道を有せざるは我輩日本全國人の爲めに無限の憾を感じざるを得ず嗚呼此憾にして消滅し盡すは夫れ將た何れの時に在るか(明治十五年九月二十二日及び二十五日)

教育學術

太政官第五十一號布告

太政官は第五十一號を以て賣藥印紙税の規則を布告して賣藥の定價一錢までのものには一厘の印紙を貼し、二錢までは二厘、三錢までは三厘、以上同様の割合にして品物の定價一割の税を課するの法を定められたり新に課税とあれば随分世間の論柄たる可きなれども我輩の所見に於ては此新税法を以て甚だ當を得たるものと斷定せざるを得ず如何となれば

第一 賣藥は人の病の爲に功能なきものなり病に功を奏す可き程の藥品なれば之を誤用して害を爲すが故に政府に於て之を許さず、無功無害これを服するも可なり、服せざるも亦可なり、水を飲み茶を飲むに等しく、香を嗅ぎ胡椒を嚼むも同様のものにして始めて發賣の許可を得るものなれば名は藥にして實は病に關係なき賣物なり之に税を課して其品物の賣買を左右變動するも人身の病理上に一毫の害を致すことなし

第二 賣藥は事實に無功なるも寒村僻邑醫藥に不自由なる土地にては尙これを服用して情を慰るに足る可し藥力の實よりも唯藥名の妙を以て冥々の功能を見るの場合もあらんと雖ども是亦課税の爲に其機能を減することなし賣藥者

が税を課せられたらば其藥の代價を増すことならん價の貴き藥は功能も亦妙なり畢竟病に關係なくして唯妄想の情に用るものなれば藥の妙不妙は價の貴賤に在るのみ故に課税の爲に從前十錢の品が十一錢と爲ならば即ち一錢の藥功を増す可し或は藥の量を少なくして其目方の一割を減するも又半減するも其人情に感ずる所は守札まもりふだの紙幅を大小するに異ならずして功用は依然たる可し水天宮の御符小なりと雖ども金毘羅の守札大なりと雖ども其靈驗は同一様ならん左れば神丹靈藥の分量が多きも少なきも何ぞ人情を傷ることあらんや小量にして却て愚俗の尊重を博することもあらんのみ

第三 今回の課税は賣藥禁止の旨に出でたるもの歟又は歳入増加の爲にしたるもの歟との論あれども我輩に於て其主義を問を須ひず規則發行の後に自然國中に賣藥の減することもあらん歟毫も憂ふるに足らず或は依然として其賣買を増減することなく唯其税額を以て國庫を富ますのみならん歟、甚だ妙なり事實の妨とならず又人情を害せずして歳入を増すの法は之を良法と云はざるを得ず且我輩の臆測する所にては今の社會の人智にして賣藥の流行は決して減少せざるものと信ず、從前全國の發賣高に何百萬圓と限りあるは人智の進歩某點に達したるが故に此發賣高に止まり今後人智尙進めば隨て其高も減少せんとするの勢に非ず唯國民の貧富に由て賣捌に限りあるのみ人民の愚なるは意外なるものにして賣藥の無功を知らざるのみならず之を信じ之を欲すれども錢なきが爲に之を買はざるのみ、今後殖産の道次第に進で國民の富を増すに從て賣藥を買ふ者も次第に増加す可きや明なり全國一般に學問上の智識を開て事物の原則眞理を辨じ賣藥の無功なることをも解悟するに至るは蓋し數百年の後なる可し其實を證せんとならば現に智識の叢淵と稱する官途を見よ口に天下の經濟を論じ政治の得失を談しながら其口には流行の賣藥を嘗めて自得する者ある

にあらずや或は洋醫の藥も既に倦みたるが故に今度は漢醫に易へんと云ひ或は何病は洋醫に依頼し何病は漢家を用ひんと云ひ甚しきは漢家の療法は悠々雅致ありとて之を悦び眞理原則を以て束縛す可き醫藥と漠然たる風流と混同して自から悟らざる者あり學問を去ること遠しと云ふ可し我國の文明近年は大に進歩したりと云ふも學問上に於ては今日尙暗黒未明の世界なりと云はざるを得ざるなり斯る暗愚世界に於て賣藥流行の勢を殺滅せんとするも十數年に實效を見る可きものに非ず故に賣藥の税も國民の次第に富貴なるに従て次第に増加することならんと信するなり

右條々に述る如く賣藥の課税は人身病理上の事實に一毫の害なく又世間愚俗の人情を傷るに足らず、又其收税額の減少す可き憂もなし、其減少せざるは國の爲に不幸なれども容易に救ふ可らざるの不幸は姑く之を聞き不幸の税額を以て國民の幸福に利用せんこと我輩の希望する所なり方今我國中に衛生法の不完全なるは人の知る所ならん國民食用の品類を調査し、有益の食物を奨励し、新奇の物品を探索し、舶來の藥品のみを仰がずして自國生産製造のものを利用して其及ぶ所を廣くし本邦固有の疾病を研究試験して特に其治療法を求め、濕氣疏通の工を起し、飲料清水の供給を便にし、全國衛生上の地圖を製して健康地方と不健康地方とを區別し流行病の有無性質を吟味する等千條萬件枚擧に遑あらず實に一國の大事業と云ふ可し此業を起すには廣く學醫を集めざる可らず醫學の會議も開かざる可らず各地方に醫員も派出せざる可らず是等の費用に充るに今回の新税額を以てするは不幸の金を幸に利用するものと云ふ可し終に又一言を附す都て衛生を怠りて自から禍を招ぎ又隨て其禍を他に及ぼして世の害を爲す者は畢竟無學無智に原因するものにして其人物を評すれば賣藥を服用して自から甘んずるが如き暗愚の點に位する輩に多きが故に此輩の手より出る賣藥税を以て國の衛生法に費すは自から釀す所の禍を治め又これを防ぐに本人の自費を以てせしむるに異な

らず名も正しく實も亦適當するものと云ふ可きなり(明治十五年十月三十日)

註 此一篇は、賣藥業を誹議したるものなりとて、府下の賣藥商等から營業毀損の訴を受け、數年間係争の上、遂に時事新報社の勝訴に歸した。(編者)

極端論

極端より極端に移るは有形の物理學に於て禁ずる所にして之を犯すときは必ず其害を被らざるはなし水に溺れ又は雪に凍へたる者を救ふて直に溫氣を施すときは死せざるはなし故に凍溺の卒死を處するの法は患者を溫室にも入れずして初の程は氷塊を以て身體を摩擦し次で毛布を以て摩し又手を以てする等次第に其自然の體溫を喚起して漸く溫室にも移すことなり若しも此法を知らずして寒氣の攻撃は溫氣を以て救ふ可きものと思ひ直に火を與るが如きあらば體內忽ち腐敗して斃る可し飢へたる者も亦同じ數日絶食の後には必ず硬強滋養の物を與ふ可らず又大酒暴飲を以て病を成したる者を處するにも俄に酒を禁ず可らず初は殊更に酒を與へて先づ生力を養ひ徐々に其量を減じて平に復す可し寒熱暴變の人身に病を生じ又は物質を收縮膨脹せしめて器品を壞ることあり是等の事實を計れば枚擧に遑あらず何れも極端より極端に移るの禍として見る可きものなれば物理學者の常に慎で心を用る所なり

嘗に有形の物のみならず無形の人心も亦斯の如し極端に移轉して害を生ぜざるはなし古來世界各國に新に宗教を入れて人心の變亂を起したるの例は著々歴史上看る可し新教と舊教と相對すれば其主義必ず兩極の端に居るものなれば此れより彼れに移るに其中間に物なく一蹶して其處を變じ之が爲に激動の甚しきを致すは有形物の理に異ならず往

古西洋人が始めて耶蘇教に移り日本人が始めて佛法を信じたるときも皆この定則に従はざるなし近來我邦には西洋近時の文明を入れて之に移るの際甚しき激動を覺へ舊物を破壊して殆ど遺す所なし蓋し我輩人智の不明なる其徐々にす可きを知らずして一蹶古風の極端より新奇の極端に移りたるは誠に不明なりしと雖ども左ればとて今更これを不明なりしと後悔して改めんとするも其條件を枚擧するは亦甚だ難し如何となれば千歳の睡眠一覺して西洋の文明に逢ひ其文明の人に接して文明の事を行はざれば國を亡ぼすの外に術なし、國を亡ぼすなからんとすれば文明に従はざるを得ず文明に従はんとすれば舊物を破壊せざるを得ず而して其舊物は千差萬別なりと雖ども各相互に連絡して恰も一線の鎖の如く首尾全き生物の如きものなれば鎖の何れの邊に至て破壊を止む可きや之を知る可らず其首に疵付れば尾も感じて復た舊時の本色を全ふするを得ず故に今開國以來の破壊を咎めて一抹了して不利なりと云へば其言簡單にして止む可しと雖ども苟も我國人を率ひて文明に入るの目的を定め其利害得失を枚擧して是れは利得なり其れは害失なりと判斷して唯利のみを取て害を被らざるの方便ありしやと考れば我々の不明今日に於ても之を得ず唯隨時に論ずるものは局所の害を見て害なりしと云ひ今後は前の失策に懲りて再びすることなからんと用心するに止まるのみ

我々日本人は開國以來極端に移轉したるものなりと雖ども人智の不明これを如何ともす可らず之を譬へば日本形の家を毀て西洋作の石室を作るが如し首を回らして數年前を思へば床の間の柱愛す可らざるに非ず、唐木の^{ちまのた}違棚亦惜しむ可しと雖ども之を全局面より見れば既に西洋作と覺悟を定めたる上は復た舊物に戀々す可らず唯今後は其西洋作の家を次第に造作して次第に住み馴れ年々歳々居家の工風に怠ることなくば遂には舊時の日本屋に優ること幾倍なるの日に逢ふ可し唯世間短氣性急の士人が其新宅の身に慣れざるを怒て舊日本屋に入らんとするものなきに非ざれども畢

竟するに我國の約束は既に西洋作の文明と定り此一義を變ずれば國を保存す可らざるを知るからには今更一時の愉快不愉快の爲に數年の古に復せんとするが如きは之を無益の勞と云はざるを得ず無益の勞は尙恕す可しと雖ども其復古に就て往々極端主義に走る者あり例へば方今の教育論の如し數年前は全く儒教を擯けて世上に漢書を講ずる者なきのみならず昌平館の聖堂も廢して孔子十哲の木像の如きも大地に委して之を土足に蹈むも妨なき程の有様なりしものか近日は儒教再燃したる歟各地にて頻りに儒書を重んじ仁義道德論の喧しきこと數年前に異なるのみならず數十年前にも稀なる儒教の極端に移り孟子の文章には放伐の論あり又多く政治に關する事項ありとて之を擯斥し或は小學讀本の嘉言善行にも必ず漢土及び本邦人の言行を録して西洋の臭氣を帶るを好まずと云ふが如きは近時文明の火焰中に氷柱の突出したるものと云ふも可ならん其移轉の急劇なる凍へて卒死したる者を煖爐に温め飢者の死に瀕したるへ珍膳を供するが如し害なからんとするも得べからざるなり我輩固より仁義道德を蔑視する者に非ず假令ひ西洋流の文明中に居るも道德の實施を怠る者に非ず其これを怠らざるは西洋作の家に住居しても冠婚葬祭の禮を破らずして以て一家の政を整理するに異ならず徳教の性質たるや其力を實物に傳へずして其風を虚無の際に移すものと云ふ可し短氣性急の士人若し眞實に徳教を重んずるの意あらば何爲ぞ之を鄭重に取扱はざるや人間世界の徳義は十年の間に俄かに退く可らず又俄に進む可らず二三の人の發意にて容易に左右進退せんとして極端より極端に移るが如きは我輩其可なるを知らざるなり(明治十五年十一月十六日)

急 變 論

第一

秩序を重んぜずして遽かに舊物を壊る之を急變と云ふ變急なれば其變を處するに周到の工夫を缺き利を得るの目的或は害を買ふの媒介となるもの比々皆是れなり夫れ急變固より害ありと雖ども一般の急變は其害未だ局部の急變の甚しきが如くならず一般の變は大なるが如くなれども其變全面に布及し相呼應して變するが故に疾徐相伴ひ併行を失ふことなし局部の變は小なるが如くなれども其變一處に急激なるが故に周圍の事物と併行せずして其變するものと變ぜざるものとの間氷炭相反し其極端相觸るゝに當ては破壊一局に止まらずして蔓延枝連底止する所なし故に曰一般の急變固より懼るべし而して局部の急變最も懼るべきなりと

明治の初年我邦にては西洋文明の利器を用ひて舊慣故例は細大悉く之を破壊し廢藩置縣を首とし天下の事物急變に逢はざるものなし當時人民は封建の治下に在て其舊套を守りしに千歳の長眠忽然として一覺し國を開き又眼を開て西洋の文明に接し常夜の暗より不夜の明に入り文明の光に眩亂したれば先づ舊物の破壊せざる可らざるを知り之を破壊せざれば各國と比肩して獨立す可らざるを知り遂に開國以來の急變を行ふたることなり而してこの急變の際には其變を處するに周圍の工夫を缺きたるもの固より多しと雖ども其變は局部の變にあらず、有形無形を論ぜず一切萬事共に變じて所謂一般の急變なれば周圍の事物と呼應併行して疾徐相伴はざるが如きことなく維新の名實共に擧ることを得たりされば開國以來急變の勢は之を譬へば一條の瀑布の如し一瀉萬仞巖を劈くの勢にて沛然之を禦ぐものなかりしか

ども明治十五年の今日に至ては破壊すべき舊物は既に之を壊り盡して以て現在の秩序を作爲し水勢漸く平面に就き復た昔日の波瀾を觀ざるなり故に今日の要は秩序の平準を保ち故らに之を激して平地に風波を生ぜしめず唯だ緩流平進せしむべきのみ、苟も秩序既に成るの世に在て遽かに之を動すものは前に動すと後に動すとを論ぜず共に急變を行ふものと謂はざるべからず今少年銳氣の徒が進歩を貪て止まるを知らず之れも變革すべし其れも改正すべしとて理論を以て人事を律し破壊主義に陥るは秩序の平準を破るものなれども之に反して長老の輩が今日の狀態は進歩に失したり一事一物皆な不祥の觀を呈すれば之を破壊して古風に復し天保弘化の舊套を以て今日を裝はんとするも亦た秩序の平準を破るものたるを免れず幽谷より一飛して喬木に移るも喬木より一躍して幽谷に下るも其漸を以てせざるは則一なり進むに急を以てし退くに急を以てするは均しく急變を行ふものにして秩序を重んずるものと謂ふべからず急退を以て急進に代ふるは猶ほ暴を以て暴に代ふるがごとくならんのみ例を以て之を形容せん我邦の花柳社會にては三絃を以て客を遇するを例とすれども若しも好事の人ありて三絃は文明の樂に非ず野蠻の器は斷然之を廢し今後は屹度大洋琴を採用して西洋の音調に倣ふべしと云はゞ我輩は其急進に吃驚すべし之に反して鄭聲は淫なり雅樂を亂せり有虞氏の琴は人心を暢和し峨々洋々の音よく花柳社會猥褻の風を變じて敦厚の氣象を生ずれば明日より虞舜の琴を採用すべしと云はゞ我輩又其急退に避易せん大洋琴に左袒するも虞舜琴を採用するも共に急變にして我輩の眼より視れば孰れも花柳社會の秩序を重ずるものと謂ふ可らざるなり

以上の事實にて急進急退は共に急變なり而して其秩序の平準を亂だりて害を社會に流すも亦た伯仲の間にあること明なり明治十五年の天地は自ら其秩序のあるあり而してこの秩序は次第に營繕し次第に建置し其基礎を固ふせざるべ

からず若しも然らずして今日の状態聊か意の如くならざるあれば其不如意を來したる間接の原因を求めず忽ち一局部を變革して以て其意を慰めんとするが如き、語を緊にして之を評すれば一身の小利害を以て天下の大計を誤るものと云はざるを得ず社會の事物稍緒に就くの日に當り急進なり又急退なり端より端に突飛するは共に秩序を重んずる者に非ざるなり世間持重を以て自ら居るの論者あり世の急進家を見て之を退治せざれば皇國安を妨害すべしとて切かに之に切齒せり我輩固より急進を好まず其之を好まざるは持重論者に異ならずと雖ども徐に論者の舉動を傍觀すれば急進家の急なるほどに急なる急退を行ふて顧みざるものゝ如し昔年一儒忍の字を以て其徒に授く一生あり百方釋解すれども其義を論らず先生勃然として怒り是れ忍ぶ可らざるなりとて槩を引て之を打ちたることあり今一方には急進を嫌ふて之を忍ぶべしと云ひ一方には自ら其急退を忍ぶ可らざることあらば何ぞ自ら破戒する彼の儒者先生と異なるものあらんや嗚呼今日は固より社會一般の急變を行ふ時にあらず變一般に及ばざれば局部に止まらざるを得ず局部の變は周圍の事物と併行せざれば望む所の目的を失して望まざる所の結果を得、利害相償はざるに終らんのみ我輩は急進と急退とを論ぜず其變の急にして今日の秩序を亂すを憂るものなり

第二

我輩前論に於て急進固より懼るべし而して急退も亦大に懼るべしとの理由を陳じたり、この論にして大過なからしめば我輩一步を進め學政に就て一言せん我邦にて幕府の盛時は又漢學の盛時なれば天下の子弟は治國平天下の教に薰陶せられ二年にして四書を読み三年にして五經を畢り三五年の教育を以て纔かに四書五經の素讀を學得し恬として怪まざりしに維新の一舉王政を復古し西洋文明の元素駁々として内國に侵入して政府も亦た之を取るに熱心し學制を頒

布して畫一の教育を施行してより世上一般の教育家は皆其風に靡き漢學の舊を棄て、洋學の新に移らざるはなし明治の初より近日に至るまで其學風に或は變則と云ひ或は正則と云ふが如き多少の變革を來したりと雖ども要するに一部の變革にして教育全體の精神を動搖したることなし然るに近來はこの日新學の胎内より理窟一偏の少年を産し權利と云ひ自由と云ひ其唱道する所喋々として長老教育家の耳膜を破り雲雨を得ざるの蛟龍早く已に毒氣を吐き黃吻の新乳兒復た吳下の舊阿蒙にあらず長老は蓋し之を憂ひ、少年の狂奔急躁は畢竟西洋の毒主義に酔ふたるなり酒に酔ふて狂するものは酒を興へざれば其狂を療すべし、毒主義に酔ふて毒氣を吐くものは其主義を授けざれば其毒を醫すべしと簡單の論理を立たるか、俄かに學問の風儀を改正せんことを企て西洋の歴史經世の諸學は學校を放逐して陳新交代四十年前支那にて出版したる論語中庸孝經を以て十年來の教育を變じて一蹶して天保の古に復したらば天下の子弟は小心翼翼律儀一偏の良民と化すべし權利自由の説をして其跡を斂めしむるも此にあり急躁狂奔の少年を退治するも此にありと觀念して教育の復古を希望するものゝ如し然りと雖どもこの簡單なる論理を以て錯雜なる人事を律し果して其目的を達はざる歟試に看よ溫良の教に浴するもの必ずしも溫良ならず論語の訓を誦するもの必ずしも論語に従はず維新の前に諸方に奔走して政治の熱心極度に達し當路の權臣を暗殺し人家を焼き人命を奪ひ傍若無人の舉動をなしたるものは何者ぞ口に四書の訓を誦し仁義の教に浴したるものにして自由權利の如きは夢想にも及ばざる人物なりき此の人物にして彼の舉動あり四書は以て過激を治するに足らず五經は以て輕躁を鎮するに足らざるや明なり彼の長老輩が論語孝經の功德を以て今の少年を道德の門に改宗せんと求むるは猶ほ木に緣て魚を求むるがごとくならんのみ抑も人類の行爲は其時の氣運に制せらるゝものにして教場の讀書口授の如き其影響少小のみ且つその德育に至ては

無形の間に感染するものにして有形の教則は其力甚だ薄し然るに今日教師となりて教育に従事するものは何人ぞや是れ皆維新洋風の教育を受けたるものなれば其風は虚無の際に生徒に移傳し其移傳の力は教則の力に勝ること幾倍なるを知るべからず且つ教育の性質たるや五年三年を期して進退すべきものにあらず其進むや進むの道あり其退くや退くの序あり忽ち進み忽ち退き極端より極端に移るが如き我輩其可なるを見ざるなり例へば支那にては科第の法あり文章を以て士を取る歴代皆な然り好事の士時に或は其弊を指摘し文章は彫蟲の末技にして國家を補することなし明日より經術を奨勵し明經の士を取らば方正直言の秀才を得べしとて急遽の變革を行ひたることあれども一朝にして空文の弊を矯むる能はず又忽然方正直言の數を増すべきにあらず數十年來文章を以て士を取るの習を馴致したるものが一旦の變革にして豈によく虚文を去て實行に移るべけんや西洋主義の教育は既に我邦の子弟に薰染せり之を矯むるに漸を以てせず區々の教課を改正して學塾教場の風を一變し以て子弟の徳義心を一朝に左右せんとするは殆んど小兒の戯のみ好事家にして之を爲さば則已む苟も長老の輩にして之を爲さば我輩又何をか言はん唯だ嗚呼の一嘆聲あるのみ今や長老の輩は天下の子弟が急變を好むを憂ひ其自然に任したらば國家の大計を誤るべければ之を矯正して沈著の氣象を養成せんとするにあらずや然るに夫子自ら急變を好で十餘年來既に其體裁をなし我邦の教育は西洋風と定まりたるものを改め在來の教書を廢棄して俄かに筐底を搜索し蠹魚の城廓となりたる太古の漢書を採用するが如きは孟子の所謂放飯流啜して齒決なきを問ふの類ならん凡そ一時の不如意を怒て急變を行はゞ其變の進たり退たるを問はず無益の勞に屬すべし無益の勞は尙ほ可なりと雖ども其急變の際には既成の秩序を破壊して往々極端に走ることあり故に其勞は無益に止まらずして將に有害に陥らんとす我輩の憂る所はこの有害にあるなり世の教育家以て如何となす(明治十五年十二月十八日及び十九日)

宗教道德

神官の職務

本年一月内務省より自今神官は教導職の兼補を廢し葬儀に關係せざるものとす此旨相達候事との達あり此達の趣に従へば今後神官は宗教の事に關せずして神祇の祭祀を司り敬神の旨を人に教へて此教旨の分布に心を用ることならん即ち神道は今後宗旨として認む可きものに非ざるなり我輩は多年この義を論辨したることもありしが今日實際に於て我持論の行はれたるを見るは欣喜に堪へず我日本國の宗教は佛法にして敬神の教を布くものは神道なり二者判然として區別を見る可し此一條に就て或人の言に今回の一舉に由て神官の輩は純然たる舊時の神主かんぬしに復して神社の番人たるに過ぎざれば彼の輩も既に社會に望む所なく社會の人も亦彼の輩に關係なくして全く別世界の者たりとの説あれども我輩の所見は大に之に異にして神官に求めるもの甚だ多し抑も彼の神道は如何なる主義を教ふるもの歟我輩未だ其細目を知らざれども純然たる日本固有の道なれば百事は姑く聞き國を重んずるの教たるや明なり又其講ずる所の書は古事記日本書紀等の如き悉皆我國古代の歴史にして之を讀む者は自から懷舊の感を發達するに足る可し今世界萬國に於て國權なるものゝ性質を尋るに一國の權理と云ひ萬國の公法と稱して恰も公平無私なる主義の如くに聞ゆれども其實は一區域の人民が其生誕の地に戀々して祖先の口碑を共にし共に其區域の地を守て他國人の侵凌を防ぎ之を防ぎ了りて又

隨て他國を侵凌せんとするの私情に過ぎず故に國權は天地の大道に非ずして一國內の正義なり外に對するの私情にして内に在るの公論なり今この正義公論を内に獎勵するの良方便は國民をして幼稚の時より普く國史を知らしむるに在り其國史を讀ましめ其口碑を傳へ我國は云々の國柄なり我先人は云々の人物なり何れの時代には斯る事變を生じ其時に當て何人は斯る功名を以て芳を萬世に流し又何人は斯る惡事を爲して臭を千歲に遺したり云々とて治亂興敗の次第を各人の肺肝に銘せしむるは國權の氣を養ふに缺く可らざるの緊要事にして殊に我日本の如きは開闢以來一系萬世の君を戴て曾て外國の侵凌を蒙りたることなく金匱無缺は實に其字義の如くにして曾て尺寸の地を失はざるものなれば古來の國史を開て之を讀めば愈々益々勇氣を増さざる者なる可し是亦我一種の慶福にして史學を分布するの便利に富むものと云ふ可し故に方今刊行の國史少なからずと雖ども唯これを書籍に依て講ずるのみにては其傳播する所尙博しと云ふ可らず是に於てか神官の輩が各地方に於て説教のときによく此邊の意を體して専ら古今の國史類を説き彼の神變不思議なる神代の奇話の如きは早々にして之を略し今の人心に信す可きものを撰で朝夕に説明したらば其功能決して少小ならざる可し我輩の特に神官に求る所のものなり

説教の目的とする所の人は固より有識の人物に在らずして唯博く群民を教へ少幼の輩を導くものなれば其説く所決して高尚なるを要せず故に説教の傍に或は繪を示すも亦甚だ有力なる方便ならん然るに爰に恰も好し日本國中神社の數は其幾萬なるを知る可らざる程の大數にして且古來の習慣に繪馬奉納の事あり往古は馬の繪を神に供したるもの、由なれども今日見る所にては武者繪もあり合戦の繪もあることなれば是れこそ幸なれ今後此繪馬の繪に注意して古今歴史上の物語りを之に畫き或は之に簡單なる説明を附するも可ならん或は説教者が繪馬の繪に就て特に説教するも

可ならん殊に外國交際の事に關しては最も心を用ひて神功皇后の三韓征伐より弘元蒙古の事、又豐太閤の朝鮮征伐其他寛永年中天草の一揆、文化年中魯國人蝦夷上陸の事など些細の事に至るまでも逐一これを繪馬に仕立て、衆人の目に觸れたらば之を見て悦ぶ可き事もあり又警しむ可き事もありて其感動を生ずること實に容易ならざる可し又或は人の繪像にも古今報國の義士、朝野有功の人物を掲るは無論なれども國權を目的とするの趣意なれば北條家なども朝廷に對し源家に對してこそ不臣なれども其五代目の時宗が英斷を以て蒙古の大軍を殲したるが如き日本國へ對しては忠義なりとて特に畫きて人の記憶を喚起すること必用ならん抑も圖繪を以て人心を喚起し報國の氣風を振張したるの一例は今の日耳曼國が千八百年の初め尙普魯士國プロシヤと稱したるとき佛帝第一世「ナポレオン」の爲に蹂躪せられて古來未曾有の凌辱を蒙り普人は之を心根に銘して忘るゝこと能はずと雖ども歲月の經過するに従て熱心の退かんことを恐れ乃ち識者の發意を以て當時普軍敗北の有様より其國王及び將校等が佛兵の爲に侮辱せられたる慘狀等を逐一圖繪に畫き其額面を國中公衆の群衆す可き場に掲げて之を示し觀る者凄然たらざるはなし又奮然たらざるはなし其繪を眺め其物語を傳へて七十年の其間國中の人民曾て一人として之を忘るゝ者なく曾て一日も之を思はざるはなく遂に千八百七十年の一戦を以て佛帝第三世「ナポレオン」を虜にし以て會稽の耻を雪ぎたりと云ふ以て圖繪の功力の大なるを見る可し又この記事に據て普人の所業を案するに誠に怨恨不良の心術にして一個人の行事なれば或は賤しむ可きに似たれども國と國との關係にして國權の皇張を目的とするときは區々の私徳に局促す可らざるの事實をも知るに足る可し是等の意味に就ても説教者たるものは特に注意して其心事を潤大にせんこと我輩の祈る所なり(明治十五年四月十九日)

雜 說

皇居御造營に就き太政官の建築を望む

皇居御造營は其經畫既に成りて彌よ御著手相成るとの事、欣喜に堪へず、蓋し皇居は一國人心の中心として外形に現はるゝ所のものなれば國力に相當して盡すべき丈の壯大美麗を盡し我大日本國にして此皇居ありと云ふ程に外國の人へも誇り示したきものなり石室木造其孰れに決したる歟我輩未だ確報を得ずと雖ども或は木造の部分多かるべしとも云ふ何れも御都合あることならん唯願ふ所は石室にても木造にても火災の豫防專一にして假令ひ内部は木造にても石を以て外を圍ひ又内部をも區畫して萬々の火災にも其災を全體に蒙るなきの備を設け經費に拘はらずして千百年の謀を爲すの一事のみ

皇居の事は主任者ありて經畫も既に定まりたることならんれば我輩の傍より論すべきに非ざれども此御造營に就き序ながら爰に一條の所望あり即ち諸官省建物の事なり抑も今の諸官省は都下の各處に分立して各一區域を構へ公用は相互に文書を通じ若しくは官吏の往復を要することにして決して便利なるものと云ふ可らず等しく一政府中の公用にして之を一處に集るは固より當然のことにして之を各處に分つも更に便利の點はなかるべし舊幕政府の時代にも會計外務等の諸局は悉皆一府中に同居して唯壁を隔て、相分るゝのみ會て不便を覺へざりしが如し西洋諸國には或は諸官省の各處に分るゝものあり若しも其制に倣ふることならば他の不便利に倣ふものと云ふべし現に數省連屬の事

務にして緊急の處分を要するものは互に急使を馳て打合を爲すと雖ども事の要領を得ざれば已むを得ず他事を放却し主任の局長又は卿輔自から各省の間に奔走して尙其處分の速ならざるを憾むことありと云へり左れば今之を一所に合併するときは公用の便利のみならず自から吏員をも省きて經濟上にも多少の利益あるべし瑣事を云へば今の十省十門の門監は之を一門に合すべし況や其間に奔走する小吏使丁の勞役、尙細に互れば薪炭燈燭の費に至るまでも之を省略して少々ならざることならん

諸省を合併して會て不便を覺へずして果して利益のみを見ることならば爰に皇居の傍歟又は別に地を卜して大に太政官を築き諸省を一處に連絡して永年の基礎を定ること緊要ならん今後我國力の進歩を測り又政體の如何に定る可きやを期し力に應じ時勢に適する所を斷定して其規模却て洪大なるを要す今の諸省の建物を見るに多くは木造の普請にして一見或は壯麗に似たるも其實は一時の急に迫て急に建築したるものなれば其竣功も速にして其破損も亦速なり加之一旦の火災に罹りて大切なる記録を失ふたる例も少なからず決して之を百年の謀と云ふ可らず既に百年の謀に非ざるを知らば今日も亦其百年中の一日なれば一日も猶豫す可き事に非ざるなり

或は方今財政の困難に當て未だ太政官の建築等に迫あらずと云はん歟今日に苦慮して百年を忘るゝものと云ふ可し今の財政の困難は百年の困難に非ず況や一所の太政官を作るに於てをや我國力に於て恐る可きものに非ず假に其建築費を一千萬圓とするも今より工を起して二十年の後に落成すれば一年僅に五十萬圓のみ今の粗大なる諸官省を毎十年に再建し又其間に無益の修繕を加ふる等費す所は百萬圓に下らざる可し毎十年に百萬を失ふて其跡なきものと毎年五十萬圓を費すこと二十回にして爾後幾百年の基礎を立るものと國の大計に於て其得失固より論を俟たずして明なり況

や木造の粗屋に貴重なる文書記録を納め市中の火災と聞く毎に不安の思ひを爲すは愚なるに似たり況や時としては實に其災に罹りて之を如何ともする能はざることあるに於てをや文明の世に在て智者の所業と云ふ可らざるなり

都て建築の大なるものは著手の前に經畫を議すること緊要なり建築學士の工風を要するは無論、又この建物を使用する人の所望に應じて成工の上毫も遺憾なきを要することなれば其地を測量し其圖を製し隨て製し隨て改正し其の商議の間にも或は一二年を費すことあるべし既に著手の上にも又經費の都合に由て一時は之を急にし一時は之を緩にすることもあらん其れ是れの事情に制せらるゝことなれば太政官の建築は今より二十年を期し又三十年を期して其成工を謀るも歲月緩漫なるものには非ざる可し又序でながら云へば國會開設は明治二十三年に在り僅に七八年の猶豫なれば其會堂の建築も今より用意するに非ざれば時に臨で差支ある可し何事も早く用意して其事を害するの憂はなきものなり（明治十五年六月二十七日）

肉食せざるべからず

第一

人生五十年の間吾人が此地球上に生息するには日となく夜となく拮据經營爲すべきの事業甚だ多し然るに善かれ悪しかれ此の人間一生を過さんとするには先づ第一に入用なるものは吾人の生命なり生命にも色々の種類ありて一樣ならず健全無比人間に死あるを知らずと云ふ如き人の生命あり多病羸弱一年三百六十日唯藥鑑とのみ相親しみ床の下の蔓草めきたる人の生命あり蔓草の生命も是亦一個正銘の生命にして生命たるに相違なしと雖ども斯る生命は其持主の

ためにも亦同胞幾多の人類のためにも幾分か需用の度を減じたる生命なりと云て可なり吾人は勉めて斯る生命の持主たることを避けて健全無比の生命を所持するに盡力すること肝要なり是人類の世に在る第一著の要事なればなり人類の世に在る僅かに蟲の息の通ふのみの生命を以て満足すべきにあらず健全至極死を知らざる生命ならでは物の用に立たずと覺悟し居るべきは無論のことなりと雖ども畢竟するに人間の事業は生命の長短健否に在らずして全く心身の働きに存するものなるが故に既に生命を健且長ならしむるの工夫を爲したる上は大に心身の働きを遅くするの心掛けなかるべからず心身の働きを遅くするの手當は即ち生命を健且長ならしむるの手當にして往々一舉して兩得を見るべきものなるが故に二者相悖るの憂はなきなり

日本人と歐米人とを比較するに生命の長短健否に付ては其優劣を判すること容易ならずと雖ども其心身の働に付ては二者の間に大差あるを見るなり歐米人が心の活潑なる其筋骨の太く逞くして膂力の強大なる我輩日本人が常に羨望して止まざる所なり此差異あるを致したるは固より一朝一夕の故にあらず幾十年の間幾十百様の原因を重ねて遂に我輩日本人のためには不愉快千萬なる此様の結果を生じたることならんと雖ども其原因の大部分を占るものは日本人と歐米人と食物の差異之をして然らしめたるなりと云ふ可し歐米人は人間滋養の第一たる禽獸の肉を食ひ日本人は滋養の不充分なる草實菜根を食ひて肉類を好まず故に壯年血氣の際に於ても心身を勞働すること歐米人の如く活潑ならざるのみならず少しく老年に及び肉體の生活力を減するの時に至れば忽ち衰耄の態を現はし彼の歐米人が白頭にして紅顔七十にして杖を恃まざるものに比して其差異嘗に月鬻のみにあらざるなり歐米人が日用の銃砲農具の如き又厨房の家具の如き我輩日本人のために頗る重大に過ぎ不便を感じるもの甚だ多し歐米人のためには適宜の便具にして日本

人のためには過大過重なるは我身體骨力の不足あるを證するに足るべし又歐米人が身體骨格の逞しきがために隨て其力量の優等なるは無論のことなりと雖ども我輩が飛脚船に搭じて旅行の際歐米人の水夫と日本人の水夫とが事を執る有様を見るに日本水夫二人乃至三人の力を集めて纔かに歐米水夫一人の力に敵することを得るが如く思はれ毎度ながら同一様の驚を感じるなり又歐米の政事家が其齡既に古稀に達し日本人なれば耳も遠く目もかすみ心も亦童に還る其際に於て繁劇なる政治事務に服し晝は臺閣に出入し夜は議院に出席して深更に及ぶ迄反對黨と辯論し或は人民の招に應じて宴席に會し或は請願者の總代を接見して其意を聴き或は演説し或は書を著はし其心身動作の繁劇なる之を見聞する日本人をして彼等の身體は木石より成るか何ぞ疲勞を知らざるの甚だしきやと疑はしむること多し歐米人の諺に健全の身體に健全の精神ありと云ふことあり日本人をして何程に健全ならしむるも到底草實菜根より成立つ身體なるが故か其精神も菜根相應の精神とも云ふべきものなるが如し好しや金石も透るべき精神ありとするも之に伴ふべき發育十分健全無比の身體なきを以て實際何事を成すべき様もなし結局事に臨む毎に精神あれども身體なしと云て遺憾遺る方なきなるべし身體の健全なるは生命を保ち精神の働きを輔くる所以にして日本人が歐米人に一著を輸するも亦唯身體の孱小軟弱なる一事より外ならず日本人が身體骨格の下劣なるは歐米人に比してのみ然るにあらす支那朝鮮諸國の人に比するも大に及ばざる所あるを見るなり支那朝鮮人民の如きは日本人民に等しく古來米穀を貴ぶの風なりと雖ども又好で牛羊鶏豚の肉を食ふこと日本人の企及ぶ所にあらす是則ち彼の國人等が斯る好身手を有する理由なるべし

第二

我日本人の骨格偉大ならず身體強剛ならざるは吾人の遺憾とする所にして其原因の重なるものは古來肉食を忌み

て肉食を専らとしたるの罪なりとは我輩が前章に論ずる所なり然るに我日本人は何故に斯く禽獸の肉を食ふことを厭ひしや其由来を知ること難し日本人は近古儒教を奉崇すること甚しかりしと雖ども儒者の議論に肉食を忌むことなく盛饌と云へば必ず牛羊豚鶏の料理なること古來今日に至るまで支那の風習なるが如く民に菜色ありと云へば饑餓死に通るの狀を形容したるものゝ如し我輩當初漢籍を讀み此菜色とは何様の顔色を云ふにや一向に合點行かざりしが歐米を始め諸外國と交通以來初めて心に會する所あり菜色とは肉食の顔容に對するものにして我日本人の如き即ち菜色の民なりと云ふことを知り得たるなり日本の儒者には身を忘るゝまで漢土に心酔し自から甘んじて東夷と稱する程の熱心家もありしことゆゑ豚を屠り鶏を殺す様のことまで勉めて中華の風に倣はんとこそ爲したらん漢學儒教の流行にも拘はらず肉食の行はれざりしは不審なることなり或は察するに日本は東海の孤嶋にて隨處魚肉の供給に乏しからず隨て鳥獸の肉を要すること他の大陸の人の如く緊切ならず之に加ふるに王侯より庶民に至るまで佛法篤信の人甚だ多く君主の我儘を以て漫りに殺生を禁斷し強ひて此禁を犯さんとする者もなかりしを以て容易に菜食の惡風を成すに至りたるならんか幸にして我國人も海外諸國と交通以來漸く肉食の廢すべからざるを知り牛豚の類を屠りて食料と爲すことを始めたりと雖ども百年の習慣一朝にして去るべからず何處となく肉食は汚穢不潔なるが如くに思はれ牛を屠り鶏を殺すは無慈悲兇惡なりとの念に制しられ尋常人家の膳に肉類を見ること甚だ稀なり去る明治十二年中日本全國にて屠殺したる牛は三萬零五百五十頭とあり牛一頭の肉は英國の例に依るに平均七百五十斤なりと云へり假に此例を以て日本の牛にも適用するものとすれば明治十二年中に消費したる牛肉は二千二百九十一萬斤餘なり之を同年の日本全國の人口三千五百七十六萬餘に配當すれば一人に付平均半斤少餘となるなり實に僅少千萬なる分量と云ふべし勿論牛

肉の外に豚肉羊肉猪鹿の肉等を食料に用ひたるや相違なきことなりと雖ども此等の肉類は日本人民が當時稀に食用するものにして何程もあるべからず假に十分の多量に見積るも牛羊豚肉等を總計して一人に付一年間に一斤以上の肉類を消費したることなきは明白なるべし我輩今歐米諸國の一二例を擧げて彼の人民が肉食の有様を示すべし

千八百五十三年（嘉永六年）の調べに英國倫敦市中にて同年中に消費したる牛羊肉の總額を人口に配當するに一人に付百二十三斤餘に當れり但し豚肉、鹽漬豚肉、其他一切の鹽漬肉、鳥類、魚類は此外なり又同時佛國巴里にて消費したる牛羊肉は一人に付平均八十六斤に當り白耳義國「ブラツセル」府にては一人に付平均八十九斤に當りたりと（此調べは今より既に三十年以前のものなり爾來歐洲の文明は日進月歩し明治年間の歐洲は嘉永年間の歐洲に非ず社會の富有も前後同日に論ずべからざるを以て今日實際の統計に於ては肉類の消費本文の如き少數のものに非ざるべし）

又千八百八十年（明治十三年）中に米國にて消費したる牛羊肉の總額を同國の人口に配當するに一人に付平均百二十斤に當れり（前記英佛等の計算は其首府のみの調べなるを以て之を全國に平均せば其程度を減ずること勿論ならん爰に米國が全國の平均にて一人に百二十斤なりとあるは非常の數なりと云ふべし）

以上は歐米人の肉食に關する一二の例なり而して我輩は隣國支那朝鮮に係はる確實の統計を得ずと雖ども從來聞見する所に依るに兩國人の肉食は日本人に幾倍するものなるや明かなり現に我國渡來の支那人は勿論日本最良の朝鮮人にて我國人が上下平等の粗食を見て大に案外する由に聞けり

日本には肉類の需要者なきが爲に供給者も少なく隨て肉の價を高貴ならしむるものなるか目下東京にて牛肉の小賣

直段一斤三四十錢の間なり英國の如き食料の高價なる世界第一とも呼ばるゝ場所に於て牛肉一斤の小賣直段（銀貨）二十錢内外なるを見れば我國の肉類は他の物價に比較して非常なる高價と云ふべし或は斯の如く價の高きが原因となりて肉食は日本人の資力に及ばざる有様あるが如しと雖ども肉食は必しも牛肉に限るに非ず羊肉を得るは牛肉に比して頗る輕便なるを以て羊を飼養して肉食を謀るべし羊肉尙ほ且つ高價に過ぎなば豚を飼養して其肉を食ふべし數口の農家にして一戸一豚を養ふには決して餘計の費用を要せざるなり豚の傍に鶏家鴨等を飼ひ置き其肉なり卵子なり隨時滋養の食料を得るは是亦屈強の工夫たるべし

日本人民が軀幹短小顔色蒼々として喪家の狗の如くなるは萬國競争の今日に於て實に國の大患たり速かに舊來菜食の陋習を改めて肉食の美風に移らざれば一旦忽ち躋を嚙むの悔を來たすことあるべし牛羊豚鶏は數月或は數年の飼養にして食料たるに適すべしと雖ども之を食ひたる人の身體は數月或は數年に於て大に改良の效驗を見るべきに非ざるを以て一日も其著手を速かにせざるべからず驟雨將に至らんとして村路尙長し我輩の心實に急熱に堪えざるなり（明治十五年十二月十五日及び十六日）

時事新報の本色

本年三月一日我時事新報第一號を發兌せし以來既に十ヶ月を經過し茲に本日をして時事新報明治十五年の筆を關するに臨みて讀者諸君に一言を呈せんと欲するなり諸君が記憶せらるゝ如く時事新報の發兌を始めたる頃は日本全國朝野都鄙の別なく政黨論最盛の時にして苟も政黨の旗下に在らざる者は人にして人に非ず政治社會の人口外に立つ者な

りとの世評ありし程なりき故に我輩が此烈風激浪の中に屹立し同志社中が十數年來持續したる無偏無黨獨立不羈の精神に依て時事新報を發兌するの企あるを傳聞し世の論者は早く既に我輩を評して民權新聞ならんと云ひ官權新聞ならんと云ひ甚だしきは無主義新聞なり野暮新聞なりなど、云て親疎遠近の別なく只管我輩を罵詈して止むことを知らざりき然れども我輩亦我輩の精神ありて人の毀譽により轉移すべきに非ず依然此精神の主宰を仰で時事新報を料理するの外他に工夫なきを以て我輩は時事新報第一號の社説に於て左の如く發兌の趣意と目的とを略述したりき

(前略)抑も慶應義塾の本色は前記の如く唯人を教へて近時文明の主義を知らしむるに在るのみ則ち生徒入社之初より卒業の時に至るまで其訓導の責に任ずるのみにして爾後は全く關係なきものなれども講堂有形の教授を離れて社中別に自ら一種の氣風なきを得ず所謂無形の精神にして獨立不羈の一義即是なり此精神は形以て示す可きに非ず口以て説く可きに非ずと雖ども創立の其時より本塾の全面を支配して二十五年一日の如く如何なる世上の風潮に遭遇するも曾て動搖したることなきものなり然りと雖ども二十五年の星霜久しからざるに非ず三千五百の社中多からざるに非ず此年月の間に此社中の人々が各其志す所に從て其事を爲す、方向一ならんと欲するも固より得可らず同窓の友誼こそ終身忘る可らざるも社會の人事を處するに當ては常に方向を一にせざるのみならず或は全く相反對するものも尠なからず宗教の信心を異にする者あり、政治の主義を異にする者あり、著書新聞紙に論説を異にする者あれば商賣工業に競争の敵たる者もあり甚しきは國事犯罪吟味の法廷に於て糾問せらるゝ者と糾問する者と初て相對すれば四目相見て兩心愕然何ぞ計らん共に是れ舊同窓の親友たりしが如き奇談もあらん何れも皆自然の勢にして人間社會に免かる可らざるの數なり

斯る事の有様にして漫然たる江湖の眼を以て觀るときは我義塾の社中には幾多の主義を存して幾多の方向を取る者の如く又其主義方向の多きは却て無主義無方向の如くに認る者もなきに非ざる可し蓋し我學友社中の一部を以て商人の眼に映するときは商會の如くに見へん、我社實に商人多ければなり、又其一部を以て政治家の眼に映するときは我社中は政黨の如くならん、社中實に政談客多ければなり、或は我れを民權家なりとて嫌惡する者あれば又一方には官權黨なりとて謗る者もあり其趣は一線の源泉山間を走れば溪流にして斷崖より落れば則ち瀑布となるものを評して此水は溪なり瀑布なりと鑑定するに異ならず水は元と唯水なれども觀客の地位の異なるに由て評論を異にする者なり漫然たる江湖其漫實に笑ふに堪へたりと雖ども此妄評決して之を一笑に附す可らず虚よく實を生ずるは人事の常にして世人が斯く一部分の運動を見て我社の全面を卜するときは遂に其名聲を成して又遂には學塾中の少年輩をして實に方向に迷はしむるの害なきを期す可らず去迎は本塾多年の精神に背き有形の教育上にも容易ならざる禍を蒙るに至る可し默止す可らざるなり依て今この弊害を未發に防ぐの策を案するに我に如何なる主義あるも毎日に語る可きに非ず每人に告ぐ可きに非ざれば今回社中の同志協議を遂げて義塾邸内の出版局に於て毎日の新聞を發兌することに決したり其名を時事新報と命じたるは専ら近時の文明を記して此文明に進む所以の方略事項を論じ日新の風潮に後れずして之を世上に報道せんとするの旨なり(中略)

本紙發兌の要用にして止む可らざるの理由は前既に之を記したり今又向後の目的を述べて聊か他に異なる所以のものを示さん我同志社中は本來獨立不羈の一義を尊崇するものにして苟も其の志を同ふせざる者に對しては一毫も與へず一毫も取らず勤儉以て一家の獨立を謀り肉體の生計既に安きを得るときは兼て又一身の品行を修め俯